

国民年金保険料収納事業 民間競争入札実施要項（案）

日本年金機構

【目次】

1	目的	3
2	本事業の基本的な考え方	3
3	対象業務に関する事項	
(1)	対象業務の内容	4
(2)	契約（事業対象）期間	6
(3)	対象地区（入札単位）及び対象年金事務所	7
(4)	事業実施に関して確保されるべき事業の質	7
(5)	事業実施体制	11
(6)	民間事業者を提供する情報等	12
(7)	日本年金機構と民間事業者との連携・協力	13
4	受託事業者選定に関する事項	
(1)	民間競争入札に参加する者に必要な参加資格	14
(2)	民間競争入札に参加する者の募集	15
(3)	落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定	16
5	従来の実施状況に関する情報の開示	18
6	民間事業者を使用させることができる物品	18
7	民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例	18
8	民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対し報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等	
(1)	報告事項等	19
(2)	秘密の保持等	20
(3)	法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	20
9	民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	23
10	事業に係る評価に関する事項	24
11	その他事業の実施に関し必要な事項	24

(別紙1-1) 対象地区等一覧

(別紙1-2) 年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧

(別紙2-1) 対象年金事務所別達成目標等一覧

(別紙2-2) 達成目標等算出根拠

(別紙3) 総合評価基準（技術評価）

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

(参考条文)

1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景とした国民年金保険料の未納者（うち過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成24年度末時点で約296万人）の存在は、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は極めて重要な課題である。

このような状況の下、日本年金機構においては、未納者の解消に向けて、国民年金保険料収納業務の民間委託を活用するほか、年金事務所ごとに策定した行動計画に基づき、納付書や免除等申請書の送付のみならず、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んできたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）の申請手続の勧奨を含む。）及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

2 本事業の基本的な考え方

- (1) 本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を国民年金法第91条に定める納期限（以下「納付期限」という。）内に納付しない者（日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。以下「滞納者」という。）すべてに対して、それぞれの特性に合わせて文書、電話及び戸別訪問による督促並びに新たな督促手法を適切かつ効果的に組み合わせ実施し、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に関する理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付け、保険料収納の向上を図るものである。また、滞納者の状況に応じて、口座振替勧奨や免除等申請勧奨を行うことを求めるものである。

- (2) 民間事業者は、納付督促の実施に当たり、文書、電話及び戸別訪問による督促手法は、いずれも必ず実施するものとする。（「電話による督促手法」については、業務に従事する者による案内方法とする。）
- (3) 滞納者すべてに対してその特性に合わせた納付督促を実施し、保険料納付等に結び付けた場合、その成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

3 対象業務に関する事項

(1) 対象業務の内容

滞納者に対する督促に関し、以下の（ア）から（オ）までの業務を包括的に委託する。なお、（ア）及び（イ）の督促業務の実施に当たり、その具体的な手段・手法の詳細については、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から民間事業者の提案に委ねるものとするが、上記2の本事業の基本的な考え方を踏まえ、従来の実施事業における文書や電話及び戸別訪問による督促実績を参考とし、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するものとする。

なお、日本年金機構は、滞納者に対して、①納付書の発送（再交付依頼分の対応を含む。）、②学生納付特例ターンアラウンド申請書送付、③免除・若年者納付猶予ターンアラウンド申請書送付、④年金事務所外での納付相談会の開催（納付書を同封した案内状の発送及び会場設営を含む。）、⑤特別催告状の発送（一定期間の納付督促を含む）、⑥催告状の発送（民間事業者への業務委託の周知を兼ねたものを含む。）、⑦その他機構が必要と認めた業務について実施する。（④については、民間事業者が主体となり年金事務所と共催するなど、協力して対応することができる。）

※ 強制徴収対象者への納付督促は本事業の対象業務とならない。

※ ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、日本年金機構が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

(ア) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

民間事業者は、滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、滞納者のすべてに対して少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付くよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「滞納者のすべてに対して納付督促を行うこと」とは、必ずしも接触率100%を求めるものではないものである。

また、効率良く滞納者との接触機会を増やすために、平日の夜間帯（午後6時以降午後9時まで）、土曜日、日曜日及び祝祭日においても一定割合の督励業務を実施すること。3（1）（イ）及び（ウ）についても同じとする。

（イ）滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

民間事業者は滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認した結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明した上で、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。（滞納者から免除等申請書の送付依頼があった場合は、民間事業者から送付するものとする。ただし、ターンアラウンド方式による申請書送付は除く。）

なお、免除等申請勧奨業務は、単に収納率を向上させるために実施するものではなく、年金受給権の確保に繋げるために実施するものであることに留意すること。また、滞納者から免除等申請書の提出があった場合は、速やかに管轄する年金事務所へ届けること。

（ウ）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

民間事業者は、滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

なお、戸別訪問等により、滞納者から保険料を受託する場合は、民間事業者の領収印を国民年金保険料納付書に押印しなければならない。

（エ）事業報告書等の作成・報告業務

年金事務所が行う業務との連携を確保する観点から、民間事業者は以下の事項について、滞納者の住所を管轄する年金事務所ごとに取りまとめて報告する。

① 督励実施計画

下記（4）（ア）に記載される各期について、民間事業者が提出した企画提案書に基づく滞納者に対する督励実施の行程を月別に示した計画を、各年金事務所に各期の初月中までに報告する。

② 日次報告

保険料の納付の請求に当たり、納付書の再交付が必要となった滞納者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、滞納者の住所を管轄する年金事務所へ速やかに報告する。

③ 週次報告（日報の作成）

戸別訪問による督励についての活動事蹟の日報を、各年金事務所に毎週金曜日（当該日が祝日の場合は翌平日）に報告する。

④ 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、（i）（iii）（iv）については滞納者の住所を管轄する年金事務所、（ii）については、滞納者の住所を管轄する事務センター、（v）については受託するすべての年金事務所に、（iii）については翌月第3営業日、（i）（ii）（iv）（v）については翌月10日

(各々当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日)までに報告する。

- (i) 保険料の納付督促により口座振替等の申請を約束した者及び保険料の納付督促に対して納付を拒絶した滞納者のうち時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- (ii) 滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付督促(保険料の免除等申請手続の勧奨を含む。)を行った滞納者ごとの事蹟
- (iii) (ii)について、滞納者に対する督促等の手法別実施結果の集計及び保険料収納又は免除等申請に結び付いた実績等の分析
- (iv) 居所不明(戸別訪問時に家屋が存在しない、文書送付したが送達不能の場合)となっている者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- (v) 業務に従事する者に対する研修(年金制度、個人情報取扱い、接遇等)の実施状況

(オ) 月例打合せ会議等の対応

民間事業者は、各年金事務所が都道府県ごとに毎月開催する打合せ会議において、都道府県及び各年金事務所ごとに、事業進捗結果の分析を含む月次報告並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

各年金事務所ごとの打合せについては、各ブロック本部と調整・合意の上、年金事務所において個別に実施して差し支えない。

また、民間事業者は、日本年金機構本部(以下「機構本部」という。)が四半期ごとに開催する事業実施に関するヒアリングにおいて、全体の督促実施計画に基づく事業進捗結果の分析並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

なお、民間事業者は、これらの打合せ会議等において、各年金事務所、ブロック本部及び機構本部から事業目的達成に向けた助言、提案、指導があった場合、必要な改善策を講じるものとする。

(2) 契約(事業対象)期間

契約期間は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までとする。

ただし、第2期の実績が判明する時点で、第1期及び第2期の業務実績により、下記(ア)から(ウ)の条件全てを満たしている場合、双方協議の上、業務委託期間を期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長できるものとする。

(ア) 目標の達成状況

下記の①及び②のいずれも満たしていること。

- ① 第1期及び第2期の全ての達成目標を達成していること。

※達成の判断は、契約地区単位で行う。

- ② 3(1)(エ)①で提案された第1期及び第2期の督促実施計画の督促件数を100%以上実施していること。

(イ) 4(2)(ア)②に定める「総合評価基準(技術評価)」の必須項目を満たしていること。

(ウ) 4(1)に定める必要な参加資格を満たしていること。

(3) 対象地区（入札単位）及び対象年金事務所

別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、116年金事務所について、10地区を対象地区とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)及び(イ)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）及び質の確保としての最低水準（以下「最低水準」という。）を事業対象期間の各期ごと（以下「各期」という。）に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

- ・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明すること
- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替等や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めること

を求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：平成26年10月から平成27年4月まで

第2期：平成27年5月から平成28年4月まで

第3期：平成28年5月から平成29年4月まで

第4期：平成29年5月から平成29年9月まで

《契約延長した場合》

第5期：平成29年10月から平成30年4月まで

第6期：平成30年5月から平成30年9月まで

① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

(i) 達成目標の設定

各年金事務所が目標として定める納付率を達成するために、滞納者が納付する必要のある納付月数を、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定し、これを達成目標とする。（別紙2-1参照）

[現年度保険料の達成目標の設定の考え方]

$(\text{納付対象月数} [\text{月数}] \times (\text{最低納付率} [\%] + \text{加算率} [\%])) - \text{納付期限内納付月数} [\text{月数}] - \text{強制徴収による収納月数} [\text{月数}]$

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

〔過年度1年目保険料の達成目標の設定の考え方〕

(納付対象月数 [月数] × 加算率 [%]) - 前期納付月数 [月数] - 強制徴収による収納月数 [月数]

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

〔過年度2年目保険料の達成目標の設定の考え方〕

(納付対象月数 [月数] × 加算率 [%]) - 前期までの納付月数 [月数] - 強制徴収による収納月数 [月数]

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付月数について最低水準を設定する。最低水準は、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定する。（別紙2-1参照）

〔現年度保険料の最低水準の設定の考え方〕

(納付対象月数 [月数] × 最低納付率 [%]) - 納付期限内納付月数 [月数] - 強制徴収による収納月数 [月数]

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

〔過年度1年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

(納付対象月数 [月数] × 最低納付率 [%]) - 前期納付月数 [月数] - 強制徴収による収納月数 [月数]

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

〔過年度2年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

(納付対象月数 [月数] × 最低納付率 [%]) - 前期までの納付月数 [月数] - 強制徴収による収納月数 [月数]

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回る事が明らかになったと判断した場合には、下記8(1)(エ)に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

(i) 達成目標の設定

免除等申請手続のうち、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予につ

いて、年金事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数（以下「免除等承認件数」という。）を設定し、これを達成目標とする。（別紙２－１参照）

〔達成目標の設定の考え方〕

年度末第１号被保険者数〔人数〕× 目標免除等率〔％〕× 免除処理調整率〔％〕
（詳しくは、別紙２－２及び達成目標等算出表参照）

（ii）最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、年金事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。（別紙２－１参照）

〔最低水準の設定の考え方〕

年度末第１号被保険者数〔人数〕× 最低免除等率〔％〕× 免除処理調整率〔％〕
（詳しくは、別紙２－２及び達成目標等算出表参照）

（iii）業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回る事が明らかになったと判断した場合には、下記８（１）（エ）に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

なお、上記①及び②により設定した第２期から第６期の達成目標及び最低水準については、設定の基礎となる被保険者数の減少に基づき、設定を見直すものとする。なお、これに伴う委託費の変更は伴わない。

また、民間事業者は、民間事業者の責めに帰さない不測の事態等により達成目標及び最低水準の設定を見直す必要があると判断した場合は、日本年金機構に協議することができるものとする。

（イ）納付受託業務及び報告業務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定等に従って適切に行うこと。

（ウ）委託費

① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を上記３（２）の契約期間の月数で除して得た額（１００円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。

② 事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置

上記①の委託費を、事務所ごとの達成目標別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、上記（ア）①及び②の達成目標の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所別基本額」という。）について、次の（i）及び（ii）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

〔事務所別基本額の設定の考え方〕

各期別委託費（第1期から第6期）＝委託費×各期（上記3（4）（ア）に示す第1期から第6期）に係る月数／事業対象期間に係る月数

・滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所別基本額（現年度）＝各期別委託費×2／3×現年度保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

② 事務所別基本額（過年度1年目）＝各期別委託費×2／3×過年度1年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

③ 事務所別基本額（過年度2年目）＝各期別委託費×2／3×過年度2年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

・滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

事務所別基本額（免除等勧奨）＝各期別委託費×1／3

なお、免除等承認件数の達成目標の各期達成状況は、第1期においては平成27年3月末時点、第2期においては平成28年3月末時点、第3期においては平成29年3月末時点、第4期においては平成29年9月末時点、第5期においては平成30年3月末時点、第6期においては平成30年9月末時点における、それぞれの実績値とする。

（i）達成目標を超過した場合の増額

各達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

（ii）達成目標に達しなかった場合の減額

（a）最低水準に達している場合

各達成目標について、それぞれの達成目標の達成状況に応じて下表の減額率を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

達成目標の達成状況	減額率
98%以上100%未満	2%
96%以上98%未満	4%
94%以上96%未満	6%
92%以上94%未満	8%

※減額率の考え方は、各達成状況の最小値における未達の割合1に対して1としている。

※最低水準は、達成目標の約92%である。

（b）最低水準に達していない場合

各達成目標について、それぞれの達成目標の達成状況に応じて下表の減額率を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

なお、減額する額は各事務所別基本額の50%を限度とする。

達成目標の達成状況	減額率
88%以上92%未満	12%
84%以上88%未満	16%
80%以上84%未満	20%
76%以上80%未満	24%
72%以上76%未満	28%
68%以上72%未満	32%
64%以上68%未満	36%
60%以上64%未満	40%
56%以上60%未満	44%
52%以上56%未満	48%
50%以上52%未満	50%

※減額率の考え方は、各達成状況の最小値における未達の割合1に対して1としている。

③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬及び加算措置

滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等となった件数1件につき、2,000円（税込み）を成功報酬として支払うものとし、併せて12か月相当に換算した月数を現年度の納付月数に加算することとする。

④ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者に対して戸別訪問を実施した結果、下記（6）（ア）による滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数1件につき、100円（税込み）を支払うものとする。

（5）事業実施体制

- ① 本事業を実施するため、民間事業者は、総括責任者、地域責任者及び従事人員について、必要な体制を整備すること。

総括責任者については、受託業務全体の管理及び監督を担当し、事業実績（事業全体の実施結果や成果分析、督励計画の変更、事業の改善状況、品質管理状況、お客様対応の内容等）を、四半期ごとに開催する機構本部でのヒアリングやその他必要な機会に、日本年金機構へ報告すること。

地域責任者については、①担当地区の督励計画を作成し、業績の進捗管理を行うこと。②従事者の管理、監督および育成を行い、適切な業務を推進すること。③担当する年金事務所との連携を図り、月例打合せ会議に出席し、事業実績を報告すること。なお、地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可とする。

※ 日本年金機構においては、民間事業者の各責任者への対応について、地域責任者の窓口は年金事務所国民年金課長（具体的な督励手法や滞納者情報等を管理）及びブロック本部適用・徴収（業務）支援部長（ブロック内の各年金事務

所の事業進捗状況を横断的に管理)、総括責任者の窓口は機構本部国民年金部長(全体の事業進捗状況を管理)とする。

- ② 民間事業者は、納付督促等の業務を実施するに当たり、戸別訪問を担当する従事者を、年金事務所ごとに定めた配置数(別紙1-2「年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧」参照)の設置を必須とすること。

また、上記の配置状況に応じて戸別訪問員の育成・指導を担当する訪問リーダーを配置すること。訪問リーダーの職務を果たす限りにおいて、戸別訪問との兼務は可とする。

なお、上記配置数は、滞納者に対する納付督促及び免除等申請手続の勧奨等業務の実施に最低限必要な人員として常勤職員に換算した員数で設定したものであり、民間事業者は、これに基づき配置した従事者の管理を適切に行い、他の督促手法と効果的に組み合わせて実施すること。

【配置の考え方】

- ・ 必須配置：各年金事務所管内の滞納者1.5万人あたりに1名の割合で配置。
- ・ 特別配置：滞納者数が30万人以上で、収納対策を強化する必要がある都府県に対し、都府県全体の滞納者1.0万人あたりに1名の割合で配置。

- ③ 民間事業者は、事故防止と業務品質の管理、向上を担当する品質管理責任者を配置する。品質管理責任者は、本事業を客観的な立場から評価、指導するため受託業務を遂行する部署以外の部署に属する者が担当するものとする。

(i) 受託業務を遂行する部署に対して、指揮命令系統上、上位にある部署であること。

(ii) 法33条に基づく業務を実施している部署以外の部署であること。

- ④ 民間事業者は、本事業に関するコンテンツを民間事業者のホームページに追加、または専用のホームページを開設し、民間事業者の企業概要、受託業務の説明、送付文書等の補足説明、お客様からの意見等の聴取、その他必要なお知らせを行うものとする。

- ⑤ 日本年金機構は、委託業務の遂行に関する必要な事項やコンプライアンス事項等を内容とする「業務ガイドライン」を作成し、民間事業者に提示する。民間事業者は、「業務ガイドライン」を基に受託業務の遂行に必要な「業務マニュアル(トークスクリプトを含む)」及び「業務Q&A」を作成し従事者を教育すること。

なお、「業務マニュアル」及び「業務Q&A」の使用に当たっては、日本年金機構に事前の承認を得ることとし、日本年金機構に写しを提供すること。

- ⑥ 事業の実施に当たり、設備、環境等はすべて民間事業者が用意するものとする。ただし、民間事業者に使用させることができる物品は下記6のとおりとする。また、戸別訪問による手法を実施する際の個人情報の携行については、下記8(2)(ア)②のとおりとする。

(6) 民間事業者に提供する情報等

(ア) 滞納者の情報

機構本部は、滞納者に係る情報を原則として毎週、磁気媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。

- ① 被保険者の基本情報（被保険者の氏名、住所、生年月日など）
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去25カ月間の保険料納付状況及び免除等承認状況）、加入記録など
- ③ 被保険者に対する督励の事蹟

注1 新規滞納者については、事象発生の翌週又は翌々週に提供される情報に反映される。

注2 強制徴収対象者については、本事業の対象とならないため、提供する情報には含まれない。

注3 特別催告状の発送対象者である場合は、その旨を付して提供する。

併せて、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置により、事業に必要な範囲内で情報を提供する。

(イ) 保険料の免除等勧奨対象者の情報

機構本部は、滞納者が免除等勧奨対象者である場合は、その旨を付記して民間事業者に対して提供する。

(ウ) 年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況

機構本部は、毎月1回、納付対象月数に対する納付月数及び保険料の免除等が承認された件数の情報を、年金事務所ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

(エ) その他各種情報等

機構本部、ブロック本部及び年金事務所は、民間事業者が行う納付督励スケジュールに合わせて、下記のスケジュールや参考となる各種統計情報等について随時提供する。

- ・ 納付書発送スケジュール（機構本部が納付書を発送する日程及び対象者）
- ・ 催告状発送スケジュール（各年金事務所が催告状を発送する日程及び対象者）
- ・ 免除等申請書未提出者情報（免除等承認期限が経過する前にあらかじめ申請書を送付する対象者など、各年金事務所を選定した者）

(7) 日本年金機構と民間事業者との連携・協力

日本年金機構と民間事業者は、上記情報提供等を軸に、機構本部、ブロック本部及び年金事務所と民間事業者の連携を図るとともに、日本年金機構は、機構本部、ブロック本部及び年金事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言、提案、指導を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

- (a) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- (ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者。
 - (イ) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
 - (ウ) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
 - i 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ii 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - iii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - iv 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - v 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - vi 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (b) 次の資格を満たす者であること。
- (ア) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
 - (イ) 当該業務を確実に実施できる者であること。
 - (ウ) 役員、大株主等実質的に経営権を有する者及び従業員等が暴力団その他の反社会的勢力と取引をしているなどの関連がない者であること。
 - (エ) 過去3年以内に以下の各号のいずれかの事実該当していない者、又は該当する者であって、その状況が改善されていると認められる者であること（ただし、日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている期間中の者を除く）。
 - i 重大な法令違反を行った
 - ii 監督官庁から行政処分を受けた
 - iii その他重大な不祥事を起こした
 - (オ) 取締役会等の意思決定機関の構成員のうち、厚生労働省、旧社会保険庁及び日本年金機構の職員であった者が過半数（独立行政法人又は公益法人においては3分の1）を占めていない者であること。
 - (カ) 日本年金機構から競争参加資格停止措置、又は国から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (キ) 個人情報適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001:2005又はJISQ27001:2006認証

取得事業者であること。

- (ク) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）又は船員保険の適用を受け、かつ、直近２年間について保険料の滞納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近２年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者であること。
- (ケ) 当該業務に、直近２年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。
- (コ) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
 - ① 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までジョイント・ベンチャー（共同企業体）を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の対象地区において、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャー（共同企業体）に参加、又は単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
 - ② 代表企業及びグループ企業すべてが上記（ア）及び（イ）の条件を満たすこと。

（２）民間競争入札に参加する者の募集

（ア）入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙１－１「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す６ブロックについて、１０の「対象地区」を入札単位とする。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）及び上記（１）の入札参加資格に関する書類を提出するものとする。

＜入札書の内容＞

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記３（２）に示す契約（事業対象）期間において、対象地区内の各年金事務所の各期ごとの達成目標を達成するために企画提案した施策の実施に必要な設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとし、これを記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の１０８分の１００に相当する金額を記載すること。）

併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

＜企画提案書の内容＞

入札参加者が提出する企画提案書には、上記3(4)(ア)に示す各期における本事業の対象地区内の各年金事務所の達成目標を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載すること。(詳細については、別紙3「総合評価基準(技術評価)」のとおりとする。)

(i) 基本的考え方

(ii) 実施体制

a 組織体制

b 運営管理

(iii) 入札参加者の業務経験

(iv) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務(免除等申請手続勧奨)業務

(v) 事業スケジュール

(vi) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

納付受託業務の実施内容

<企画提案書の添付資料の内容>

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

(i) 企画提案書内容整理表

(注) 企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

(ii) 実施体制(組織体制、再委託等)に関する概念図

(iii) 民間事業者の概要に関する資料

a 民間事業者の概要に関する資料

b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

(イ) 民間競争入札に係るスケジュール(予定)

- | | |
|--|------------|
| ① 入札公告 | 平成26年5月中旬頃 |
| ② 入札説明会 | 平成26年5月下旬頃 |
| ③ 入札説明会後の質問期限 | 平成26年5月下旬頃 |
| ※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。 | |
| ④ 企画提案書提出期限 | 平成26年6月中旬頃 |
| ⑤ 評価委員会(企画提案書の評価)及び
入札参加者によるプレゼンテーション | 平成26年7月上旬頃 |
| ⑥ 入札書提出期限 | 平成26年7月上旬頃 |
| ⑦ 開札 | 平成26年7月上旬頃 |
| ⑧ 契約の締結 | 平成26年7月下旬頃 |

(3) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者(以下この項において「落札者」という。)の決定は、総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

(ア) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、達成目標の

実現に向けた方針及び具体的な提案等が本事業の目的に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、手法及び実施数に関し、より具体的であり効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価は、機構本部に機構役職員と学識経験者などの外部委員で構成する評価委員会を設置し、決定するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。

（イ）落札者の決定

① （1）の入札参加資格を満たした入札参加者について、上記（ア）の評価方法において必須とされた項目の要件を満たした提案に対し、予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1200点。以下「技術評価点」という。）と、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、400を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

※ 計算式

$$\begin{array}{rcccl} \text{総合評価点} & = & \text{技術評価点} & + & \text{価格評価点} \\ & & (1200\text{点満点}) & & (400\text{点満点}) \end{array}$$

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて調査し、その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。

④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。

⑤ ④の再度の公告と入札を実施し、落札者となるべき者を決定した場合、その者が事業を開始するまでの期間、入札対象地区の現契約者の契約期間を、日本年金機構と民間事業者が協議の上、最長で6か月間延長することができるものとする。

なお、現契約者との協議は、再度入札の不落後速やかに開始するものとする。

- ※「再度の入札」とは、開札の結果、予定価格の制限の範囲内である入札がない時、条件などを変更しないで直ちに同一参加者により行う入札をいう。
- ※「再度の公告と入札」とは、再度の入札によっても落札者がいない場合、必要に応じ入札条件等の見直しを行った上で公告を実施し、日時を改めて行う入札をいう。

5 従来の実施状況に関する情報の開示

上記3（2）に示す契約（事業対象）期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙4のとおりである。

6 民間事業者で使用させることができる物品

- （1）民間事業者が、本事業を行うために滞納者の納付状況を確認する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置を無償で貸与できるものとする。
- （2）民間事業者が、上記（1）の物品の貸与を受ける場合にあっては、「物品貸与申出書」を作成し、日本年金機構の承認を得なければならない。
- （3）民間事業者は、上記（2）により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- （4）民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。
- （5）上記（2）により使用を認められた物品については、契約期間の満了、契約の解除及び貸与の必要がなくなった場合等において、「物品返却通知書」を作成し、速やかに日本年金機構に返却しなければならない。

7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- （1）民間事業者が滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条の規定は適用しない。
- （2）本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

8 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等
--

(1) 報告事項等

(ア) 事故報告

民間事業者は、本事業の実施において、事故が発生したときは、速やかに日本年金機構に報告しなければならない。

また、事業実施に関して、個人情報や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を日本年金機構に報告しなければならない。

(イ) 調査

① 日本年金機構は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする日本年金機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

② 日本年金機構は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。

③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

(ウ) 品質保持

日本年金機構は、委託業務の品質を保持するため、民間事業者に対して滞納者に実施した納付督促（免除等申請手続の勧奨業務を含む。）の実施内容について、その事蹟の提出を求めることができる。なお、民間事業者は、日本年金機構から求めがあった場合は、これに応じなければならない。

品質管理責任者は、従事者の督促活動をモニタリングするなどして督促活動の実態を把握し、業務の改善策を検討、実施するとともに、事業実施状況を自主的に点検し、品質の向上と事故の未然防止に関する実施結果を毎月20日までに機構本部に報告する。

なお、日本年金機構は、更なる確認等が必要と認められる場合は、上記（イ）の調査を行うものとする。

(エ) 指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合及び企画提案書に基づく督励実施計画の実施状況等について、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、日本年金機構からの指示は、国民年金部長から契約受託者に対し、また、ブロック本部適用・徴収（業務）支援部長から地域責任者に対し行うものとする。

(2) 秘密の保持等

(ア) 個人情報の取扱い等

① 民間事業者は、日本年金機構から提供された滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。

② 民間事業者は、滞納者の個人情報を携行する場合には、パスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を用意してこれを利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。

③ 民間事業者は、本事業の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後速やかに、当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

(イ) 秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則が適用される。

(3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(ア) 禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。また、滞納者の同意なしに、21時から8時までの間は電話や訪問等の督励行為を実施してはならない。

② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。

③ 滞納者以外の者に対して、滞納者の保険料の納付督励（免除等申請手続の勧奨を含む。）をしてはならない。

④ 滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。

⑤ 本事業以外の業務に使用するために滞納者の個人情報を収集又は使用する

行為をしてはならない。

- ⑥ 滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑦ 滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収又は滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑧ 滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。
- ⑨ 上記（２）（ア）②のとおり、紙媒体等による滞納者の個人情報を持行してはならない。

（イ）従事者及び納付受託領収印の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の滞納期間がないことを証する書類等を徴して日本年金機構に報告し、日本年金機構の確認を得た上で業務に従事させるものとする。また、上記３（１）（ウ）の業務を行う際に使用する保険料の納付受託領収印について、あらかじめ使用する従事者ごとに日本年金機構に報告するものとする。

（ウ）身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本事業に従事する者が、戸別訪問や納付相談会等、面接の方法により滞納者に対して保険料の納付督促（免除等申請手続の勧奨を含む。）を行うに当たっては、日本年金機構理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（エ）委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。なお、民間事業者が本事業を開始する際、日本年金機構は、上記３（６）（ア）及び（イ）の滞納者等の情報及び（エ）のスケジュール等を事業開始日前に提供することとする。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。
- ③ 日本年金機構及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本事業の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

（オ）帳簿の作成及び保存

民間事業者は、本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（カ）権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触

するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。

(キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う必要がある場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、日本年金機構の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が日本年金機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記（２）及び（３）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(ク) 委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、上記３（２）により契約期間を延長する場合、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。（ただし、上記３（４）（ア）による被保険者数の減少に基づく達成目標及び最低水準の設定の見直しを除く。）

(ケ) 督励実施計画の変更

民間事業者は、第２期以降の上記３（１）（エ）①について、本事業の実施状況や達成目標の実績等を踏まえ、より効果的な督励手法や実施件数等について、日本年金機構の承認を得て変更することができるものとする。

(コ) 契約の解除

日本年金機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第２０条第１項の契約を解除することができる。

- ① 法第２２条第１項第１号イからチ又は同項第２号のいずれかに該当するとき

- ② 法第33条第9項第1号から第4号及び第5号イからハのいずれかに該当するとき
- ③ 暴力団員の業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑤ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき
- ⑥ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき
- ⑦ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑧ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑨ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- ⑩ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- ⑪ 上記8（1）（エ）に定める指示に対し、一定期間において最低水準を下回る場合及び正当な理由なく指示に従わない場合等、業務の改善が見られない場合等に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき

（サ）委託契約解除時の取扱い

上記（コ）に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 日本年金機構は民間事業者に対し、当該解除の日までの期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額から上記①の金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額を違約金として日本年金機構の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 日本年金機構は民間事業者が上記②の金額を日本年金機構の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 日本年金機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

9 民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本

事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 日本年金機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、日本年金機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在する場合は、日本年金機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在するときは、民間事業者は日本年金機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができることとする。

10 事業に係る評価に関する事項

(1) 事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、各期終了時点における状況を委託者が調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の効果
- (オ) 事業の運営に要した費用

(4) 比較

上記(3)の調査項目について、民間事業者に本事業を委託する以前の年金事務所又は民間事業者と比較を行うこととする。なお、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

11 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8(1)(ア)の報告等を踏まえ、3(4)(ア)の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

(ア) 本事業の契約に係る監督は、国民年金部長が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は日本年金機構を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

(別紙1-1)対象地区等一覧

ブロック	項番	対象地区名	都道府県名	対象	合計	滞納者数 (H25.3末時点)
				年金事務所数		
北関東信越	1	北関東信越①地区	茨城	5事務所	10事務所	394,619人
			栃木	5事務所		
南関東	2	南関東③地区	東京(西部)	5事務所	8事務所	386,236人
			山梨	3事務所		
中部	3	中部②地区	静岡	9事務所	9事務所	235,754人
近畿	4	近畿②地区	大阪(北部)	12事務所	12事務所	394,294人
	5	近畿③地区	大阪(南部)	9事務所	12事務所	405,042人
			和歌山	3事務所		
6	近畿④地区	兵庫	10事務所	10事務所	372,526人	
中国	7	中国①地区	鳥取	3事務所	12事務所	164,687人
			島根	3事務所		
			岡山	6事務所		
九州	8	九州①地区	福岡	11事務所	18事務所	511,101人
			佐賀	3事務所		
			長崎	4事務所		
	9	九州②地区	熊本	5事務所	19事務所	375,547人
			大分	4事務所		
			宮崎	4事務所		
			鹿児島	6事務所		
10	九州③地区	沖縄	6事務所	6事務所	166,656人	
					合計	3,406,462人

(別紙1-2)年金事務所別対象区域・訪問従事者必須配置数等一覧

北関東信越①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
北関東・ 信越	茨城	水戸南	笠間市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 小美玉市 東茨城郡	48,882人	6,096km ²	0	4名
		土浦	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 稲敷郡 北相馬郡	73,549人			5名
		日立	日立市 高萩市 北茨城市	16,580人			2名
		下館	筑西市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 桜川市 常総市 結城郡 猿島郡	53,656人			4名
		水戸北	水戸市 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡	44,914人			3名
	栃木	宇都宮西	宇都宮市 鹿沼市 河内郡	49,378人	6,408km ²	0	4名
		栃木	栃木市 足利市 佐野市 小山市 下野市 下都賀郡	56,725人			4名
		大田原	大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)	21,758人			2名
		今市	日光市 塩谷郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)	7,842人			1名
		宇都宮東	真岡市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 塩谷郡のうち高根沢町 那須郡のうち那珂川町	21,335人			2名
2県			394,619人	12,504km ²	0	31名	

南関東③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
南関東	東京	立川	立川市 昭島市 小金井市 日野市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市	71,750人	1,487km ²	0	5名
		武蔵野	武蔵野市 三鷹市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市	83,585人			6名
		青梅	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡	33,321人			3名
		八王子	八王子市 町田市	78,919人			6名
		府中	府中市 調布市 狛江市 多摩市 稲城市	61,837人			5名
		特別配置数					8名
	山梨	甲府	甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市	22,668人	4,201km ²	0	2名
		大月	大月市 富士吉田市 都留市 上野原市 南都留郡 北都留郡	12,852人			1名
		竜王	甲斐市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 中央市 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡	21,304人			2名
2県			386,236人	5,688km ²	0	38名	

中部②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
中部	静岡	静岡	静岡市のうち葵区、駿河区	30,255人	7,255km ²	1	3名
		浜松東	浜松市のうち東区、南区、浜北区、天竜区 磐田市	30,595人			3名
		浜松西	浜松市のうち中区、西区、北区 湖西市	30,728人			3名
		沼津	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡	30,520人			3名
		島田	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	25,268人			2名
		富士	富士市 富士宮市	25,655人			2名
		清水	静岡市のうち清水区	14,336人			1名
		三島	三島市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡	31,056人			3名
		掛川	掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡	17,341人			2名
1県			235,754人	7,255km ²	1	22名	

近畿②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
近畿	大阪	大手前	大阪市のうち都島区、中央区	23,294人	811km ²	0	2名
		堀江	大阪市のうち西区、大正区	17,977人			2名
		市岡	大阪市のうち此花区、港区	15,526人			2名
		天満	大阪市のうち北区	13,539人			1名
		淀川	大阪市のうち東淀川区、淀川区	38,754人			3名
		今里	大阪市のうち東成区、生野区	25,016人			2名
		福島	大阪市のうち福島区、西淀川区	15,824人			2名
		城東	大阪市のうち旭区、城東区、鶴見区	33,849人			3名
		枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市	59,744人			4名
		豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	45,053人			4名
		吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	67,788人			5名
		守口	守口市 大東市 門真市	37,930人			3名
		特別配置数					
1県			394,294人	811km ²	0	40名	

近畿③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数	
近畿	大阪	天王寺	大阪市のうち天王寺区、阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡	60,365人	1,088km ²	0	5名	
		難波	大阪市のうち浪速区	11,982人			1名	
		玉出	大阪市のうち住吉区、西成区、住之江区	40,644人			3名	
		八尾	八尾市 柏原市	25,604人			2名	
		平野	大阪市のうち東住吉区、平野区	33,421人			3名	
		貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	41,490人			3名	
		堺東	堺市	63,348人			5名	
		東大阪	東大阪市	46,675人			4名	
		堺西	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	24,617人			2名	
		特別配置数						
	和歌山	和歌山東	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 伊都郡	32,838人	4,726km ²	0	3名	
		田辺	田辺市 御坊市 新宮市 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	17,407人			2名	
		和歌山西	海南市 有田市 海草郡 有田郡	6,651人			1名	
2県				405,042人	5,814km ²	0	41名	

近畿④地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
近畿	兵庫	三宮	神戸市のうち中央区	13,534人	8,396km ²	6	1名
		須磨	神戸市のうち長田区、須磨区、垂水区、西区	47,782人			4名
		東灘	神戸市のうち東灘区、灘区	21,857人			2名
		兵庫	神戸市のうち兵庫区、北区	23,610人			2名
		尼崎	尼崎市 伊丹市 川西市 川辺郡	68,919人			5名
		姫路	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	55,534人			4名
		明石	明石市 洲本市 三木市 小野市 南あわじ市 淡路市 加東市	35,488人			3名
		豊岡	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	10,186人			1名
		西宮	西宮市 芦屋市 宝塚市 三田市 篠山市 丹波市	63,687人			5名
		加古川	加古川市 西脇市 高砂市 加西市 多可郡 加古郡	31,929人			3名
	特別配置数						
1県				372,526人	8,396km ²	6	38名

中国①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
中国	鳥取	鳥取	鳥取市 岩美郡 八頭郡	13,640人	3,507km ²	0	1名
		米子	米子市 境港市 西伯郡 日野郡	14,567人			1名
		倉吉	倉吉市 東伯郡	5,542人			1名
	島根	松江	松江市 安来市 雲南市 八束郡 仁多郡 隠岐郡	13,995人	6,708km ²	4	1名
		浜田	浜田市 益田市 江津市 邑智郡 鹿足郡	5,767人			1名
		出雲	出雲市 大田市 飯石郡	8,501人			1名
	岡山	岡山西	岡山市 玉野市	44,913人	7,010km ²	15	3名
		倉敷東	倉敷市 総社市 都窪郡	31,619人			3名
		津山	津山市 真庭市 美作市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	11,207人			1名
		高梁	高梁市 新見市 加賀郡	2,672人			1名
		岡山東	備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡	5,885人			1名
		倉敷西	笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡	6,379人			1名
	3県			164,687人	17,225km ²	19	16名

九州①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数	
九州	福岡	博多	福岡市のうち博多区	21,043人	4,846km ²	8	2名	
		中福岡	福岡市のうち中央区	17,032人			2名	
		南福岡	福岡市のうち南区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 筑紫郡 朝倉郡	58,002人			4名	
		小倉北	北九州市のうち門司区、小倉北区	19,829人			2名	
		久留米	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 三井郡 三潁郡 八女郡	38,559人			3名	
		直方	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡	28,181人			2名	
		八幡	北九州市のうち若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区 中間市 遠賀郡	37,570人			3名	
		大牟田	大牟田市 柳川市 みやま市	12,537人			1名	
		東福岡	福岡市のうち東区 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡	49,961人			4名	
		小倉南	北九州市のうち小倉南区 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	24,327人			2名	
		西福岡	福岡市のうち西区、城南区、早良区 糸島市	47,641人			4名	
	特別配置数							7名
	佐賀	佐賀	佐賀市 鳥栖市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡 三養基郡	27,633人	2,440km ²	7	2名	
		唐津	唐津市 伊万里市 東松浦郡	13,127人			1名	
		武雄	武雄市 鹿島市 嬉野市 西松浦郡 杵島郡 藤津郡	11,212人			1名	
	長崎	長崎南	長崎市 五島市 南松浦郡	36,752人	4,105km ²	54	3名	
		長崎北	壱岐市 対馬市 西海市 西彼杵郡	12,212人			1名	
佐世保		佐世保市 平戸市 松浦市 北松浦郡	25,471人	2名				
諫早		諫早市 島原市 大村市 雲仙市 南島原市 東彼杵郡	30,012人	3名				
3県			511,101人	11,391km ²	69	49名		

九州②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
九州	熊本	熊本東	宇土市 宇城市 阿蘇市 下益城郡 阿蘇郡 上益城郡	19,748人	7,268km ²	6	2名
		熊本西	熊本市 山鹿市 菊池市 合志市 菊池郡	70,552人			5名
		八代	八代市 人吉市 水俣市 八代郡 葦北郡 球磨郡	18,711人			2名
		本渡	天草市 上天草市 天草郡	6,162人			1名
		玉名	玉名市 荒尾市 玉名郡	9,286人			1名
	大分	大分	大分市 竹田市 豊後大野市 由布市	30,807人	5,100km ²	7	3名
		別府	別府市 中津市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 東国東郡 速見郡	19,524人			2名
		佐伯	佐伯市 臼杵市 津久見市	7,649人			1名
		日田	日田市 玖珠郡	6,828人			1名
	宮崎	宮崎	宮崎市 日南市 東諸県郡	35,578人	6,795km ²	3	3名
		延岡	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	16,727人			2名
		都城	都城市 小林市 串間市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	18,725人			2名
		高鍋	西都市 児湯郡	7,572人			1名
	鹿児島	鹿児島南	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市	7,587人	9,044km ²	20	1名
		川内	薩摩川内市 阿久根市 出水市 いちき串木野市 薩摩郡 出水郡	11,705人			1名
		鹿屋	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	14,463人			1名
		奄美大島	奄美市 大島郡	11,489人			1名
		鹿児島北	鹿児島市 西之表市 日置市 鹿児島郡 熊毛郡	48,555人			4名
		加治木	霧島市 伊佐市 始良市 始良郡	13,879人			1名
	4県			375,547人	28,207km ²	36	35名

九州③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H25.3末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
九州	沖縄	那覇	那覇市 糸満市 豊見城市 島尻郡(浦添及び名護年金事務所管内の地域を除く。)	59,496人	2,276km ²	0	4名
		コザ	沖縄市 宜野湾市 うるま市 中頭郡(浦添年金事務所管内の地域を除く。)	55,331人			4名
		名護	名護市 国頭郡 島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村	15,534人			2名
		平良	宮古島市 宮古郡	6,140人			1名
		石垣	石垣市 八重山郡	7,586人			1名
		浦添	浦添市 南城市 中頭郡のうち西原町 島尻郡のうち与那原町及び久米島町	22,569人			2名
	1県			166,656人	2,276km ²	0	14名

(参考)
 国土交通省「離島対策実施地域一覧(平成22年4月1日現在)」
 国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調(平成23年10月1日現在)」
 東京都「都内市区町村マップ(平成23年4月23日更新)」

≪訪問従事者必須設置数の考え方≫
 各年金事務所において、滞納者1.5万人当たりに1名の割合としている。
 なお、特別配置は、滞納者数が30万人以上で、収納対策を強化する必要があると都府県に対し、都府県全体の滞納者1.0万人当たりに1名の割合で配置している。

(別紙2-1)年金事務所別達成目標等一覧

入札地区	都道府県名	年金事務所名	第1期(平成26年10月~平成27年4月)								第2期(平成27年5月~平成28年4月)								第3期(平成28年5月~平成29年4月)							
			達成目標				最低水準				達成目標				最低水準				達成目標				最低水準			
			現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
北関東信越①地区	茨城	水戸南	29,066	12,679	10,122	6,353	26,365	10,943	8,242	6,027	42,031	49,444	31,137	27,664	34,882	43,024	25,585	24,967	43,895	61,663	67,622	29,013	33,574	50,923	57,414	24,967
		土浦	61,414	23,112	17,872	12,810	56,813	19,964	14,634	12,255	86,602	95,409	53,636	55,784	74,531	84,633	44,263	51,146	90,647	119,891	126,014	58,102	72,929	101,756	108,945	51,146
		日立	19,189	4,682	3,697	2,973	18,174	4,046	3,032	2,854	26,345	26,777	11,456	14,182	23,698	24,388	9,446	13,092	26,677	33,667	33,624	14,727	22,849	29,692	29,835	13,092
		下館	34,246	15,114	12,260	6,719	31,096	13,056	10,026	6,333	48,335	57,685	36,752	28,118	40,192	50,270	30,266	25,061	50,076	70,756	78,752	29,647	38,404	58,521	66,990	25,061
		水戸北	45,765	12,854	10,146	8,422	42,997	11,104	8,309	8,048	63,821	66,367	31,359	33,430	56,541	59,860	25,834	30,590	65,759	83,917	84,894	34,850	55,115	72,980	74,577	30,590
	栃木	宇都宮西	39,925	13,145	10,188	6,852	37,083	11,353	8,326	6,522	55,774	60,922	32,042	30,892	48,363	54,262	26,376	28,052	57,780	76,189	79,749	32,312	46,981	65,055	69,198	28,052
		栃木	44,104	15,132	11,682	9,371	40,854	13,068	9,555	8,955	61,075	68,200	37,328	39,164	52,690	60,571	30,727	35,834	62,532	84,186	89,854	40,829	50,482	71,590	77,762	35,834
		大田原	18,741	5,838	4,557	3,805	17,525	5,043	3,731	3,632	25,878	27,832	14,224	14,232	22,724	24,966	11,718	12,996	26,254	34,582	36,011	14,851	21,730	29,843	31,462	12,996
	宇都宮東	17,871	6,181	4,902	3,107	16,618	5,340	4,024	2,946	24,910	27,318	14,960	12,787	21,646	24,350	12,335	11,527	25,297	33,924	35,845	13,417	20,630	29,020	31,131	11,527	
南関東③地区	東京	立川	67,301	22,235	16,241	13,250	62,708	19,209	13,314	12,707	96,821	101,826	53,321	58,521	84,451	90,968	43,966	53,911	101,803	130,965	132,940	60,825	83,465	112,380	115,696	53,911
		武蔵野	84,088	26,452	19,878	14,184	78,631	22,849	16,281	13,528	120,672	124,972	63,240	60,574	105,964	112,094	52,134	55,217	127,033	161,264	161,758	63,252	105,141	139,166	141,315	55,217
		青梅	29,503	9,253	7,125	5,349	27,464	7,990	5,833	5,097	42,662	44,828	22,993	22,374	37,145	40,002	18,918	20,364	45,034	57,866	58,582	23,379	36,830	49,578	50,918	20,364
		八王子	66,525	23,789	17,519	17,084	61,568	20,545	14,332	16,431	96,077	103,588	56,493	68,883	82,752	91,890	46,545	63,809	101,674	132,779	136,832	71,420	81,894	112,760	118,264	63,809
		府中	57,754	19,100	14,012	11,847	53,761	16,502	11,478	11,304	83,368	87,576	45,700	43,987	72,586	78,169	37,682	40,128	88,506	113,123	114,436	45,916	72,379	96,924	99,511	40,128
	山梨	甲府	19,673	6,862	5,395	4,471	18,125	5,933	4,441	4,283	27,455	31,047	17,198	19,744	23,449	27,439	14,188	18,147	28,677	38,536	41,388	20,543	22,828	32,518	35,681	18,147
		大月	15,790	4,470	3,634	2,695	14,881	3,868	2,997	2,582	21,248	22,509	10,658	11,678	18,936	20,387	8,818	10,740	21,363	27,663	28,636	12,147	18,057	24,190	25,277	10,740
		竜王	21,565	6,452	5,106	3,775	20,114	5,579	4,205	3,610	29,504	32,139	16,031	17,583	25,786	28,776	13,234	16,107	30,518	39,802	41,762	18,321	25,092	34,216	36,450	16,107
中部②地区	静岡	静岡	29,901	8,299	7,114	6,702	27,949	7,174	5,846	6,417	42,364	44,675	21,504	25,533	37,173	40,047	17,707	23,455	43,649	56,720	58,049	26,571	36,089	48,921	50,693	23,455
		浜松東	33,399	10,173	7,720	7,328	31,308	8,797	6,361	6,890	46,268	49,053	24,866	17,855	40,815	44,133	20,541	15,839	47,254	61,380	63,303	18,864	39,366	53,188	55,498	15,839
		浜松西	32,720	10,078	7,792	8,239	30,618	8,715	6,421	7,778	45,907	48,672	24,961	19,493	40,364	43,687	20,614	17,428	46,845	61,271	63,205	20,525	38,844	52,945	55,282	17,428
		沼津	25,835	8,621	6,677	6,240	24,043	7,447	5,471	5,914	36,483	39,286	20,931	17,785	31,750	35,052	17,247	16,019	37,677	49,538	51,396	18,668	30,792	42,429	44,672	16,019
		島田	29,877	8,707	6,970	7,179	28,015	7,534	5,757	6,821	41,124	43,746	21,696	19,149	36,298	39,382	17,935	17,331	42,028	54,525	56,440	20,058	35,040	47,274	49,526	17,331
		富士	23,545	7,880	6,141	6,326	21,937	6,812	5,046	6,037	33,576	35,693	18,971	18,475	29,286	31,884	15,660	16,864	34,855	45,439	46,693	19,281	28,576	38,994	40,641	16,864
		清水	14,552	4,098	3,574	3,289	13,612	3,544	2,944	3,156	20,564	21,752	10,641	12,997	18,068	19,511	8,773	11,987	20,932	27,481	28,310	13,503	17,339	23,732	24,741	11,987
		三島	33,732	9,047	7,385	6,492	31,860	7,819	6,063	6,185	47,056	48,002	22,087	20,800	42,108	43,546	18,220	18,919	47,485	60,750	60,905	21,741	40,370	53,316	53,817	18,919
	掛川	17,314	5,047	3,850	3,514	16,149	4,367	3,177	3,327	24,450	26,241	13,541	11,354	21,367	23,465	11,166	10,204	24,881	33,004	34,405	11,929	20,454	28,372	29,986	10,204	

入札地区	都道府県名	年金事務所名	第4期(平成29年5月～平成29年9月)								第5期(平成29年10月～平成30年4月)								第6期(平成30年5月～平成39年9月)							
			達成目標				最低水準				達成目標				最低水準				達成目標				最低水準			
			現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
北関東信越①地区	茨城	水戸南	12,402	54,054	70,869	23,032	8,796	41,869	58,202	18,940	33,142	62,802	79,185	7,329	23,507	49,013	64,777	6,027	12,795	55,325	71,672	24,054	8,460	40,285	56,019	18,940
		土浦	23,995	106,478	134,706	45,944	18,124	85,869	113,513	38,891	70,473	123,242	149,875	14,477	53,230	99,571	125,550	12,255	24,909	109,966	137,754	47,707	17,730	84,014	111,075	38,891
		日立	7,013	30,416	37,146	11,943	5,732	25,907	32,456	10,238	19,928	33,741	40,279	3,329	16,290	28,626	34,945	2,854	7,065	30,548	37,098	12,369	5,523	24,970	31,291	10,238
		下館	13,422	61,375	81,186	23,298	9,551	47,636	66,791	18,728	38,120	71,512	90,915	7,878	27,128	55,919	74,505	6,333	13,736	62,340	81,490	24,440	9,118	45,496	63,821	18,728
		水戸北	17,468	76,117	93,407	26,728	13,891	63,583	80,511	22,542	50,079	85,361	102,000	9,543	39,824	71,140	87,330	8,048	17,893	77,647	94,621	27,774	13,536	61,968	78,480	22,542
	栃木	宇都宮西	15,202	68,287	85,977	25,889	11,636	55,567	72,812	21,530	44,412	77,623	94,501	7,843	33,994	63,196	79,567	6,522	15,626	69,825	87,141	26,978	11,298	53,969	70,730	21,530
		栃木	16,366	74,441	95,609	31,874	12,414	60,215	80,649	26,879	47,363	84,688	104,966	10,619	35,929	68,590	88,069	8,955	16,609	75,140	95,644	33,123	11,882	57,663	77,269	26,879
		大田原	6,958	30,647	38,769	11,145	5,446	25,321	33,165	9,364	19,579	34,582	42,415	4,324	15,325	28,538	36,059	3,632	7,008	30,738	38,590	11,591	5,203	24,203	31,715	9,364
今市		2,412	10,539	13,396	4,278	1,877	8,673	11,432	3,591	6,504	11,819	14,719	1,303	5,061	9,719	12,482	1,094	2,399	10,439	13,178	4,450	1,769	8,183	10,797	3,591	
宇都宮東	6,853	29,773	38,237	10,457	5,265	24,289	32,446	8,581	18,726	33,893	42,063	3,590	14,387	27,658	35,485	2,946	6,902	29,846	38,008	10,926	5,012	23,138	30,924	8,581		
南関東③地区	東京	立川	28,381	119,145	147,628	48,250	21,950	97,642	125,609	41,204	78,274	135,569	161,749	14,880	60,539	111,069	136,820	12,707	29,637	123,805	152,055	50,012	21,693	96,501	124,144	41,204
		武蔵野	35,148	147,646	180,520	49,777	27,510	121,992	154,447	41,689	98,138	167,333	197,803	16,153	76,813	138,085	168,162	13,528	36,769	153,752	186,460	51,799	27,296	121,044	153,247	41,689
		青梅	12,642	53,233	65,358	18,280	9,747	43,530	55,518	15,267	34,723	60,119	71,518	6,103	26,772	49,157	60,401	5,097	13,252	55,498	67,556	19,033	9,664	43,162	55,047	15,267
		八王子	28,253	120,125	150,218	54,913	21,371	96,971	126,580	47,378	78,888	138,016	165,714	19,044	59,671	111,591	138,861	16,431	29,662	125,412	155,293	56,797	21,148	95,962	125,267	47,378
		府中	24,480	103,721	127,647	34,367	18,873	84,816	108,451	28,824	69,135	118,194	139,935	13,478	53,300	96,647	118,204	11,304	25,809	108,796	132,692	35,753	18,820	84,574	108,142	28,824
	山梨	甲府	7,375	34,574	44,117	16,305	5,497	27,651	36,961	13,864	22,434	39,472	48,616	5,036	16,721	31,657	40,543	4,283	7,634	35,552	44,910	16,915	5,349	26,912	35,983	13,864
		大月	5,356	24,454	30,656	9,583	4,305	20,587	26,577	8,158	16,051	27,483	33,514	3,033	12,901	23,066	28,856	2,582	5,351	24,355	30,341	9,939	4,099	19,617	25,342	8,158
		竜王	7,573	35,922	44,908	14,787	5,878	29,513	38,283	12,497	23,878	40,546	49,177	4,271	18,533	33,296	41,684	3,610	7,779	36,711	45,519	15,360	5,718	28,712	37,253	12,497
中部②地区	静岡	静岡	12,095	51,617	63,773	20,056	9,454	42,606	54,529	17,038	32,717	57,594	69,720	7,554	25,574	47,494	59,259	6,417	12,377	52,550	64,448	20,811	9,174	41,354	52,939	17,038
		浜松東	12,505	54,921	69,037	11,228	9,869	45,639	59,289	8,949	35,593	61,838	75,142	8,644	28,088	51,299	64,153	6,890	12,690	55,495	69,230	11,797	9,513	44,006	57,183	8,949
		浜松西	12,851	54,768	69,088	11,936	10,082	45,327	59,175	9,650	34,780	61,640	75,277	9,621	27,286	50,950	64,107	7,778	13,025	55,257	69,170	12,508	9,696	43,605	56,946	9,650
		沼津	10,286	44,321	55,841	12,333	7,924	36,223	47,430	10,105	28,472	50,347	61,297	7,218	21,934	41,149	51,760	5,914	10,544	45,204	56,466	12,890	7,682	35,124	46,000	10,105
		島田	10,907	49,006	61,258	12,714	8,616	40,752	52,649	10,510	31,899	54,971	66,794	8,253	25,199	45,636	57,069	6,821	11,075	49,544	61,478	13,266	8,312	39,327	50,824	10,510
		富士	9,696	40,828	51,072	12,896	7,499	33,462	43,473	10,827	26,350	46,436	56,184	7,191	20,379	38,048	47,538	6,037	9,994	41,877	51,938	13,413	7,315	32,644	42,418	10,827
		清水	5,873	24,723	30,899	10,320	4,602	20,441	26,455	8,831	15,353	27,574	33,783	3,688	12,029	22,773	28,753	3,156	5,935	24,864	30,857	10,692	4,412	19,606	25,387	8,831
		三島	13,106	54,402	67,258	15,267	10,612	46,028	58,491	12,734	34,672	60,622	73,139	7,415	28,074	51,116	63,168	6,185	13,150	54,410	66,868	15,901	10,164	44,108	56,077	12,734
掛川	6,969	29,729	37,838	8,428	5,408	24,422	32,230	6,877	18,252	33,074	40,830	4,076	14,165	27,160	34,618	3,327	7,038	29,862	37,706	8,815	5,173	23,370	30,853	6,877		

※各期における達成目標及び最低水準の設定の考え方について

			第1期	第2期	第3期	第4・5期	第6期
現年度	対象保険料	25年度保険料	26年度保険料	27年度保険料	28年度保険料	29年度保険料	30年度保険料
	達成目標	現年度納付率(見込)	25年度 現年度納付率(見込) +0.5%	25年度 現年度納付率(見込) +1.0%	25年度 現年度納付率(見込) +1.5%	25年度 現年度納付率(見込) +2.0%	25年度 現年度納付率(見込) +2.5%
最低水準	25年度 現年度納付率(見込)		25年度 現年度納付率(見込)	25年度 現年度納付率(見込)	25年度 現年度納付率(見込)	25年度 現年度納付率(見込)	
過年度1年目	対象保険料	24年度保険料	25年度保険料	26年度保険料	27年度保険料	28年度保険料	29年度保険料
	達成目標	過年度1年目 納付率(見込)	25年度 現年度納付率(見込) +4.0%	第1期 現年度達成目標 +3.0%	第2期 現年度達成目標 +3.0%	第3期 現年度達成目標 +3.0%	第4・5期 現年度達成目標 +3.0%
最低水準	25年度 現年度納付率(見込) +3.5%		第1期 現年度最低水準 +2.5%	第2期 現年度最低水準 +2.5%	第3期 現年度最低水準 +2.5%	第4・5期 現年度最低水準 +2.5%	
過年度2年目	対象保険料	24年度保険料	25年度保険料	26年度保険料	27年度保険料	28年度保険料	
	達成目標	24年度 過年度1年目 納付率(見込) +2.5%	第1期 過年度1年目達成目標 +2.0%	第2期 過年度1年目達成目標 +2.0%	第3期 過年度1年目達成目標 +2.0%	第4・5期 過年度1年目達成目標 +2.0%	
最低水準	24年度 過年度1年目 納付率(見込) +2.0%	第1期 過年度1年目最低水準 +1.5%	第2期 過年度1年目最低水準 +1.5%	第3期 過年度1年目最低水準 +1.5%	第4期 過年度1年目最低水準 +1.5%		
免除	対象免除	25年度免除等	26年度免除等	27年度免除等	28年度免除等	29年度免除等	30年度免除等
	達成目標	免除等率 (見込)	25年度免除等率(見込) +1.2%	25年度免除等率(見込) +2.4%	25年度免除等率(見込) +3.6%	25年度免除等率(見込) +4.8%	25年度免除等率(見込) +6.0%
最低水準	25年度免除等率(見込)		25年度免除等率(見込)	25年度免除等率(見込)	25年度免除等率(見込)	25年度免除等率(見込)	

(別紙 2 - 2) 達成目標等算出根拠

別紙 2 - 1 の対象年金事務所別達成目標等一覧は、以下の算出根拠に基づき、年金事務所ごとに別添のとおり算出している。

(計算の過程は、達成目標算出表を参照)

[] 内は単位

【現年度保険料】

$$\text{①最低水準 [月数]} = \left(\text{②納付対象月数 [月数]} \times \text{⑤最低納付率 [%]} \right) - \text{⑥納付期限内納付月数 [月数]} - \text{⑦強制徴収による収納月数 [月数]}$$

$$\text{⑧達成目標 [月数]} = \left(\text{②納付対象月数 [月数]} \times \left(\text{⑤最低納付率 [%]} + \text{⑨加算率 [%]} \right) \right) - \text{⑥納付期限内納付月数 [月数]} - \text{⑦強制徴収による収納月数 [月数]}$$

②納付対象月数 [月数]

$$= \left(\text{③被保険者累計 [月数]} - \text{④全額免除等累計 [月数]} \right) \times \text{調整率 95.66\%}$$

◇③被保険者累計 [月数] = 各月における第 1 号被保険者数と任意加入被保険者数の合計の年間累計。

※25 年度被保険者累計 (見込) は、22 年度から 24 年度の各月における前年度末月からの増減割合に対する各月の平均 (以下「各月平均」という。) を、24 年度末月に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。(25 年 4 月から 25 年 11 月までは実数を使用。)

※26～30 年度被保険者累計 (見込) は、上記各月平均を前年度末月 (見込) に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。ただし、25 年度被保険者累計 (見込) より減少する場合は 25 年度被保険者累計 (見込) を使用。

◇④全額免除累計 [月数] = 各年度末第 1 号被保険者数 (見込) [人] × 25 年度全額免除等率 (見込) [%] × 10.193 月

※25 年度全額免除等率 (見込) は、24 年度末時点における法定免除、全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計を 24 年度末第 1 号被保険者数で除した割合

※10.193 月 = 22～24 年度における全額免除等の 1 人当たり平均承認月数

◇調整率 95.66% = 22～24 年度における納付対象者累計 (=③被保険者累計 [月数] - ④全額免除等累計 [月数]) に対する納付対象月数の平均減少率

⑤最低納付率 [%]

$$= \text{25 年度の現年度見込納付率 (全国平均 60\%)}$$

◇25 年度の現年度見込納付率は、24 年度の各月における納付対象月数及び納付月数の按分率に基づき、25 年 12 月末時点から 26 年 4 月末時点の納付対象月数及び納付月数を推計。(全国平均伸び幅 3.1 ポイント)

※最低納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑥納付期限内納付月数 [月数]

$$= \text{②納付対象月数 [月数]} \times \text{納付期限内納付率}$$

◇納付期限内納付率 = 平成 22～24 年度における納付対象月数に対する納付期限内納付月数の平均割合 (全国平均 53.48%)

※納付期限内納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑦強制徴収による収納月数 [月数]

$$= (\text{②納付対象月数 [月数]} - \text{⑥納付期限内納付月数}) \times \text{調整率 } 0.18\%$$

◇調整率 0.18% = 24 年度における納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

※調整率 0.18%は、各期計算過程において同数値を使用。

⑧H26.9 までの見込み納付月数按分率、H29.9 までの見込み納付月数按分率、H30.9 までの納付月数按分率 [%]

= 現年度保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、24 年 5 月から 24 年 9 月までに納付された月数の割合。

※按分率は、第 1 期、第 4 期、第 5 期及び第 6 期の計算過程において同数値を使用。

⑫加算率 [%]

= 24 年度納付期限後納付率の改善率 0.5%

※日本年金機構の中期目標を達成するため、毎年+0.5%ずつ加算。各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率 = 0.5%

第 2 期の加算率 = 1.0%

第 3 期の加算率 = 1.5%

第 4・5 期の加算率 = 2.0%

第 6 期の加算率 = 2.5%

【過年度 1 年目保険料】

$$\cdot \text{A 最低水準 [月数]} = \left(\frac{\text{B 納付対象月数 [月数]} \times \text{C 最低納付率 [%]}}{\text{D 納付期限内納付月数 [月数]} - \text{E 強制徴収による収納月数 [月数]}} \right)$$

$$\cdot \text{I 達成目標 [月数]} = \left(\frac{\text{B 納付対象月数 [月数]} \times \text{J 加算率 [%]}}{\text{D 納付期限内納付月数 [月数]} - \text{E 強制徴収による収納月数 [月数]}} \right)$$

B 納付対象月数 [月数]

= 前期における現年度保険料の②納付対象月数 × 調整率 103.99%

(ただし、1 期については、25 年度分現年度保険料の納付対象月数 (見込) を、5 期については、3 期における現年度保険料の②納付対象月数を使用。)

◇調整率 103.99% = 22～24 年度における現年度から過年度 1 年目への納付対象月数の平均伸び率

C最低納付率 [%]

＝ 前期における現年度保険料の⑤最低納付率 + 過年度1年目最低水準加算率 2.5%
(ただし、1期については、25年度分現年度保険料の納付率(見込)を、5期については、3期における現年度保険料の⑤最低納付率を使用。)

◇過年度1年目最低水準加算率 2.5% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、
現年度納付率から確保すべき20~22年度の伸び幅の平均
ただし、第1期については、平成26年度年度計画に基づき、3.5%とする。
※過年度1年目最低水準加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

D納付期限内納付月数 [月数]

＝ 前期における⑥納付期限内納付月数
(ただし、1期については、25年度分納付期限内納付月数(見込)を、5期については、3期における⑤納付期限内納付月数を使用。)

E強制徴収による収納月数 [月数]

＝ (B納付対象月数 [月数] - D納付期限内納付月数) × 調整率 0.43%

◇調整率 0.43% = 24年度における納付対象月数から23年度納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合
※調整率 0.43%は、各期計算過程において同数値を使用。

FH26.9までの見込み納付月数按分率、H29.9までの見込み納付月数按分率、H30.9までの見込み納付月数按分率 [%]

＝ 過年度1年目保険料の総納付月数(12ヶ月分)について、24年5月から24年9月までに納付された月数の割合。
※按分率は、第1期、第4期、第5期及び第6期の計算過程において同数値を使用。

J加算率 [%]

＝ 前期における現年度保険料の⑤最低納付率かつ⑫加算率 + 過年度1年目達成目標加算率 3.0%
(ただし、1期については、25年度分現年度保険料の納付率(見込)を、5期については、3期における現年度保険料の⑤最低納付率かつ⑫加算率を使用。)

◇過年度1年目達成目標加算率 3.0% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、
現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ設定。
ただし、第1期については、平成26年度年度計画に基づき、4.0%とする。
※過年度1年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

【過年度2年目保険料】

・	a 最低水準 [月数]	=	(b 納付対象月数 [月数]	×	c 最低納付率 [%])
-	d 納付期限内納付月数 [月数]	-	e 強制徴収による収納月数 [月数]				
・	i 達成目標 [月数]	=	(b 納付対象月数 [月数]	×	j 加算率 [%])
-	d 納付期限内納付月数 [月数]	-	e 強制徴収による収納月数 [月数]				

b 納付対象月数 [月数]

＝ 前期における過年度 1 年目保険料の B 納付対象月数 × 調整率 104.05%
(ただし、1 期については、24 年度分過年度 1 年目保険料の納付対象月数(見込)を、
5 期については、3 期における過年度 1 年目保険料の B 納付対象月数を使用。)

◇調整率 104.05% = 22~24 年度における過年度 1 年目から過年度 2 年目への納
付対象月数の平均伸び率

c 最低納付率 [%]

＝ 前期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率 + 過年度 2 年目最低水準加算率
1.5%
(ただし、1 期については、24 年度分過年度 1 年目納付率(見込)を、5 期につい
ては、3 期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率を使用。)

◇過年度 2 年目最低水準加算率 1.5% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、
過年度 1 年目納付率から確保すべき 20~22 年度の伸び幅の平均
ただし、第 1 期については、平成 26 年度年度計画に基づき、2.0%とする。
※過年度 2 年目最低水準加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

d 納付期限内納付月数 [月数]

＝ 前々期における⑥納付期限内納付月数
(ただし、1 期については、24 年度における納付期限内納付月数(実数値)を、2 期
については、25 年度分納付期限内納付月数(見込)を、5 期については、3 期にお
ける⑥納付期限内納付月数を使用。)

e 強制徴収による収納月数 [月数]

＝ (b 納付対象月数 [月数] - d 納付期限内納付月数) × 調整率 0.36%

◇調整率 0.36% = 24 年度における納付対象月数から 22 年度納付期限内納付月数
を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合
※調整率 0.36%は、各期計算過程において同数値を使用。

**f H26.9 までの見込み納付月数按分率、H29.9 までの見込み納付月数按分率、H30.9 までの
見込み納付月数按分率 [%]**

＝ 過年度 2 年目保険料の総納付月数(12 ヶ月分)について、24 年 5 月から 24 年 9 月ま
でに納付された月数の割合。
※按分率は、第 1 期、第 4 期、第 5 期及び第 6 期の計算過程において同数値を使用。

j 加算率 [%]

＝ 前期における過年度 1 年目保険料の J 加算率 + 過年度 2 年目達成目標加算率
2.0%
(ただし、1 期については、24 年度における過年度 1 年目保険料の納付率(実数値)
を、2 期については、25 年度分過年度 1 年目保険料の納付率(見込)を、5 期につ
いては、3 期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率かつ J 加算率を使用。)

◇過年度 1 年目達成目標加算率 2.0% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、
過年度 1 年目納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ設定。

ただし、第1期については、平成26年度年度計画に基づき、2.5%とする。
 ※過年度2年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

【免除等】

$$\begin{aligned} \text{I 最低水準 [件数]} &= \left(\text{II 年度末第1号被保険者数 [人数]} \times \text{III 最低免除等率 [\%]} \right) \\ &\times \text{IV 免除処理調整率 [\%]} \\ \text{VII 達成目標 [件数]} &= \left(\text{II 年度末第1号被保険者数 [人数]} \times \text{IX 目標免除等率 [\%]} \right) \\ &\times \text{IV 免除処理調整率 [\%]} \end{aligned}$$

II 年度末第1号被保険者数 [人数]

= 現年度保険料の③被保険者累計 - 任意加入被保険者数

III 最低免除等率 [%]

= 26年3月時点における全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の合計（以下「免除等」という。）該当者数（見込）÷ 25年度末第1号被保険者数

◇26年3月時点における免除等該当者（見込）は、24年度の各月における免除等承認者按分率に基づき、25年11月末時点から26年3月時点の承認者数を推計。（全国平均伸び率117.0%）

※最低免除等率は、各期計算過程において同数値を使用。

IV 免除処理調整率 [%]

= 22～24年度の年間免除等承認処理件数と年度末時点の免除等承認者数の平均割合
 = 133.78%

※免除処理調整率は、各期計算過程において同数値を使用。

VH26.9までの見込み承認件数按分率、H29.9までの見込み承認件数按分率、H30.9までの見込み承認件数按分率 [%]

= 免除等が承認された件数（12ヶ月分）について、24年5月から24年9月までに承認された件数の割合。

※按分率は、第1期、第4期、第5期及び第6期の計算過程において同数値を使用。

IX 目標免除等率 [%]

= III 最低免除等率 + 免除等達成目標加算率 1.2%

◇免除等達成目標加算率 1.2% = 22～24年度における免除承認率の伸び率の平均。

※免除等達成目標加算率は、各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第1期の加算率	= 1.2%
第2期の加算率	= 2.4%
第3期の加算率	= 3.6%
第4・5期の加算率	= 4.8%
第6期の加算率	= 6.0%

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 水戸南 年金事務所 】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料		H26保険料									
	H25現年度納付対象月数 [見込] [月数]		① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.66%	③ H26被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H20度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] =(2-⑥)×0.18%	⑧ H26.9まで の見込み納付 月数の按分率 [%]	⑨ H26.9まで の見込み納付 月数[月数] =(1)×⑧	⑩ 最低水準 (7ヶ月) [月数] =(1)×⑨
	751,691		36,230	742,547	994,871	218,635	52.64%	353,946	699	27.23%	9,865	26,365
通年度1年目	H24保険料		H25保険料									
	H24通年度1年目納付対象月数 [見込] [月数]		A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月 数[月数] =H25現年度納付 対象月数(見込) ×99.81%	C 最低納付率 [%] =H25現年度見込 納付率+3.5%	D 前期納付月 数[月数]=H25 度末納付月数(見 込)	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	F H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	G H26.9まで の見込み納付 月数 [月数] =A×F	H 最低水準 (7ヶ月) [月数] =A-G		
	786,984		23,651	750,263	56.14%	395,703	1,844	53.73%	12,706	10,943		
通年度2年目	H24保険料		H26.9までの見込み納付月数									
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数[月数] =H24通年度1年 目見込納付率 (見込)×100.66%	c 最低納付率 [%] =H24通年度1年 目見込納付率 +2.0%	d 前期までの 納付月数[月数] =H25度末納付 月数(見込)	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	f H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	g H26.9までの 見込み納付月 数 [月数] =a×f	h 最低水準 (7ヶ月) [月数] =a-g				
	17,366	792,178	57.67%	438,102	1,381	52.54%	9,124	8,242				
免除等	H26.9までの見込み承認件数		H26.9までの見込み承認件数									
	I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H26.9度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]	V H26.9まで の見込み承認 件数の按分率 [%] =1×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数[件数] =1×V	Ⅶ 最低水準 (6ヶ月) [件数] =I-VI					
	24,967	83,992	22.22%	133.78%	75.86%	18,940	6,027					

		第2期(H27.5~H28.4)						
現年度保険料	H27保険料		H26保険料					
	① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.66%	③ H27被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H27度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] =(2-⑥)×0.18%	673
	34,882	714,930	966,001	218,635	52.64%	340,784	673	
通年度1年目	H26保険料		H25保険料					
	A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月 数[月数] =第1期②× 99.81%	C 最低納付率 [%] =第1期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数[月数] =第1期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =A+第1期⑦		
	16,659	741,136	55.14%	390,178	1,825	43,024		
通年度2年目	H26保険料		H25保険料					
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数[月数] =第1期B× 100.66%	c 最低納付率 [%] =第1期C+1.5%	d 前期までの 納付月数[月数] =第1期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =a+第1期H		
	14,642	755,215	57.64%	419,354	1,310	25,585		
免除等	H27.5までの見込み承認件数		H27.5までの見込み承認件数					
	I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =I×Ⅲ×Ⅳ	II H27.5度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]				
	24,967	83,992	22.22%	133.78%				

		第3期(H28.5~H29.4)						
現年度保険料	H28保険料		H27保険料					
	① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.66%	③ H28被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H28度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] =(2-⑥)×0.18%	648
	33,574	688,115	937,969	218,635	52.64%	328,002	648	
通年度1年目	H27保険料		H26保険料					
	A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月 数[月数] =第2期②× 99.81%	C 最低納付率 [%] =第2期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数[月数] =第2期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =A+第2期⑦		
	16,041	713,572	55.14%	375,666	1,757	50,923		
通年度2年目	H27保険料		H26保険料					
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数[月数] =第2期B× 100.66%	c 最低納付率 [%] =第2期C+1.5%	d 前期までの 納付月数[月数] =第2期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =a+第2期A'		
	14,390	746,027	56.64%	406,837	1,323	57,414		
免除等	H28.5までの見込み承認件数		H28.5までの見込み承認件数					
	I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =I×Ⅲ×Ⅳ	II H28.5度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]				
	24,967	83,992	22.22%	133.78%				

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
32,303	662,078	910,751	218,635	52.64%	315,591	624	27.23%		8,796
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =I+第3期①
15,439	688,808	55.14%	361,576	1,691	53.73%	8,295			41,869
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.6%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =i+第3期A'
13,854	718,282	56.64%	391,707	1,274	52.54%	7,279			58,202
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
24,967	83,992	22.22%	133.78%	75.86%	18,940				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
32,303	662,078	910,751	218,635	52.64%	315,591	624	27.23%		23,507
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =I+第4期H'
15,439	688,808	55.14%	361,576	1,691	53.73%	8,295	7,144		49,013
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.6%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×g	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =i+第4期H'
13,854	718,282	56.64%	391,707	1,274	52.54%	7,279	6,575		64,777
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI			
24,967	83,992	22.22%	133.78%	75.86%	18,940	6,027			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑩
31,069	636,796	884,322	218,635	52.64%	303,540	600	27.23%		8,460
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =I+第5期①
14,855	660,820	55.14%	347,894	1,627	53.73%	7,982			40,285
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 100.6%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×g	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =i+第5期H'
13,335	691,341	56.64%	377,015	1,226	52.54%	7,006			56,019
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H30.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
24,967	83,992	22.22%	133.78%	75.86%	18,940				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込)[月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑩ 加算率 [%] =第1期加算率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑥)×0.18%	⑧ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑨ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑧	⑬ 達成目標(7ヵ月) [月数] =①-⑨
	751,691	39,942	742,547	994,871	218,635	52.64%	0.5%	353,946	699	27.23%	10,876	29,066
通年度1年目	H24保険料	H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	J 加算率 [%] =H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数 [月数]=H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =I×F	K 達成目標(7ヵ月) [月数] =I-G			
	786,984	27,402	750,263	56.64%	395,703	1,844	53.73%	14,723	12,679			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =H24通年度1年目納付対象月数(見込)×100.66%	j 加算率 [%] =H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数 [月数]=H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	H26.9までの見込み納付月数 [月数] =i×f	k 達成目標(7ヵ月) [月数] =i-g				
	21,327	792,178	58.17%	438,102	1,381	52.54%	11,205	10,122				
免除等	H24保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [月数] =III×V	X 達成目標(6ヵ月) [件数] =VIII-VI					
	26,316	83,992	23.42%	133.78%	75.86%	19,963	6,353					

		第2期(H27.5~H28.4)										
現年度保険料	H27保険料	H26保険料										
	H27現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑩ 加算率 [%] =第2期加算率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑥)×0.18%			
	42,031	714,930	966,001	218,635	52.64%	1.00%	340,784	673				
通年度1年目	H26保険料	H25保険料										
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	J 加算率 [%] =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数]=第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第1期⑩						
	20,378	741,136	56.14%	393,890	1,806	49,444						
通年度2年目	H25保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	j 加算率 [%] =第1期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数]=第1期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第1期K						
	18,458	755,215	58.64%	423,105	1,295	31,137						
免除等	H25保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率 [%]								
	27,664	83,992	24.62%	133.78%								

		第3期(H28.5~H29.4)										
現年度保険料	H28保険料	H27保険料										
	H28現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑩ 加算率 [%] =第3期加算率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑥)×0.18%			
	43,895	688,115	937,969	218,635	52.64%	1.50%	328,002	648				
通年度1年目	H27保険料	H26保険料										
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	J 加算率 [%] =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数]=第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第2期⑩						
	19,632	713,572	56.64%	382,815	1,720	61,663						
通年度2年目	H26保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	j 加算率 [%] =第2期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数]=第2期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第2期K						
	18,178	746,027	58.14%	414,268	1,294	67,622						
免除等	H26保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率 [%]								
	29,013	83,992	25.82%	133.78%								

第4期(H29.5~H29.9)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度未 被保険者数(見込) ×免除率 ×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑬ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	45,544	662,078	910,751	218,635	52.64%	2.00%	315,591	624	27.23%	12,402
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩		
	18,907	688,808	57.14%	371,897	1,638	53.73%	10,159	54,054		
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期		
	17,522	718,282	58.64%	402,447	1,232	52.54%	9,206	70,869		
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =Ⅲ+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅷ×V				
	30,361	83,992	27.02%	133.78%	75.86%	23,032				

第5期(H29.10~H30.4)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度未 被保険者数(見込) ×免除率 ×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧
	45,544	662,078	910,751	218,635	52.64%	2.00%	315,591	624	27.23%	12,402
										33,142
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =F+G	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'	
	18,907	688,808	57.14%	371,897	1,638	53.73%	10,159	8,748	62,802	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =f+g	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期k'	
	17,522	718,282	58.64%	402,447	1,232	52.54%	9,206	8,316	79,185	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =Ⅲ+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =Ⅷ×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅷ×V			
	30,361	83,992	27.02%	133.78%	75.86%	23,032	7,329			

第6期(H30.5~H30.9)										
現年度保険料	H30保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度未 被保険者数(見込) ×免除率 ×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑬ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	46,989	636,796	884,322	218,635	52.64%	2.50%	303,540	600	27.23%	12,795
通年度1年目	H29保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩		
	18,204	660,820	57.64%	361,135	1,558	53.73%	9,781	55,325		
通年度2年目	H28保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期k'		
	16,883	691,341	59.14%	390,804	1,172	52.54%	8,870	71,672		
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =Ⅲ+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅷ×V				
	31,709	83,992	28.22%	133.78%	75.86%	24,054				

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 土浦 年金事務所 】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)											
現年度保険料	H25保険料		H26保険料										
	H25現年度納付対象月数 [見込] [月数]		① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H26被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H26度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] ②-⑥×0.18%	⑧ H26.9まで の見込み納付 月数の按分率 [%]	⑨ H26.9まで の見込み納付 月数[月数] =(1)×⑧	⑩ 最低水準 (7ヶ月) [月数] =(1)-⑨	
	1,226,538		76,157	1,233,462	1,726,365	436,942	58.91%	649,424	1,051	25.40%	19,344	56,813	
通年度1年目	H24保険料		H25保険料										
	H24通年度 1年目 納付対象月数 (見込) [月数]		A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数[月数] =H25現年度納付 対象月数(見込) ×99.81%	C 最低納付率 [%] =H25現年度見込 納付率+3.5%	D 前期納付月 数[月数]=H25 度末納付月数(見 込)	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	F H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	G H26.9まで の見込み納付 月数 [月数] =A×F	H 最低水準 (7ヶ月) [月数] =A-G			
	1,271,673		38,816	1,224,208	62.41%	722,602	2,608	46.57%	18,854	19,964			
通年度2年目			H24保険料										
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数[月数] =H24通年度1年 目納付対象月数 (見込)×100.66%	c 最低納付率 [%] =H24通年度1年 目見込納付率 +2.0%	d 前期までの 納付月数[月数] =H25度末納付 月数(見込)	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	f H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	g H26.9までの 見込み納付月 数 [月数] =a×f	h 最低水準 (7ヶ月) [月数] =a-g					
		28,927	1,280,066	64.74%	797,908	1,880	49.41%	14,293	14,634				
免除等			I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H26年度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]	V H26.9まで の見込み承認 件数の按分率 [%] =1×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数[件数] =1×V	VII 最低水準 (6ヶ月) [件数] =I-VI				
			51,146	144,434	26.47%	133.78%	76.04%	38.891	12,255				

		第2期(H27.5~H28.4)								
現年度保険料	H27保険料		H26保険料							
	① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H27被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H27度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] ②-⑥×0.18%			
	74,531	1,207,112	1,698,819	436,942	58.91%	635,550	1,029			
通年度1年目	H26保険料		H25保険料							
	A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数[月数] =第1期②× 99.81%	C 最低納付率 [%] =第1期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数[月数] =第1期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =A+第1期⑦				
	27,820	1,231,118	61.41%	725,581	2,629	84,633				
通年度2年目	H25保険料		H24保険料							
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数[月数] =第1期B× 100.66%	c 最低納付率 [%] =第1期C+1.5%	d 前期までの 納付月数[月数] =第1期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =a+第1期H				
	24,299	1,232,288	63.91%	761,420	1,836	44,263				
免除等			I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H27年度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]				
			51,146	144,434	26.47%	133.78%				

		第3期(H28.5~H29.4)								
現年度保険料	H28保険料		H27保険料							
	① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H28被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H28度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] ②-⑥×0.18%			
	72,929	1,181,182	1,671,713	436,942	58.91%	621,896	1,007			
通年度1年目	H27保険料		H26保険料							
	A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数[月数] =第2期②× 99.81%	C 最低納付率 [%] =第2期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数[月数] =第2期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =A+第2期⑦				
	27,225	1,204,818	61.41%	710,081	2,573	101,756				
通年度2年目	H26保険料		H25保険料							
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数[月数] =第2期B× 100.66%	c 最低納付率 [%] =第2期C+1.5%	d 前期までの 納付月数[月数] =第2期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =a+第2期A'				
	24,312	1,239,243	62.91%	753,401	1,895	108,945				
免除等			I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H28年度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]				
			51,146	144,434	26.47%	133.78%				

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
71.354	1,155.667	1,645.040	436.942	58.91%	608.464	985	25.40%		18.124
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期③	H' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期③	
26,642	1,178,938	61.41%	694,827	2,517	48.57%	12,940		85,869	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	h' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	
23,794	1,212,770	62.91%	737,306	1,854	49.41%	11,757		113,513	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
51,146	144,434	26.47%	133.78%	76.04%	38,891				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
71.354	1,155.667	1,645.040	436.942	58.91%	608.464	985	25.40%		53.230
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×G	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	H' 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	
26,642	1,178,938	61.41%	694,827	2,517	48.57%	12,940	13,702	99,571	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×g	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期h'	h' 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期h'	
23,794	1,212,770	62.91%	737,306	1,854	49.41%	11,757	12,037	125,550	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
51,146	144,434	26.47%	133.78%	76.04%	38,891	12,255			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑩
69.804	1,130.558	1,618.792	436.942	58.91%	595.244	964	25.40%		17.730
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期③	H' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期③	
26,066	1,153,471	61.41%	679,818	2,463	48.57%	12,660		84,014	
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.6%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×g	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	h' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	
23,282	1,186,719	62.91%	721,469	1,814	49.41%	11,504		111,075	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H30.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
51,146	144,434	26.47%	133.78%	76.04%	38,891				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第1期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%	⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =⑩×⑧	⑫ 達成目標(7ヵ月) [月数] =⑪-⑨
	1,226,538	82,325	1,233,462	1,726,365	436,942	58.91%	0.5%	649,424	1.05%	25.40%	20,911	61,414
通年度1年目	H24保険料	H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] +H25現年度納付対象月数(見込) ×99.81%	J 加算率 [%] +H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数 [月数] +H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =I×F	K 達成目標(7ヵ月) [月数] =I-G			
	1,271,673	44,939	1,224,208	62.91%	722,602	2,608	48.57%	21,827	23.12			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] +H24通年度1年目納付対象月数(見込) ×100.66%	j 加算率 [%] +H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数 [月数] +H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	H26.9までの見込み納付月数 [月数] =i×f	k 達成目標(7ヵ月) [月数] =i-g				
	35,327	1,280,066	65.24%	797,908	1,880	49.41%	17,455	17,872				
免除等	H25保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [月数] =III×V	X 達成目標(6ヵ月) [件数] =VIII-VI					
	53,465	144,434	27.67%	133.78%	76.04%	40,655	12,810					

		第2期(H27.5~H28.4)										
現年度保険料	H27保険料	H26保険料										
	H27現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第2期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%			
	86,602	1,207,112	1,698,819	436,942	58.91%	1.00%	635,550	1,029				
通年度1年目	H26保険料	H25保険料										
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	J 加算率 [%] =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第1期⑩						
	33,995	1,231,118	62.41%	731,749	2,597	95,409						
通年度2年目	H25保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	j 加算率 [%] =第1期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第1期K						
	30,524	1,232,288	64.91%	767,541	1,813	53,636						
免除等	H26保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率 [%]								
	55,784	144,434	28.87%	133.78%								

		第3期(H28.5~H29.4)										
現年度保険料	H28保険料	H27保険料										
	H28現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第3期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%			
	90,647	1,181,182	1,671,713	436,942	58.91%	1.50%	621,896	1,007				
通年度1年目	H27保険料	H26保険料										
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	J 加算率 [%] =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第2期⑩						
	33,289	1,204,818	62.91%	722,152	2,510	119,891						
通年度2年目	H26保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	j 加算率 [%] =第2期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第2期K						
	30,605	1,239,243	64.41%	765,744	1,847	126,014						
免除等	H27保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率 [%]								
	58,102	144,434	30.07%	133.78%								

第4期(H29.5~H29.9)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	94,468	1,155,667	1,645,040	436,942	58.91%	2.00%	608,464	985	25.40%	23,995
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩		
	32,595	1,178,938	63.41%	712,545	2,425	48.57%	15,831	106,478		
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期I		
	29,984	1,212,770	64.91%	755,441	1,784	49.41%	14,815	134,706		
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII×V				
	60,421	144,434	31.27%	133.78%	76.04%	45,944				

第5期(H29.10~H30.4)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧
	94,468	1,155,667	1,645,040	436,942	58.91%	2.00%	608,464	985	25.40%	23,995
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I-G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'	
	32,595	1,178,938	63.41%	712,545	2,425	48.57%	15,831	16,764	123,242	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i-g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期K'	
	29,984	1,212,770	64.91%	755,441	1,784	49.41%	14,815	15,169	149,875	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VIII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII-VI			
	60,421	144,434	31.27%	133.78%	76.04%	45,944	14,477			

第6期(H30.5~H30.9)										
現年度保険料	H30保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	98,068	1,130,558	1,618,792	436,942	58.91%	2.50%	595,244	964	25.40%	24,909
通年度1年目	H29保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩		
	31,908	1,153,471	63.91%	702,932	2,343	48.57%	15,498	109,966		
通年度2年目	H28保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期K'		
	29,371	1,186,719	65.41%	745,140	1,722	49.41%	14,512	137,754		
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII×V				
	62,740	144,434	32.47%	133.78%	76.04%	47,707				

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 日立 年金事務所 】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)												
現年度保険料	H25保険料		H26保険料											
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]		① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2)×(5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3)-④ ×95.66%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%	⑧ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑨ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑧	⑩ 最低水準(7ヶ月) [月数] =①-⑨		
	270,711		24,570	274,421	402,428	115,557	61.50%	143,964	235	26.03%	6,396	18,174		
通年度1年目	H24保険料		H25保険料											
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]		A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月数 [月数] =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	C 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率+3.5%	D 前期納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数 [月数] =H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =A×F	H 最低水準(7ヶ月) [月数] =A-G				
	278,742		8,596	270,197	65.00%	166,493	539	52.93%	4,550	4,046				
通年度2年目	H24保険料		H25保険料											
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-①	b 納付対象月数 [月数] =H24通年度1年目見込納付率(見込)×100.66%	c 最低納付率 [%] =H24通年度1年目見込納付率+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数 [月数] =H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	g H26.9までの見込み納付月数 [月数] =a×f	h 最低水準(7ヶ月) [月数] =a-g						
	6,396	280,582	66.20%	178,950	396	52.61%	3,367	3,032						
免除等	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ		II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]		III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数		IV 免除処理調整率 [%]		V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%] =1×Ⅴ		VI H26.9までの見込み承認件数 [件数] =1×Ⅴ		VII 最低水準(6ヶ月) [件数] =I-Ⅵ	
		13,092	33,956	28.82%	133.78%	78.20%	10,236	2,854						

		第2期(H27.5~H28.4)									
現年度保険料	H27保険料		H26保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2)×(5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3)-④ ×95.66%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	23,696	264,682	392,247	115,557	61.50%	138,855	226				
通年度1年目	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①		B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第1期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第1期⑦				
		6,214	273,900	64.00%	168,534	548	24,388				
通年度2年目	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-①		b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第1期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第1期H				
		5,400	271,980	66.50%	175,089	378	9,446				
免除等	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =Ⅱ×Ⅲ×Ⅳ		II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]		III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数		IV 免除処理調整率 [%]				
		13,092	33,956	28.82%	133.78%						

		第3期(H28.5~H29.4)									
現年度保険料	H28保険料		H27保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2)×(5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3)-④ ×95.66%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	22,849	255,195	382,330	115,557	61.50%	133,876	218				
通年度1年目	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①		B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第2期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第2期⑦				
		5,994	264,179	64.00%	162,553	528	29,692				
通年度2年目	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-①		b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第2期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第2期A'				
		5,447	275,708	65.50%	174,748	394	29,835				
免除等	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =Ⅱ×Ⅲ×Ⅳ		II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]		III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数		IV 免除処理調整率 [%]				
		13,092	33,956	28.82%	133.78%						

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
22,022	245,955	372,671	115,557	61.50%	129,030	210	26.03%		5,732
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	
5,777	254,710	64.00%	156,727	510	52.93%	3,058		25,907	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期⑤+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	
5,253	265,923	65.50%	168,547	380	52.61%	2,764		32,456	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
13,092	33,956	28.82%	133.78%	78.20%	10,238				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
22,022	245,955	372,671	115,557	61.50%	129,030	210	26.03%		16,290
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	
5,777	254,710	64.00%	156,727	510	52.93%	3,058	2,719	28,626	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期⑤+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	
5,253	265,923	65.50%	168,547	380	52.61%	2,764	2,489	34,945	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI			
13,092	33,956	28.82%	133.78%	78.20%	10,238	2,854			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑩
21,216	236,954	363,261	115,557	61.50%	124,308	203	26.03%		5,523
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	
5,569	245,488	64.00%	151,052	491	52.93%	2,948		24,970	
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期⑤+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	
5,066	256,391	65.50%	162,504	366	52.61%	2,665		31,291	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
13,092	33,956	28.82%	133.78%	78.20%	10,238				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 加算率 [%] =第1期加算率	⑦ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑧ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑦)×0.18%	⑨ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑩ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑨	⑪ 達成目標(7ヵ月) [月数] =①-⑩
	270,711	25,942	274,421	402,428	115,557	61.50%	0.5%	143,964	235	26.03%	6,753	19,189
通年度1年目	H24保険料	H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =H25通年度1年目納付対象月数(見込)×99.81%	J 加算率 [%] =H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =I×F	K 達成目標(7ヵ月) [月数] =I-G			
	278,742	9,947	270,197	65.50%	166,493	539	52.93%	5,265	4,682			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =H24通年度1年目納付対象月数(見込)×100.66%	j 加算率 [%] =H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	H26.9までの見込み納付月数 [月数] =i×f	k 達成目標(7ヵ月) [月数] =i-g				
	7,802	280,582	66.70%	178,950	396	52.61%	4,105	3,697				
免除等	H24保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [月数] =III×V	X 達成目標(6ヵ月) [件数] =VII-VI					
	13,637	33,956	30.02%	133.78%	78.20%	10,664	2,973					

		第2期(H27.5~H28.4)									
現年度保険料	H27保険料	H26保険料									
	H27現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 加算率 [%] =第2期加算率	⑦ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑧ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑦)×0.18%		
	28,345	264,682	392,247	115,557	61.50%	1.00%	138,855	226			
通年度1年目	H26保険料	H25保険料									
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	J 加算率 [%] =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第1期⑩					
	7,589	273,900	65.00%	169,906	541	26,777					
通年度2年目	H25保険料										
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	j 加算率 [%] =第1期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第1期K					
	6,774	271,980	67.50%	176,440	373	11,456					
免除等	H25保険料										
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率 [%]							
	14,182	33,956	31.22%	133.78%							

		第3期(H28.5~H29.4)									
現年度保険料	H28保険料	H27保険料									
	H28現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 加算率 [%] =第3期加算率	⑦ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑧ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑦)×0.18%		
	26,677	255,195	382,330	115,557	61.50%	1.50%	133,876	218			
通年度1年目	H27保険料	H26保険料									
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	J 加算率 [%] =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第2期⑩					
	7,322	264,179	65.50%	165,200	515	33,667					
通年度2年目	H26保険料										
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	j 加算率 [%] =第2期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第2期K					
	6,847	275,708	67.00%	177,494	383	33,624					
免除等	H26保険料										
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率 [%]							
	14,727	33,956	32.42%	133.78%							

第4期(H29.5~H29.9)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	26.94	245.955	372.671	115.557	61.50%	2.00%	129.030	210	26.03%	7.013
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩		
	7.064	254.710	66.00%	160.555	490	52.93%	3.739	30.416		
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期I		
	6.612	265.923	67.50%	172.522	364	52.61%	3.479	37.146		
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII×V				
	15.272	33.956	33.62%	133.78%	78.20%	11.943				

第5期(H29.10~H30.4)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	26.94	245.955	372.671	115.557	61.50%	2.00%	129.030	210	26.03%	19.928
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I×G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'	
	7.064	254.710	66.00%	160.555	490	52.93%	3.739	3.325	33.741	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i×g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期k'	
	6.612	265.923	67.50%	172.522	364	52.61%	3.479	3.133	40.279	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VIII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII×VI			
	15.272	33.956	33.62%	133.78%	78.20%	11.943	3.329			

第6期(H30.5~H30.9)										
現年度保険料	H30保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	27.140	236.954	363.261	115.557	61.50%	2.50%	124.308	203	26.03%	7.065
通年度1年目	H29保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩		
	6.814	245.488	66.50%	155.971	465	52.93%	3.607	30.548		
通年度2年目	H28保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期k'		
	6.381	256.391	68.00%	167.619	346	52.61%	3.357	37.098		
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII×V				
	15.817	33.956	34.82%	133.78%	78.20%	12.369				

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 下館 年金事務所 】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料		H26保険料								最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =(1)-(9)	
	H25現年度納付対象月数 【月数】 =(2)×(5)-(6) (7)		① 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)-(6) (7)	② 納付対象 月数 【月数】 =(3)-(4) ×95.66%	③ H26被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H26度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2)-(6)×0.18%	⑧ H26.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】		⑨ H26.9まで の見込み納付 月数【月数】 =(1)×⑧
	872,376		42,044	851,894	1,122,774	232,241	57.33%	445,610	731	26.04%	10,948	31,096
通年度1年目	H24保険料		H25保険料								最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	
	H24通年度1年目納付対象月数 【月数】		A 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =H25現年度納付 対象月数(見込) ×99.81%	C 最低納付率 【%】 =H25現年度見込 納付率+3.5%	D 前期納付月 数【月数】=H25 度末納付月数(見 込)	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G H26.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G		
	920,157		27,606	870,718	60.83%	500,123	1,927	52.71%	14,552	13,056		
通年度2年目	H24保険料		H25保険料								最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a-g	
	a 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)-d-e		b 納付対象月 数【月数】 =H24通年度1年 目見込納付率 (見込)×100.66%	c 最低納付率 【%】 =H24通年度1年 目見込納付率 +2.0%	d 前期までの 納付月数【月 数】=H25度末 納付月数(見込)	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =a×f	g H26.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a-g			
	20,774		926,230	62.41%	555,841	1,445	51.74%	10,746	10,026			
免除等	H26.9までの見込み承認件数【件数】		H26.9までの見込み承認件数【件数】		H26.9までの見込み承認件数【件数】		H26.9までの見込み承認件数【件数】		H26.9までの見込み承認件数【件数】		H26.9までの見込み承認件数【件数】	
	I 最低水準 【件数】 =E×Ⅲ×Ⅳ	II H26.9度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V
	25,061	95,235	19.67%	133.78%	74.73%	18,726	6,333					

		第2期(H27.5~H28.4)						
現年度保険料	H27保険料		H26保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)-(6) (7)
	H27現年度納付対象月数 【月数】		① 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)-(6) (7)	② 納付対象 月数 【月数】 =(3)-(4) ×95.66%	③ H27被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H27度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25現年度見込 納付率	
	40,192		814,350	1,083,537	232,241	57.33%	425,976	699
通年度1年目	H26保険料		H25保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)-D-E
	A 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)-D-E		B 納付対象月 数【月数】 =第1期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第1期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第1期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =A+第1期⑦	
	19,174		850,265	59.83%	487,654	1,886	50,270	
通年度2年目	H26保険料		H25保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)-d-e
	a 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)-d-e		b 納付対象月 数【月数】 =第1期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第1期C+1.5%	d 前期までの 納付月数【月 数】=第1期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =a+第1期H	
	17,210		876,465	62.33%	527,731	1,360	30,266	
免除等	H27.5までの見込み承認件数【件数】		H27.5までの見込み承認件数【件数】		H27.5までの見込み承認件数【件数】		H27.5までの見込み承認件数【件数】	
	I 最低水準 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H27.5度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H27.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H27.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H27.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H27.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V
	25,061	95,235	19.67%	133.78%				

		第3期(H28.5~H29.4)						
現年度保険料	H28保険料		H27保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)-(6) (7)
	H28現年度納付対象月数 【月数】		① 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)-(6) (7)	② 納付対象 月数 【月数】 =(3)-(4) ×95.66%	③ H28被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H28度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25現年度見込 納付率	
	38,404		778,128	1,045,672	232,241	57.33%	407,029	668
通年度1年目	H27保険料		H26保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)-D-E
	A 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)-D-E		B 納付対象月 数【月数】 =第2期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第2期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第2期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =A+第2期⑦	
	18,329		812,803	59.83%	466,168	1,803	58,521	
通年度2年目	H27保険料		H26保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)-d-e
	a 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)-d-e		b 納付対象月 数【月数】 =第2期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第2期C+1.5%	d 前期までの 納付月数【月 数】=第2期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =a+第2期A'	
	16,720		855,877	61.33%	506,828	1,361	66,990	
免除等	H28.5までの見込み承認件数【件数】		H28.5までの見込み承認件数【件数】		H28.5までの見込み承認件数【件数】		H28.5までの見込み承認件数【件数】	
	I 最低水準 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H28.5度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H28.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H28.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H28.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VI H28.5まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V
	25,061	95,235	19.67%	133.78%				

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保 険者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18 平均納付期限内 納付率	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
36,679	743,172	1,009,130	232,241	57.33%	388,744	639	26.04%		9,551
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①
17,515	776,650	59.83%	445,433	1,722	52.71%	9,232	47,636		
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'
15,984	818,167	61.33%	484,497	1,301	51.74%	8,270	66,791		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V
25,061	95,235	19.67%	133.78%	74.73%	18,728				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保 険者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18 平均納付期限内 納付率	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
36,679	743,172	1,009,130	232,241	57.33%	388,744	639	26.04%		27,128
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'
17,515	776,650	59.83%	445,433	1,722	52.71%	9,232	8,283	55,919	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'
15,984	818,167	61.33%	484,497	1,301	51.74%	8,270	7,714	74,505	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI
25,061	95,235	19.67%	133.78%	74.73%	18,728	6,333			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保 険者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18 平均納付期限内 納付率	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑩
35,014	709,438	973,866	232,241	57.33%	371,098	609	26.04%		9,118
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①
16,727	741,760	59.83%	425,423	1,645	52.71%	8,817	45,496		
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'
15,272	781,776	61.33%	462,948	1,243	51.74%	7,902	63,821		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H30.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V
25,061	95,235	19.67%	133.78%	74.73%	18,728				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.66%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第1期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%	⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑩	⑫ 達成目標(7ヶ月) [月数] =①-⑨
	872,376	46,304	851,884	1,122,774	232,241	57.33%	0.5%	445,610	731	26.04%	12,058	34,246
通年度1年目	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]	H25保険料										
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =H25通年度1年目納付対象月数(見込)×99.81%	J 加算率 [%] =H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =I×F	K 達成目標(7ヶ月) [月数] =I-G				
	920,157	31,961	870,718	61.33%	500,123	1,927	52.71%	16,847	15,114			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =H24通年度1年目納付対象月数(見込)×100.66%	j 加算率 [%] =H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	H26.9までの見込み納付月数 [月数] =i×f	k 達成目標(7ヶ月) [月数] =i-g				
	25,406	926,230	62.91%	555,841	1,445	51.74%	13,145	12,260				
免除等	H24保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [月数] =III×V	X 達成目標(6ヶ月) [件数] =VIII-VI					
	26,590	95,235	20.87%	133.78%	74.73%	19,871	6,719					

		第2期(H27.5~H28.4)						
現年度保険料	H27保険料							
	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.66%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第2期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%
	48,335	814,350	1,083,537	232,241	57.33%	1.00%	425,976	699
通年度1年目	H26保険料							
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	J 加算率 [%] =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第1期⑩		
	23,439	850,265	60.83%	491,914	1,863	57,685		
通年度2年目	H25保険料							
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	j 加算率 [%] =第1期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第1期K		
	21,636	876,465	63.33%	532,084	1,343	36,752		
免除等	H25保険料							
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率 [%]				
	28,116	95,235	22.07%	133.78%				

		第3期(H28.5~H29.4)						
現年度保険料	H28保険料							
	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.66%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第3期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%
	50,076	778,128	1,045,672	232,241	57.33%	1.50%	407,029	668
通年度1年目	H27保険料							
	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	J 加算率 [%] =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第2期⑩		
	22,421	812,803	61.33%	474,311	1,760	70,756		
通年度2年目	H26保険料							
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	j 加算率 [%] =第2期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第2期K		
	21,067	855,877	62.83%	515,353	1,328	78,752		
免除等	H26保険料							
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率 [%]				
	29,647	95,235	23.27%	133.78%				

第4期(H29.5~H29.9)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保 険者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	51,542	743,172	1,009,130	232,241	57.33%	2.00%	388,744	636	26.04%	13,422
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩		
	21,436	776,650	61.83%	457,105	1,662	52.71%	11,299	61,375		
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期I		
	20,159	818,167	63.33%	496,732	1,254	51.74%	10,430	81,186		
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =I×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V				
	31,176	95,235	24.47%	133.78%	74.73%	23,298				

第5期(H29.10~H30.4)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保 険者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧
	51,542	743,172	1,009,130	232,241	57.33%	2.00%	388,744	636	26.04%	13,422
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I-G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'	
	21,436	776,650	61.83%	457,105	1,662	52.71%	11,299	10,137	71,512	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i-g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期K'	
	20,159	818,167	63.33%	496,732	1,254	51.74%	10,430	9,729	90,915	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =I×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII-VI			
	31,176	95,235	24.47%	133.78%	74.73%	23,298	7,878			

第6期(H30.5~H30.9)										
現年度保険料	H30保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保 険者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	52,750	709,438	973,866	232,241	57.33%	2.50%	371,099	609	26.04%	13,736
通年度1年目	H29保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩		
	20,485	741,760	62.33%	440,286	1,568	52.71%	10,798	62,340		
通年度2年目	H28保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期K'		
	19,284	781,776	63.83%	478,541	1,183	51.74%	9,978	81,490		
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =I×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V				
	32,705	95,235	25.67%	133.78%	74.73%	24,440				

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 水戸北 年金事務所 】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)												
現年度保険料	H25保険料		H26保険料											
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]		① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-④) ×95.66%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H20度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%	⑧ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑨ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑧	⑩ 最低水準(7ヶ月) [月数] =①-⑨		
	743,566		57,995	746,693	1,057,468	276,898	58.91%	381,224	658	25.80%	14,998	42,997		
通年度1年目	H24保険料		H25保険料											
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]		A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	C 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率+3.5%	D 前期納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =A×F	H 最低水準(7ヶ月) [月数] =A-G				
	768,229		23,546	742,153	62.41%	438,051	1,581	52.84%	12,442	11,104				
通年度2年目	H24保険料		H25保険料											
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =H24通年度1年目見込納付率(見込)×100.66%	c 最低納付率 [%] =H24通年度1年目見込納付率+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	g H26.9までの見込み納付月数 [月数] =a×f	h 最低水準(7ヶ月) [月数] =a-g						
	17,486	773,299	64.35%	478,984	1,148	52.48%	9,177	8,309						
免除等	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ		II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]		III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数		IV 免除処理調整率 [%]		V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%] =1×Ⅴ		VI H26.9までの見込み承認件数 [件数] =1×Ⅴ		VII 最低水準(6ヶ月) [件数] =I-Ⅵ	
		30,590	88,457	25.85%	133.78%	73.69%	22,542	8,048						

		第2期(H27.5~H28.4)									
現年度保険料	H27保険料		H26保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-④) ×95.66%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	56,541	727,975	1,037,900	276,898	58.91%	371,660	641				
通年度1年目	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E		B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第1期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第1期⑦				
		16,863	745,274	61.41%	439,219	1,591	59,860				
通年度2年目	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e		b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第1期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第1期H				
		14,730	747,051	63.91%	461,597	1,113	25,834				
免除等	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ		II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]		III 最低免除等率 [%] =H2803免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数		IV 免除処理調整率 [%]				
		30,590	88,457	25.85%	133.78%						

		第3期(H28.5~H29.4)									
現年度保険料	H28保険料		H27保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-④) ×95.66%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	55,115	709,611	1,018,703	276,898	58.91%	362,292	625				
通年度1年目	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E		B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第2期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第2期⑦				
		16,439	726,592	61.41%	428,209	1,552	72,980				
通年度2年目	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e		b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第2期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第2期A'				
		14,717	750,193	62.91%	456,082	1,147	74,577				
免除等	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ		II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]		III 最低免除等率 [%] =H2803免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数		IV 免除処理調整率 [%]				
		30,590	88,457	25.85%	133.78%						

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
53,715	691,594	999,869	276,898	58.91%	353,094	609	25.86%		13,891
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期③	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期③	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期③
16,025	708,263	61.41%	417,407	1,512	52.84%	8,468	63,583		
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期c+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'
14,350	731,388	62.91%	444,648	1,118	52.48%	7,531	80,511		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V
30,590	88,457	25.85%	133.78%	73.69%	22,542				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22-H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
53,715	691,594	999,869	276,898	58.91%	353,094	609	25.86%		39,824
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'
16,025	708,263	61.41%	417,407	1,512	52.84%	8,468	7,557	71,140	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期c+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'
14,350	731,388	62.91%	444,648	1,118	52.48%	7,531	6,819	87,330	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI
30,590	88,457	25.85%	133.78%	73.69%	22,542	8,048			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22-H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
52,342	673,919	981,392	276,898	58.91%	344,070	594	25.86%		13,536
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期③	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期③	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期③
15,618	690,280	61.41%	406,809	1,474	52.84%	8,253	61,988		
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期c+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'
13,987	712,939	62.91%	433,432	1,090	52.48%	7,340	78,480		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H30.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V
30,590	88,457	25.85%	133.78%	73.69%	22,542				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)											
現年度保険料	H25保険料		H26保険料								13 達成目標 【月数】 =⑪-⑨		
	H25現年度納付対象月数(見込)【月数】	743,566	⑪ 達成目標 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	⑫ 納付対象月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	⑬ H26被保険者累計(見込)【月数】	⑭ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑮ 最低納付率 【%】 =H25現年度見込納付率	⑯ 加算率 【%】 =第1期加算率	⑰ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑱ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑰)×0.18%		⑲ H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	⑳ H26.9までの見込み納付月数【月数】 =⑰×⑳
			61,726	746,693	1,057,468	276,898	58.91%	0.5%	381,224	658	25.86%	15,963	45,765
通年度1年目	H24保険料		H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込)【月数】	768,229	I 達成目標 【月数】 =(B×J)-D-E	⑧ 納付対象月数【月数】 =H25現年度納付対象月数(見込) ×99.81%	J 加算率【%】 =H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	G H26.9までの見込み納付月数【月数】 =I×F	K 達成目標 【月数】 =I-G			
			27,256	742,153	62.91%	438,051	1,581	52.84%	14,402	12,854			
通年度2年目			H24保険料										
	i 達成目標 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =H24通年度1年目納付対象月数(見込) ×100.66%	j 加算率【%】 =H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	H26.9までの見込み納付月数【月数】 =i×f	k 達成目標 【月数】 =i-g					
			21,352	773,299	64.85%	478,984	1,148	52.48%	11,206	10,146			
免除等			H24保険料										
	VIII 達成目標 【件数】 =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率【%】	V H26.9までの見込み承認件数の按分率【%】	VI H26.9までの見込み承認件数【件数】 =III×V	X 達成目標 【件数】 =VIII-VI						
			32,010	88,457	27.05%	133.78%	73.69%	23,586	8,422				

		第2期(H27.5~H28.4)								
現年度保険料	H27保険料		H26保険料				7 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑥)×0.18%			
	⑪ 達成目標 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	⑫ 納付対象月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	⑬ H27被保険者累計(見込)【月数】	⑭ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑮ 最低納付率 【%】 =H25現年度見込納付率	⑯ 加算率 【%】 =第2期加算率		⑰ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)		
			63,821	727,975	1,037,900	276,898	58.91%	1.00%	371,668	641
通年度1年目	H26保険料		H25保険料							
	I 達成目標 【月数】 =(B×J)-D-E	⑧ 納付対象月数【月数】 =第1期②×99.81%	J 加算率【%】 =第1期⑤+⑫+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	I 達成目標 【月数】 =I+第1期③				
			20,602	745,274	62.41%	442,952	1,572	66.367		
通年度2年目	H25保険料		H24保険料							
	i 達成目標 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =第1期②×100.66%	j 加算率【%】 =第1期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	i 達成目標 【月数】 =i+第1期③				
			18,505	747,051	64.91%	465,307	1,099	31,359		
免除等	H24保険料		H23保険料							
	VIII 達成目標 【件数】 =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率【%】						
			33,430	88,457	28.25%	133.78%				

		第3期(H28.5~H29.4)								
現年度保険料	H28保険料		H27保険料				7 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑥)×0.18%			
	⑪ 達成目標 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	⑫ 納付対象月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	⑬ H28被保険者累計(見込)【月数】	⑭ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑮ 最低納付率 【%】 =H25現年度見込納付率	⑯ 加算率 【%】 =第3期加算率		⑰ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)		
			65,759	709,611	1,018,703	276,898	58.91%	1.50%	362,292	625
通年度1年目	H27保険料		H26保険料							
	I 達成目標 【月数】 =(B×J)-D-E	⑧ 納付対象月数【月数】 =第2期②×99.81%	J 加算率【%】 =第2期⑤+⑫+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	I 達成目標 【月数】 =I+第2期③				
			20,096	728,592	62.91%	435,489	1,514	83,917		
通年度2年目	H26保険料		H25保険料							
	i 達成目標 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =第2期②×100.66%	j 加算率【%】 =第2期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	i 達成目標 【月数】 =i+第2期③				
			18,527	750,193	64.41%	463,554	1,118	84,894		
免除等	H25保険料		H24保険料							
	VIII 達成目標 【件数】 =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率【%】						
			34,850	88,457	29.45%	133.78%				

第4期(H29.5~H29.9)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑬ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	67.547	691.594	999.869	276.898	58.91%	2.00%	353.094	609	25.86%	17.468
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩		
	19.602	708.263	63.41%	428.051	1.457	52.84%	10.358	76.117		
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期		
	18.083	731.388	64.91%	455.585	1.076	52.48%	9.490	93.407		
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V				
	36.271	88.457	30.65%	133.78%	73.69%	26.728				

第5期(H29.10~H30.4)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧
	67.547	691.594	999.869	276.898	58.91%	2.00%	353.094	609	25.86%	17.468
										50.079
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I-G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'	
	19.602	708.263	63.41%	428.051	1.457	52.84%	10.358	9.244	85.361	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i-g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期k'	
	18.083	731.388	64.91%	455.585	1.076	52.48%	9.490	8.593	102.000	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII-VI			
	36.271	88.457	30.65%	133.78%	73.69%	26.728	9.543			

第6期(H30.5~H30.9)										
現年度保険料	H30保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑬ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	69.190	673.919	981.392	276.898	58.91%	2.50%	344.070	594	25.86%	17.893
通年度1年目	H29保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩		
	19.115	690.280	63.91%	420.641	1.402	52.84%	10.100	77.647		
通年度2年目	H28保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期k'		
	17.645	712.939	65.41%	447.653	1.035	52.48%	9.260	94.621		
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V				
	37.691	88.457	31.85%	133.78%	73.69%	27.774				

(別紙2-2)達成目標等算出表

【宇都宮西 年金事務所】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料		H26保険料									
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]		① 最低水準(12ヶ月) [月数]	② 納付対象月数 [月数]	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数]	⑤ 最低納付率 [%]	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数]	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数]	⑧ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑨ H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑩ 最低水準(7ヶ月) [月数]
	763,301		49,776	762,717	1,052,089	254,768	56.47%	380,242	688	25.50%	12,693	37,083
通年度1年目	H24保険料		H25保険料									
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]		A 最低水準(12ヶ月) [月数]	B 納付対象月数 [月数]	C 最低納付率 [%]	D 前期納付月数 [月数]	E 強制徴収による収納月数 [月数]	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数]	H 最低水準(7ヶ月) [月数]		
	794,749		24,130	761,851	59.97%	431,032	1,720	52.95%	12,777	11,353		
通年度2年目	H24保険料		H25保険料									
	a 最低水準(12ヶ月) [月数]	b 納付対象月数 [月数]	c 最低納付率 [%]	d 前期までの納付月数 [月数]	e 強制徴収による収納月数 [月数]	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	g H26.9までの見込み納付月数 [月数]	h 最低水準(7ヶ月) [月数]				
	17,880	799,994	61.86%	475,724	1,268	53.45%	9,560	8,326				
免除等	H26保険料		H25保険料									
	I 最低水準(12ヶ月) [件数]	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除率 [%]	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [件数]	VII 最低水準(6ヶ月) [件数]					
	28,052	88,440	23.71%	133.78%	76.75%	21,530	6,522					

		第2期(H27.5~H28.4)							
現年度保険料	H27保険料		H26保険料						
	① 最低水準(12ヶ月) [月数]	② 納付対象月数 [月数]	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数]	⑤ 最低納付率 [%]	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数]	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数]		
	48,363	741,079	1,029,469	254,768	56.47%	369,455	669		
通年度1年目	H26保険料		H25保険料						
	A 最低水準(12ヶ月) [月数]	B 納付対象月数 [月数]	C 最低納付率 [%]	D 前期納付月数 [月数]	E 強制徴収による収納月数 [月数]	A' 最低水準(12ヶ月) [月数]			
	17,179	761,268	58.97%	430,018	1,723	54,262			
通年度2年目	H26保険料		H25保険料						
	a 最低水準(12ヶ月) [月数]	b 納付対象月数 [月数]	c 最低納付率 [%]	d 前期までの納付月数 [月数]	e 強制徴収による収納月数 [月数]	a' 最低水準(12ヶ月) [月数]			
	15,023	766,879	61.47%	455,162	1,216	26,376			
免除等	H26保険料		H25保険料						
	I 最低水準(12ヶ月) [件数]	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除率 [%]	IV 免除処理調整率 [%]					
	28,052	88,440	23.71%	133.78%					

		第3期(H28.5~H29.4)							
現年度保険料	H28保険料		H27保険料						
	① 最低水準(12ヶ月) [月数]	② 納付対象月数 [月数]	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数]	⑤ 最低納付率 [%]	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数]	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数]		
	46,981	719,906	1,007,335	254,768	56.47%	358,900	650		
通年度1年目	H27保険料		H26保険料						
	A 最低水準(12ヶ月) [月数]	B 納付対象月数 [月数]	C 最低納付率 [%]	D 前期納付月数 [月数]	E 強制徴収による収納月数 [月数]	A' 最低水準(12ヶ月) [月数]			
	16,692	739,671	58.97%	417,818	1,674	65,055			
通年度2年目	H27保険料		H26保険料						
	a 最低水準(12ヶ月) [月数]	b 納付対象月数 [月数]	c 最低納付率 [%]	d 前期までの納付月数 [月数]	e 強制徴収による収納月数 [月数]	a' 最低水準(12ヶ月) [月数]			
	14,936	766,292	60.47%	447,197	1,244	69,198			
免除等	H27保険料		H26保険料						
	I 最低水準(12ヶ月) [件数]	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除率 [%]	IV 免除処理調整率 [%]					
	28,052	88,440	23.71%	133.78%					

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
45,630	699,189	985,678	254,768	56.47%	348,571	631	25.50%		11,636
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①
16,215	718,538	58.97%	405,881	1,626	52.95%	8,586		55,567	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'
14,512	744,553	60.47%	434,510	1,209	53.45%	7,757		72,812	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅲ×Ⅳ	Ⅱ H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	Ⅲ 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	Ⅳ 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	Ⅵ H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =Ⅰ×Ⅴ	Ⅶ 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅰ×Ⅴ			
28,052	88,440	23.71%	133.78%	76.75%	21,530				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
45,630	699,189	985,678	254,768	56.47%	348,571	631	25.50%		33,994
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'
16,215	718,538	58.97%	405,881	1,626	52.95%	8,586	7,629	63,196	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'
14,512	744,553	60.47%	434,510	1,209	53.45%	7,757	6,755	79,567	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅲ×Ⅳ	Ⅱ H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	Ⅲ 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	Ⅳ 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	Ⅵ H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =Ⅰ×Ⅴ	Ⅶ 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅰ×Ⅴ			
28,052	88,440	23.71%	133.78%	76.75%	21,530	6,522			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
44,306	678,915	964,485	254,768	56.47%	338,464	613	25.50%		11,298
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①
15,749	697,861	58.97%	394,201	1,579	52.95%	8,339	53,989		
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'
14,096	723,280	60.47%	422,096	1,175	53.45%	7,534	70,730		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅲ×Ⅳ	Ⅱ H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	Ⅲ 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	Ⅳ 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	Ⅵ H30.9まで の見込み承認 件数【件数】 =Ⅰ×Ⅴ	Ⅶ 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅰ×Ⅴ			
28,052	88,440	23.71%	133.78%	76.75%	21,530				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)											
現年度保険料	H25保険料		H26保険料								13 達成目標 【月数】 =⑩-⑨		
	H25現年度納付対象月数(見込)【月数】		① 達成目標【月数】 =②×(⑤+⑩)-⑥-⑦	② 納付対象月数【月数】 =(③-④)×95.66%	③ H26被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第1期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%		⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	
	763,301		53,590	762,717	1,052,089	254,768	56.47%	0.5%	380,242	688	25.50%	13,665	39,925
通年度1年目	H24保険料		H25保険料								K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I×F		
	H24通年度1年目納付対象月数(見込)【月数】		I 達成目標【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月数【月数】 =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	J 加算率【%】 =H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	G H26.9までの見込み納付月数【月数】 =I×F				
	794,749		27,939	761,851	60.47%	431,032	1,720	52.95%	14,794			13,145	
通年度2年目			H24保険料								k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I×g		
	i 達成目標【月数】 =(b×j)-d-e		b 納付対象月数【月数】 =H24通年度1年目納付対象月数(見込)×100.66%	j 加算率【%】 =H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	H26.9までの見込み納付月数【月数】 =i×f					
			21,887	799,994	62.36%	475,724	1,265	53.45%	11,699			10,188	
免除等			H24保険料								X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅷ-Ⅵ		
	Ⅷ 達成目標【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ		Ⅱ H26年度末第1号被保険者(見込)【人数】	Ⅲ 目標免除等率【%】 =Ⅲ+第1期加算率	Ⅳ 免除処理調整率【%】	V H26.9までの見込み承認件数の按分率【%】	Ⅵ H26.9までの見込み承認件数【月数】 =Ⅷ×Ⅴ						
			29,472	88,440	24.91%	133.78%	76.75%	22,620	6,852				

		第2期(H27.5~H28.4)									
現年度保険料	H27保険料		H26保険料								7 達成目標 【月数】 =(2-⑥)×0.18%
	① 達成目標【月数】 =②×(⑤+⑩)-⑥-⑦		② 納付対象月数【月数】 =(③-④)×95.66%	③ H27被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第2期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%		
	55,774		741,079	1,029,469	254,768	56.47%	1.00%	369,455	689		
通年度1年目	H26保険料		H25保険料								I 達成目標 (12ヵ月) 【月数】 =I+第1期⑩
	I 達成目標【月数】 =(B×J)-D-E		B 納付対象月数【月数】 =第1期②×99.81%	J 加算率【%】 =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	F 達成目標【月数】 =I+第1期⑩				
	20,997		761,268	59.97%	433,832	1,703	60.922				
通年度2年目	H25保険料		H24保険料								I 達成目標 (12ヵ月) 【月数】 =I+第1期⑩
	i 達成目標【月数】 =(b×j)-d-e		b 納付対象月数【月数】 =第1期②×100.66%	j 加算率【%】 =第1期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f 達成目標【月数】 =I+第1期⑩				
	18,897		766,879	62.47%	458,971	1,201	32,042				
免除等	H24保険料		H23保険料								IV 免除処理調整率【%】
	Ⅷ 達成目標【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ		Ⅱ H27年度末第1号被保険者(見込)【人数】	Ⅲ 目標免除等率【%】 =Ⅲ+第2期加算率	Ⅳ 免除処理調整率【%】						
	30,892		88,440	26.11%	133.78%						

		第3期(H28.5~H29.4)									
現年度保険料	H28保険料		H27保険料								7 達成目標 【月数】 =(2-⑥)×0.18%
	① 達成目標【月数】 =②×(⑤+⑩)-⑥-⑦		② 納付対象月数【月数】 =(③-④)×95.66%	③ H28被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第3期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%		
	57,780		719,906	1,007,335	254,768	56.47%	1.50%	358,900	650		
通年度1年目	H27保険料		H26保険料								I 達成目標 (12ヵ月) 【月数】 =I+第2期⑩
	I 達成目標【月数】 =(B×J)-D-E		B 納付対象月数【月数】 =第2期②×99.81%	J 加算率【%】 =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	F 達成目標【月数】 =I+第2期⑩				
	20,415		739,671	60.47%	425,229	1,635	76,189				
通年度2年目	H26保険料		H25保険料								I 達成目標 (12ヵ月) 【月数】 =I+第2期⑩
	i 達成目標【月数】 =(b×j)-d-e		b 納付対象月数【月数】 =第2期②×100.66%	j 加算率【%】 =第2期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f 達成目標【月数】 =I+第2期⑩				
	18,827		766,292	61.97%	454,829	1,215	79,749				
免除等	H25保険料		H24保険料								IV 免除処理調整率【%】
	Ⅷ 達成目標【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ		Ⅱ H28年度末第1号被保険者(見込)【人数】	Ⅲ 目標免除等率【%】 =Ⅲ+第3期加算率	Ⅳ 免除処理調整率【%】						
	32,312		88,440	27.31%	133.78%						

第4期(H29.5~H29.9)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	59,614	699,189	985,678	254,768	56.47%	2.00%	348,571	631	25.50%	15,202
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩		
	19,843	718,538	60.97%	416,680	1,570	52.95%	10,507	68,287		
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期I		
	18,312	744,553	62.47%	445,644	1,166	53.45%	9,786	85,977		
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V				
	33,732	88,440	28.51%	133.78%	76.75%	25,889				

第5期(H29.10~H30.4)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧
	59,614	699,189	985,678	254,768	56.47%	2.00%	348,571	631	25.50%	44,412
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I-G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'	
	19,843	718,538	60.97%	416,680	1,570	52.95%	10,507	9,336	77,623	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i-g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期K'	
	18,312	744,553	62.47%	445,644	1,166	53.45%	9,786	8,524	94,501	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII-VI			
	33,732	88,440	28.51%	133.78%	76.75%	25,889	7,843			

第6期(H30.5~H30.9)										
現年度保険料	H30保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	61,279	678,915	964,485	254,768	56.47%	2.50%	338,464	613	25.50%	15,626
通年度1年目	H29保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩		
	19,284	697,861	61.47%	408,185	1,506	52.95%	10,211	69,825		
通年度2年目	H28保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期K'		
	17,806	723,280	62.97%	436,523	1,118	53.45%	9,516	87,141		
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V				
	35,151	88,440	29.71%	133.78%	76.75%	26,978				

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 栃木 年金事務所 】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)											
現年度保険料	H25保険料		H26保険料										
	H25現年度納付対象月数 [見込] [月数]		① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H26被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H26度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.1%	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] =(2-⑥)×0.1%	⑧ H26.9まで の見込み納付 月数の按分率 [%]	⑨ H26.9まで の見込み納付 月数[月数] =(1)×⑧	⑩ 最低水準 (7ヶ月) [月数] =(1)-⑨	
	893,969		54,970	874,736	1,222,887	308,463	57.83%	450,127	764	25.68%	14,116	40,854	
通年度1年目	H24保険料		H25保険料										
	H24通年度1年目 納付対象月数 [見込] [月数]		A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月 数[月数] =H25現年度納付 対象月数(見込) ×99.81%	C 最低納付率 [%] =H25現年度見込 納付率+3.5%	D 前期納付月 数[月数]=H25 度末納付月数(見 込)	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	F H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	G H26.9まで の見込み納付 月数 [月数] =A×F	H 最低水準 (7ヶ月) [月数] =A-G			
	938,649		28,255	892,270	61.33%	517,023	1,951	53.75%	15,187	13,068			
通年度2年目			H24保険料										
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-①	b 納付対象月 数[月数] =H24通年度1年 目見込納付率 (見込)×100.66%	c 最低納付率 [%] =H24通年度1年 目見込納付率 +2.0%	d 前期までの 納付月数[月数] =H25度末納付 月数(見込)	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	f H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	g H26.9までの 見込み納付月 数 [月数] =a×f	h 最低水準 (7ヶ月) [月数] =a-g					
		21,216	944,844	63.21%	574,573	1,444	54.97%	11,664	9,555				
免除等			I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H26年度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]	V H26.9まで の見込み承認 件数の按分率 [%] =1×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数[件数] =1×V	VII 最低水準 (6ヶ月) [件数] =1-VI				
			35,834	103,701	25.83%	133.78%	75.01%	26,879	8,955				

		第2期(H27.5~H28.4)							
現年度保険料	H27保険料		H26保険料						
	① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H27被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H27度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.1%	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] =(2-⑥)×0.1%		
	52,690	838,477	1,184,981	308,463	57.83%	431,460	733		
通年度1年目	H26保険料		H25保険料						
	A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月 数[月数] =第1期②× 99.81%	C 最低納付率 [%] =第1期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数[月数] =第1期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =A+第1期①			
	19,717	873,076	60.33%	505,097	1,913	60,571			
通年度2年目	H25保険料		H24保険料						
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-①	b 納付対象月 数[月数] =第1期B× 100.66%	c 最低納付率 [%] =第1期C+1.5%	d 前期までの 納付月数[月数] =第1期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =a+第1期H			
	17,659	898,159	62.83%	545,278	1,376	30,727			
免除等			I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H27年度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]			
			35,834	103,701	25.83%	133.78%			

		第3期(H28.5~H29.4)							
現年度保険料	H28保険料		H27保険料						
	① 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H28被保険 者累計(見込) [月数]	④ 全額免除 等累計(見込) [月数] =H28度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.1%	⑤ 最低納付 率 [%] =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)[月数] ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数[月数] =(2-⑥)×0.1%		
	50,482	803,339	1,148,249	308,463	57.83%	413,387	702		
通年度1年目	H27保険料		H26保険料						
	A 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月 数[月数] =第2期②× 99.81%	C 最低納付率 [%] =第2期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数[月数] =第2期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =A+第2期①			
	18,900	836,884	60.33%	484,158	1,834	71,590			
通年度2年目	H26保険料		H25保険料						
	a 最低水準 (12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-①	b 納付対象月 数[月数] =第2期B× 100.66%	c 最低納付率 [%] =第2期C+1.5%	d 前期までの 納付月数[月数] =第2期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 [月数] =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヶ月) [月数] =a+第2期A'			
	17,191	878,838	61.83%	524,814	1,381	77,762			
免除等			I 最低水準 (12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H28年度末 第1号被保険 者(見込) [人数]	III 最低免除 等率[%] =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 [%]			
			35,834	103,701	25.83%	133.78%			

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
48,343	769,291	1,112,656	308,463	57.83%	395,866	672	25.68%		12,414
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	
18,106	801,813	60.33%	463,869	1,757	53.75%	9,733	60,215		
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =a×f	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	
16,479	842,407	61.83%	503,058	1,323	54.97%	9,059	80,649		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】 =I×V	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
35,834	103,701	25.83%	133.78%	75.01%	26,879				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
48,343	769,291	1,112,656	308,463	57.83%	395,866	672	25.68%		35,929
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	
18,106	801,813	60.33%	463,869	1,757	53.75%	9,733	8,375	68,590	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =a×f	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	
16,479	842,407	61.83%	503,058	1,323	54.97%	9,059	7,420	88,069	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】 =I×V	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
35,834	103,701	25.83%	133.78%	75.01%	26,879	8,955			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
46,270	736,299	1,078,167	308,463	57.83%	378,889	643	25.68%		11,882
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =A×F	G H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	
17,339	767,829	60.33%	444,209	1,683	53.75%	9,320	57,683		
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】 =a×f	g H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	
15,788	807,105	61.83%	481,977	1,268	54.97%	8,679	77,269		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】 =I×V	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
35,834	103,701	25.83%	133.78%	75.01%	26,879				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込)【月数】	① 達成目標(12ヶ月)【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第1期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%	⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	⑪ H26.9までの見込み納付月数【月数】 =①×⑩	⑫ 達成目標(7ヵ月)【月数】 =①-⑨
	893,969	59,344	874,736	1,222,887	308,463	57.83%	0.5%	450,127	764	25.68%	15,240	44,104
通年度1年目	H24保険料	H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込)【月数】	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(B×J)-D-E	⑧ 納付対象月数【月数】 =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	J 加算率【%】 =H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	G H26.9までの見込み納付月数【月数】 =I×F	K 達成目標(7ヵ月)【月数】 =I-G			
	938,649	32,717	892,270	61.83%	517,023	1,951	53.75%	17,585	15,132			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =H24通年度1年目納付対象月数(見込)×100.66%	j 加算率【%】 =H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	H26.9までの見込み納付月数【月数】 =i×f	k 達成目標(7ヵ月)【月数】 =i-g				
	25,940	944,844	63.71%	574,573	1,444	54.97%	14,261	11,682				
免除等	H24保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月)【件数】 =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率【%】	V H26.9までの見込み承認件数の按分率【%】	VI H26.9までの見込み承認件数【月数】 =III×V	X 達成目標(6ヵ月)【件数】 =VIII-VI					
	37,499	103,701	27.03%	133.78%	75.01%	28,126	9,371					

		第2期(H27.5~H28.4)										
現年度保険料	H27保険料	H26保険料										
	H27現年度納付対象月数(見込)【月数】	① 達成目標(12ヶ月)【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第2期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%	⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	⑪ H26.9までの見込み納付月数【月数】 =①×⑩	⑫ 達成目標(7ヵ月)【月数】 =①-⑨
	61,075	838,477	1,184,981	308,463	57.83%	1.00%	431,468	733				
通年度1年目	H26保険料	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(B×J)-D-E	⑧ 納付対象月数【月数】 =第1期②×99.81%	J 加算率【%】 =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =I+第1期⑩					
		24,096	873,076	61.33%	509,471	1,891	68,200					
通年度2年目	H25保険料											
	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =第1期②×100.66%	j 加算率【%】 =第1期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f 達成目標(12ヶ月)【月数】 =i+第1期⑩						
	22,196	898,159	63.83%	549,740	1,359	37,328						
免除等	H25保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月)【件数】 =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率【%】								
	39,164	103,701	28.23%	133.78%								

		第3期(H28.5~H29.4)										
現年度保険料	H28保険料	H27保険料										
	H28現年度納付対象月数(見込)【月数】	① 達成目標(12ヶ月)【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第3期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】 =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%	⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	⑪ H26.9までの見込み納付月数【月数】 =①×⑩	⑫ 達成目標(7ヵ月)【月数】 =①-⑨
	62,532	803,339	1,148,249	308,463	57.83%	1.50%	413,387	702				
通年度1年目	H27保険料	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(B×J)-D-E	⑧ 納付対象月数【月数】 =第2期②×99.81%	J 加算率【%】 =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =I+第2期⑩					
		23,111	836,884	61.83%	492,543	1,791	84,186					
通年度2年目	H26保険料											
	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =第2期②×100.66%	j 加算率【%】 =第2期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f 達成目標(12ヶ月)【月数】 =i+第2期⑩						
	21,654	878,839	63.33%	533,567	1,347	89,854						
免除等	H26保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月)【件数】 =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率【%】								
	40,829	103,701	29.43%	133.78%								

第4期(H29.5~H29.9)											
現年度保険料	H29保険料										
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧	
	63,729	769,291	1,112,656	308,463	57.83%	2.00%	395,866	672	25.68%	16,366	
通年度1年目	H28保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩			
	22,156	801,813	62.33%	475,919	1,695	53.75%	11,909	74,441			
通年度2年目	H27保険料										
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期J+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期⑩			
	20,780	842,407	63.83%	515,654	1,274	54.97%	11,423	95,609			
免除等	H26保険料										
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V					
	42,493	103,701	30.63%	133.78%	75.01%	31,874					

第5期(H29.10~H30.4)												
現年度保険料	H29保険料											
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧	⑪ 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =⑩-⑨	
	63,729	769,291	1,112,656	308,463	57.83%	2.00%	395,866	672	25.68%	16,366	47,363	
通年度1年目	H28保険料											
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I-G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'			
	22,156	801,813	62.33%	475,919	1,695	53.75%	11,909	10,247	84,688			
通年度2年目	H27保険料											
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期J+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i-g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期K'			
	20,780	842,407	63.83%	515,654	1,274	54.97%	11,423	9,357	104,966			
免除等	H26保険料											
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII-VI					
	42,493	103,701	30.63%	133.78%	75.01%	31,874	10,619					

第6期(H30.5~H30.9)												
現年度保険料	H30保険料											
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧		
	64,677	736,299	1,078,167	308,463	57.83%	2.50%	378,889	643	25.68%	16,609		
通年度1年目	H29保険料											
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩				
	21,229	767,829	62.83%	459,595	1,603	53.75%	11,411	75,140				
通年度2年目	H28保険料											
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 100.66%	j 加算率 【%】 =第5期J+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期K'				
	19,931	807,105	64.33%	498,075	1,205	54.97%	10,956	95,644				
免除等	H27保険料											
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V						
	44,158	103,701	31.83%	133.78%	75.01%	33,123						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【大田原 年金事務所】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料		H26保険料									
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]		① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%	⑧ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑨ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑧	⑩ 最低水準(7ヶ月) [月数] =①-⑨
	336,969		23,753	329,646	454,611	110,009	58.87%	170,023	287	26.22%	6,228	17,525
通年度1年目	H24保険料		H25保険料									
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]		A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	C 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率+3.5%	D 前期納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =A×F	H 最低水準(7ヶ月) [月数] =A-G		
	352,925		10,673	336,329	62.37%	198,378	717	52.75%	5,630	5,043		
通年度2年目	H24保険料		H25保険料									
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =H24通年度1年目見込納付率(見込)×100.66%	c 最低納付率 [%] =H24通年度1年目見込納付率+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	g H26.9までの見込み納付月数 [月数] =a×f	h 最低水準(7ヶ月) [月数] =a-g				
	8,011	355,254	64.16%	219,387	530	53.45%	4,283	3,731				
免除等	H26保険料		H25保険料									
	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [件数] =I×V	VII 最低水準(6ヶ月) [件数] =I-VI					
	12,996	38,504	25.23%	133.78%	72.05%	9,364	3,632					

		第2期(H27.5~H28.4)									
現年度保険料	H27保険料		H26保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	22,724	315,376	439,695	110,009	58.87%	162,664	275				
通年度1年目	H26保険料		H25保険料								
	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第1期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第1期⑦					
	7,441	329,020	61.37%	193,776	703	24,966					
通年度2年目	H26保険料		H25保険料								
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第1期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第1期H					
	6,675	338,549	63.87%	209,051	505	11,718					
免除等	H27保険料		H25保険料								
	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数	IV 免除処理調整率 [%]							
	12,996	38,504	25.23%	133.78%							

		第3期(H28.5~H29.4)									
現年度保険料	H28保険料		H27保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-4) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	21,730	301,592	425,284	110,009	58.87%	155,554	263				
通年度1年目	H27保険料		H26保険料								
	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第2期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第2期⑦					
	7,119	314,779	61.37%	185,388	673	29,843					
通年度2年目	H27保険料		H26保険料								
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第2期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第2期A'					
	6,496	331,192	62.87%	201,217	507	31,462					
免除等	H28保険料		H26保険料								
	I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数	IV 免除処理調整率 [%]							
	12,996	38,504	25.23%	133.78%							

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
20.771	288.271	411,359	110,009	58.87%	148,683	251	26.22%		5.446
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期E +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期I	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期I	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期I
6.800	301.019	61.37%	177,284	643	52.75%	3.591	25.321		
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'
6.216	316.857	62.87%	192,507	485	53.45%	3.322	33.165		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V
12,996	38,504	25.23%	133.78%	72.05%	9,364				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
20.771	288.271	411,359	110,009	58.87%	148,683	251	26.22%		15.325
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期E +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'
6.800	301.019	61.37%	177,284	643	52.75%	3.591	3.217	28.538	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×g	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期I'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期I'
6.216	316.857	62.87%	192,507	485	53.45%	3.322	2.894	36.059	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×VI
12,996	38,504	25.23%	133.78%	72.05%	9,364	3,632			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑩
19,843	275,402	397,906	110,009	58.87%	142,046	240	26.22%		5.203
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期E +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期I	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期I	J 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期I
6,507	287,723	61.37%	169,454	615	52.75%	3,432	24,203		
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×g	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	j 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'
5,944	303,006	62.87%	184,092	464	53.45%	3,177	31,715		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H30.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	VIII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	IX 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	X 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V
12,996	38,504	25.23%	133.78%	72.05%	9,364				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標 (12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑥ 加算率 [%] =第1期加算率	⑦ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑧ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑦)×0.18%	⑨ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑩ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑨	⑪ 達成目標 (7ヵ月) [月数] =①-⑨
	336,969	25,401	329,646	454,611	110,009	58.87%	0.5%	170,029	287	26.22%	6,660	18,741
通年度1年目	H24保険料	H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] +H25現年度納付対象月数(見込) ×99.81%	J 加算率 [%] +H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数 [月数] +H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) [月数] =I-G			
	352,925	12,355	338,329	62.87%	198,378	717	52.75%	6,517	5,838			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] +H24通年度1年目見込納付率 ×100.66%	j 加算率 [%] +H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数 [月数] +H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	H26.9までの見込み納付月数 [月数] =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) [月数] =i-g				
	9,790	355,254	64.66%	219,387	530	53.45%	5,239	4,557				
免除等	H24保険料											
	VIII 達成目標 (12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [月数] =III×V	X 達成目標 (6ヵ月) [件数] =VII-VI					
	13,614	38,504	26.43%	133.78%	72.05%	9,800	3,805					

		第2期(H27.5~H28.4)										
現年度保険料	H27保険料	H26保険料										
	H27現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標 (12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑥ 加算率 [%] =第2期加算率	⑦ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑧ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑦)×0.18%			
	25,878	315,378	439,695	110,009	58.87%	1.00%	162,664	275				
通年度1年目	H26保険料	H25保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	J 加算率 [%] =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] =I+第1期⑩						
	9,091	329,020	62.37%	195,424	695	27,832						
通年度2年目	H25保険料											
	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	j 加算率 [%] =第1期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] =i+第1期K						
	8,386	338,549	64.87%	210,733	498	14,224						
免除等	H25保険料											
	VIII 達成目標 (12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率 [%]								
	14,232	38,504	27.63%	133.78%								

		第3期(H28.5~H29.4)										
現年度保険料	H28保険料	H27保険料										
	H28現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標 (12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑥ 加算率 [%] =第3期加算率	⑦ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑧ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑦)×0.18%			
	26,254	301,592	425,284	110,009	58.87%	1.50%	155,554	263				
通年度1年目	H27保険料	H26保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	J 加算率 [%] =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] =I+第2期⑩						
	8,704	314,779	62.87%	188,542	656	34,582						
通年度2年目	H26保険料											
	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	j 加算率 [%] =第2期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] =i+第2期K						
	8,179	331,192	64.37%	204,515	494	36,011						
免除等	H26保険料											
	VIII 達成目標 (12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率 [%]								
	14,851	38,504	28.83%	133.78%								

第4期(H29.5~H29.9)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	26,537	288,271	411,359	110,009	58.87%	2.00%	148,683	251	26.22%	6,958
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K'+第3期⑩		
	8,326	301,019	63.37%	181,808	620	52.75%	4,393		30,647	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k'+第3期⑩		
	7,833	316,857	64.87%	197,246	466	53.45%	4,187		38,769	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =Ⅲ+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅷ×V				
	15,469	38,504	30.03%	133.78%	72.05%	11,145				

第5期(H29.10~H30.4)										
現年度保険料	H29保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧
	26,537	288,271	411,359	110,009	58.87%	2.00%	148,683	251	26.22%	6,958
通年度1年目	H28保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =G×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K×G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K'+第4期K'	
	8,326	301,019	63.37%	181,808	620	52.75%	4,393	3,925	34,582	
通年度2年目	H27保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =g×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k×g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k'+第4期K'	
	7,833	316,857	64.87%	197,246	466	53.45%	4,187	3,646	42,415	
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =Ⅲ+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =Ⅷ×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅷ×V			
	15,469	38,504	30.03%	133.78%	72.05%	11,145	4,324			

第6期(H30.5~H30.9)										
現年度保険料	H30保険料									
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑩ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑥)×0.18%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑨ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
	26,728	275,402	397,906	110,009	58.87%	2.50%	142,046	240	26.22%	7,008
通年度1年目	H29保険料									
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑩ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K'+第5期⑩		
	7,964	287,723	63.87%	175,220	585	52.75%	4,201		30,738	
通年度2年目	H28保険料									
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+1	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k'+第5期K'		
	7,499	303,006	65.37%	190,136	440	53.45%	4,008		38,590	
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率【%】									
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =Ⅱ×Ⅹ×Ⅳ	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =Ⅲ+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =Ⅷ×V				
	16,087	38,504	31.23%	133.78%	72.05%	11,591				

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 今市 年金事務所 】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料		H26保険料									
	H25現年度納付対象月数(見込) [月数]		① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%	⑧ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑨ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =①×⑧	⑩ 最低水準(7ヶ月) [月数] =①-⑨
	120,163		8,236	117,375	163,775	41,075	59.71%	61.74%	100	27.05%	2,228	6,010
通年度1年目	H24保険料		H25保険料									
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]		A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月数 [月数] =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	C 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率+3.5%	D 前期納付月数 [月数] =H25度末被保険者数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数 [月数] =H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =A×F	H 最低水準(7ヶ月) [月数] =A-G		
	128,295		3,814	119,935	63.21%	71,746	251	55.76%	2,127	1,687		
通年度2年目			H24保険料									
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =H24通年度1年目見込納付率(見込)×100.66%	c 最低納付率 [%] =H24通年度1年目見込納付率+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =H24度末被保険者数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数 [月数] =H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	g H26.9までの見込み納付月数 [月数] =a×f	h 最低水準(7ヶ月) [月数] =a-g				
	2,930	129,142	64.99%	80,807	189	52.07%	1,527	1,406				
免除等			I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [件数] =1×V	VII 最低水準(6ヶ月) [件数] =I-VI			
			4,685	13,957	25.09%	133.78%	76.65%	3,591	1,094			

		第2期(H27.5~H28.4)									
現年度保険料	H27保険料		H26保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	7,785	110,945	157,053	41,075	59.71%	58,365	95				
通年度1年目	H26保険料		H25保険料								
	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第1期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第1期⑦					
	2,650	117,152	62.21%	69,985	245	8,660					
通年度2年目	H25保険料		H24保険料								
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第1期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第1期H					
	2,386	120,727	64.71%	75,560	176	4,073					
免除等			I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数	IV 免除処理調整率 [%]					
			4,685	13,957	25.09%	133.78%					

		第3期(H28.5~H29.4)									
現年度保険料	H28保険料		H27保険料								
	① 最低水準(12ヶ月) [月数] =(2×5)-⑥ ⑦	② 納付対象月数 [月数] =(3-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率 [%] =H25現年度見込納付率	⑥ 納付期限内納付月数(見込) [月数] ②×(H22+H24平均)納付期限内納付率	⑦ 強制徴収による収納月数 [月数] ②-⑥×0.18%				
	7,354	104,779	150,608	41,075	59.71%	55,121	89				
通年度1年目	H27保険料		H26保険料								
	A 最低水準(12ヶ月) [月数] =(B×C)-D-①	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	C 最低納付率 [%] =第2期⑤+2.5%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+①	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	A' 最低水準(12ヶ月) [月数] =A+第2期⑦					
	2,506	110,734	62.21%	66,150	232	10,291					
通年度2年目	H26保険料		H25保険料								
	a 最低水準(12ヶ月) [月数] =(b×c)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	c 最低納付率 [%] =第2期C+1.5%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+A	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	a' 最低水準(12ヶ月) [月数] =a+第2期A'					
	2,316	117,925	63.71%	72,635	177	10,978					
免除等			I 最低水準(12ヶ月) [件数] =E×Ⅲ×Ⅳ	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	III 最低免除等率 [%] =H2603免除等該当者数÷25年度末1号被保険者数	IV 免除処理調整率 [%]					
			4,685	13,957	25.09%	133.78%					

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
6,938	98,867	144,428	41,075	59.71%	52,011	84	27.05%		1,877
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'
2,365	104,580	62.21%	62,475	219	55.76%	1,319	1,319	8,673	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期A'
2,191	111,465	63.71%	68,656	167	52.07%	1,141	1,141	11,432	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
4,685	13,957	25.09%	133.78%	76.65%	3,591	3,591			

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑨
6,938	98,867	144,428	41,075	59.71%	52,011	84	27.05%		5,061
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	I 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'
2,365	104,580	62.21%	62,475	219	55.76%	1,319	1,046	9,719	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h×g	i 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期H'
2,191	111,465	63.71%	68,656	167	52.07%	1,141	1,050	12,482	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
4,685	13,957	25.09%	133.78%	76.65%	3,591	1,094			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.18	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑨
6,540	93,199	138,502	41,075	59.71%	49,029	80	27.05%		1,769
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	I 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①	J 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第5期H'
2,232	98,679	62.21%	58,949	207	55.76%	1,245	1,245	8,183	
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H30.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h×f	i 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'	j 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'
2,070	105,270	63.71%	64,840	158	52.07%	1,078	1,078	10,797	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H30.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V			
4,685	13,957	25.09%	133.78%	76.65%	3,591	3,591			

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込)【月数】	① 達成目標(12ヶ月)【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第1期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%	⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	⑪ H26.9までの見込み納付月数【月数】 =①×⑩	⑫ 達成目標(7ヵ月)【月数】 =①-⑨
	120,163	8,824	117,375	163,775	41,075	59.71%	0.5%	61,747	100	27.05%	2,387	6,437
通年度1年目	H24保険料	H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込)【月数】	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月数【月数】 =H25現年度納付対象月数(見込)×99.81%	J 加算率【%】 =H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	G H26.9までの見込み納付月数【月数】 =I×F	K 達成目標(7ヵ月)【月数】 =I-G			
	128,295	4,414	119,935	63.71%	71,746	251	55.76%	2,461	1,953			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =H24通年度1年目納付対象月数(見込)×100.66%	j 加算率【%】 =H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数【月数】 =H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率【%】	H26.9までの見込み納付月数【月数】 =i×f	k 達成目標(7ヵ月)【月数】 =i-g				
	3,579	129,142	65.49%	80,807	189	52.07%	1,864	1,715				
免除等	H24保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月)【件数】 =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率【%】	V H26.9までの見込み承認件数の按分率【%】	VI H26.9までの見込み承認件数【月数】 =III×V	X 達成目標(6ヵ月)【件数】 =VII-VI					
	4,908	13,957	26.29%	133.78%	76.65%	3,763	1,146					

		第2期(H27.5~H28.4)							
現年度保険料	H27保険料	H26保険料							
	H27現年度納付対象月数(見込)【月数】	① 達成目標(12ヶ月)【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第2期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%
	8,895	110,945	157,053	41,075	59.71%	1.00%	58,365	95	
通年度1年目	H26保険料	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月数【月数】 =第1期②×99.81%	J 加算率【%】 =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =I+第1期⑩		
		3,239	117,152	63.21%	70,571	242	9,676		
通年度2年目	H25保険料	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =第1期②×100.66%	j 加算率【%】 =第1期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第1期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =i+第1期⑩		
		2,996	120,727	65.71%	76,160	174	4,949		
免除等	H25保険料								
	VIII 達成目標(12ヶ月)【件数】 =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率【%】					
	5,133	13,957	27.49%	133.78%					

		第3期(H28.5~H29.4)							
現年度保険料	H28保険料	H27保険料							
	H28現年度納付対象月数(見込)【月数】	① 達成目標(12ヶ月)【月数】 =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込)【月数】	④ 全額免除等累計(見込)【月数】 =H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.193	⑤ 最低納付率【%】 =H25現年度見込納付率	⑦ 加算率【%】 =第3期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込)【月数】	⑨ 強制徴収による収納月数【月数】 =(②-⑧)×0.18%
	8,925	104,779	150,608	41,075	59.71%	1.50%	55,121	89	
通年度1年目	H27保険料	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月数【月数】 =第2期②×99.81%	J 加算率【%】 =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数【月数】 =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月)【月数】 =I+第2期⑩		
		3,063	110,734	63.71%	67,260	226	11,958		
通年度2年目	H26保険料	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月数【月数】 =第2期②×100.66%	j 加算率【%】 =第2期⑤+2.0%	d 前期までの納付月数【月数】 =第2期⑥+⑩	e 強制徴収による収納月数【月数】 =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月)【月数】 =i+第2期⑩		
		2,917	117,925	65.21%	73,810	172	12,593		
免除等	H26保険料								
	VIII 達成目標(12ヶ月)【件数】 =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込)【人数】	IX 目標免除等率【%】 =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率【%】					
	5,357	13,957	28.69%	133.78%					

第4期(H29.5~H29.9)											
現年度保険料	H29保険料										
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑨	
	8,916	98,867	144,428	41,075	59.71%	2.00%	52,011	84	27.05%	2,412	
通年度1年目	H28保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩			
	2,894	104,580	64.21%	64,046	211	55.76%	1,614	10,539			
通年度2年目	H27保険料										
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期I			
	2,761	111,465	65.71%	70,323	160	52.07%	1,436	13,396			
免除等	H29.9までの見込み承認 件数の授分率 【%】										
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII×V					
	5,581	13,957	29.89%	133.78%	76.65%	4,278					

第5期(H29.10~H30.4)											
現年度保険料	H29保険料										
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑨	⑪ 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =⑩-⑨
	8,916	98,867	144,428	41,075	59.71%	2.00%	52,011	84	27.05%	2,412	6,504
通年度1年目	H28保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I-G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'		
	2,894	104,580	64.21%	64,046	211	55.76%	1,614	1,280	11,819		
通年度2年目	H27保険料										
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第3期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i-g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期K'		
	2,761	111,465	65.71%	70,323	160	52.07%	1,436	1,323	14,719		
免除等	H29.9までの見込み承認 件数の授分率 【%】										
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VIII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII-VI				
	5,581	13,957	29.89%	133.78%	76.65%	4,278	1,303				

第6期(H30.5~H30.9)											
現年度保険料	H30保険料										
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑨	
	8,870	93,199	138,502	41,075	59.71%	2.50%	49,029	80	27.05%	2,399	
通年度1年目	H29保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩			
	2,732	98,679	64.71%	60,927	196	55.76%	1,523	10,439			
通年度2年目	H28保険料										
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.6%	j 加算率 【%】 =第5期j+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期K'			
	2,610	105,270	66.21%	66,940	149	52.07%	1,359	13,178			
免除等	H30.9までの見込み承認 件数の授分率 【%】										
	VIII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VIII×V					
	5,805	13,957	31.09%	133.78%	76.65%	4,450					

(別紙2-2)達成目標等算出表

【宇都宮東 年金事務所】

【最低水準の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料		H26保険料								最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =(1)~(9)	
	H25現年度納付対象月数 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)		① 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)	② 納付対象 月数 【月数】 =(3)~(4) ×95.66%	③ H26被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H26度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25現年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 ②×(H22+H24 平均)納付期限内 納付率	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2)~(6)×0.18%	⑧ H26.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】		⑨ H26.9まで の見込み納付 月数【月数】 =(1)×⑧
	351,410		22,699	342,304	460,864	103,030	60.76%	185,002	283	26.79%	6,081	16,618
通年度1年目	H24保険料		H25保険料								最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A×F	
	H24通年度1年目納付対象月数 【月数】		A 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)~D~E	B 納付対象月 数【月数】 =H25現年度納付 対象月数(見込) ×99.81%	C 最低納付率 【%】 =H25現年度見込 納付率+3.5%	D 前期納付月 数【月数】=H25 度末納付月数(見 込)	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H26.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A×G		
	371,253		11,14	350,742	64.26%	213,533	713	52.07%	5,801	5,340		
通年度2年目	H24保険料		H25保険料								最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×g	
	a 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)~d~e		b 納付対象月 数【月数】 =H24通年度1年 目見込納付率 (見込)×100.66%	c 最低納付率 【%】 =H24通年度1年 目見込納付率 +2.0%	d 前期までの 納付月数【月 数】=H25度末 納付月数(見込)	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H26.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H26.9まで の見込み納付 月数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×g			
	8,560		373,703	66.81%	240,592	519	52.99%	4,536	4,024			
免除等	H26保険料		H26.9までの見込み承認件数の按分率【%】								最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	
	I 最低水準 (12ヵ月) 【件数】 =E×Ⅲ×Ⅳ	II H26年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H26.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】 =1×V	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =1×V	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V	最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =I×V				
	11,527	39,238	21.96%	133.78%	74.44%	8,581	2,946					

		第2期(H27.5~H28.4)						
現年度保険料	H27保険料		H26保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)
	H27現年度納付対象月数 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)		① 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)	② 納付対象 月数 【月数】 =(3)~(4) ×95.66%	③ H27被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H27度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25現年度見込 納付率	
	21,646		326,420	444,259	103,030	60.76%	176,417	270
通年度1年目	H26保険料		H25保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)~D~E
	A 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)~D~E		B 納付対象月 数【月数】 =第1期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第1期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第1期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =A+第1期⑦	
	7,732		341,654	63.26%	207,701	697	24,350	
通年度2年目	H25保険料		H26保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)~d~e
	a 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)~d~e		b 納付対象月 数【月数】 =第1期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第1期C+1.5%	d 前期までの 納付月数【月 数】 =第1期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =a+第1期H	
	6,995		353,057	65.76%	224,674	501	12,335	
免除等	H27保険料		H26.9までの見込み承認件数の按分率【%】					最低水準 (12ヵ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ
	I 最低水準 (12ヵ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H27年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H26.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H26.9まで の見込み承認 件数【件数】 =1×V	最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =I×V	
	11,527	39,238	21.96%	133.78%				

		第3期(H28.5~H29.4)						
現年度保険料	H28保険料		H27保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)
	H28現年度納付対象月数 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)		① 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(2)×(5)~(6) (7)	② 納付対象 月数 【月数】 =(3)~(4) ×95.66%	③ H28被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H28度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25現年度見込 納付率	
	20,630		311,110	428,255	103,030	60.76%	168,143	257
通年度1年目	H27保険料		H26保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)~D~E
	A 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(B×C)~D~E		B 納付対象月 数【月数】 =第2期②× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第2期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第2期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	A' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =A+第2期⑦	
	7,374		325,800	63.26%	198,063	664	29,020	
通年度2年目	H26保険料		H27保険料					最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)~d~e
	a 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =(b×c)~d~e		b 納付対象月 数【月数】 =第2期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第2期C+1.5%	d 前期までの 納付月数【月 数】 =第2期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	a' 最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =a+第2期A'	
	6,781		343,909	64.76%	215,433	501	31,131	
免除等	H28保険料		H27.9までの見込み承認件数の按分率【%】					最低水準 (12ヵ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ
	I 最低水準 (12ヵ月) 【件数】 =I×Ⅲ×Ⅳ	II H28年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2603免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H27.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H27.9まで の見込み承認 件数【件数】 =1×V	最低水準 (12ヵ月) 【月数】 =I×V	
	11,527	39,238	21.96%	133.78%				

第4期(H29.5~H29.9)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
19,652	296,353	412,828	103,030	60.76%	160,167	245	26.79%		5,265
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第3期①		
7,026	310,519	63.26%	188,773	633	52.07%	3,659	24,289		
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	h' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第3期A'	
6,465	327,950	64.76%	205,437	478	52.99%	3,426	32,446		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V				
11,527	39,238	21.96%	133.78%	74.44%	8,581				

第5期(H29.10~H30.4)									
H29保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =①×⑧
19,652	296,353	412,828	103,030	60.76%	160,167	245	26.79%		14,387
H28保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第3期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =A×F	H 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =A-G	H' 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =H+第4期H'	
7,026	310,519	63.26%	188,773	633	52.07%	3,659	3,369	27,658	
H27保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第3期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g H29.9までの 見込み納付月 数【月数】 =a×f	h 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =a×g	h' 最低水準 (7ヵ月) 【月数】 =h+第4期h'	
6,465	327,950	64.76%	205,437	478	52.99%	3,426	3,039	35,485	
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【件数】 =I×V	VII 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I-VI			
11,527	39,238	21.96%	133.78%	74.44%	8,581	2,946			

第6期(H30.5~H30.9)									
H30保険料									
① 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(2×⑤)-⑥ ⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(3-④) ×95.6%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 +H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.19%	⑤ 最低納付 率 【%】 +H25年度見込 納付率	⑥ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】	⑦ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(2-⑥)×0.1%	⑧ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の按分率 【%】	⑩ 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧
18,709	282,130	397,960	103,030	60.76%	152,480	233	26.79%		5,012
H29保険料									
A 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(B×C)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 99.81%	C 最低納付率 【%】 =第5期⑤ +2.5%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+①	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	G 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =A×F	H' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =H+第5期①		
6,695	295,790	63.26%	179,819	603	52.07%	3,486	23,138		
H28保険料									
a 最低水準 (12ヶ月) 【月数】 =(b×c)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期B× 100.66%	c 最低納付率 【%】 =第5期C+1.5%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+A	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の按分率 【%】	g 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =a×f	h' 最低水準 (5ヵ月) 【月数】 =h+第5期H'		
6,163	312,569	64.76%	195,801	455	52.99%	3,266	30,924		
免除等									
I 最低水準 (12ヶ月) 【件数】 =I×III×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	III 最低免除 等率【%】 =H2803免除等該 当者数÷25年度 末1号被保険者数	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の按分率 【%】	VI 最低水準 (6ヵ月) 【件数】 =I×V				
11,527	39,238	21.96%	133.78%	74.44%	8,581				

【達成目標の算出】

		第1期(H26.10~H27.4)										
現年度保険料	H25保険料	H26保険料										
	H25現年度納付対象月数(見込)[月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H26被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H26度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第1期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%	⑩ H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪ H26.9までの見込み納付月数 [月数] =⑩×⑧	⑫ 達成目標(7ヵ月) [月数] =⑪-⑨
	351,410	24,410	342,304	460,864	103,030	60.76%	0.5%	185,002	283	26.79%	6,539	17,871
通年度1年目	H24保険料	H25保険料										
	H24通年度1年目納付対象月数(見込) [月数]	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] +H25通年度1年目納付対象月数(見込) ×99.81%	J 加算率 [%] +H25現年度見込納付率+4.0%	D 前期納付月数 [月数] +H25度末納付月数(見込)	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	F H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	G H26.9までの見込み納付月数 [月数] =I×F	K 達成目標(7ヵ月) [月数] =I-G			
	371,253	12,895	350,742	64.76%	213,533	713	52.07%	6,714	6,181			
通年度2年目	H24保険料											
	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] +H24通年度1年目見込納付率 ×100.66%	j 加算率 [%] +H24通年度1年目見込納付率+2.5%	d 前期までの納付月数 [月数] +H25度末納付月数(見込)	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	f H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	H26.9までの見込み納付月数 [月数] =i×f	k 達成目標(7ヵ月) [月数] =i-g				
	10,426	373,703	67.31%	240,592	519	52.99%	5,526	4,902				
免除等	H24保険料											
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H26年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第1期加算率	IV 免除処理調整率 [%]	V H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	VI H26.9までの見込み承認件数 [月数] =III×V	X 達成目標(6ヵ月) [件数] =VII-VI					
	12,157	39,238	23.16%	133.78%	74.44%	9,050	3,107					

		第2期(H27.5~H28.4)							
現年度保険料	H27保険料	H26保険料							
	H27現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H27被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H27度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第2期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%
	24,910	326,420	444,259	103,030	60.76%	1.00%	176,417	270	
通年度1年目	H26保険料	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第1期②×99.81%	J 加算率 [%] =第1期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第1期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第1期⑩		
		9,447	341,654	64.26%	209,412	686	27,318		
通年度2年目	H25保険料	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第1期B×100.66%	j 加算率 [%] =第1期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第1期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第1期K		
		8,779	353,057	66.76%	226,428	494	14,960		
免除等	H25保険料								
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H27年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第2期加算率	IV 免除処理調整率 [%]					
	12,787	39,238	24.36%	133.78%					

		第3期(H28.5~H29.4)							
現年度保険料	H28保険料	H27保険料							
	H28現年度納付対象月数(見込) [月数]	① 達成目標(12ヶ月) [月数] =②×(⑤+⑩) -⑥-⑦	② 納付対象月数 [月数] =(③-④) ×95.6%	③ H28被保険者累計(見込) [月数]	④ 全額免除等累計(見込) [月数] +H28度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	⑤ 最低納付率 [%] +H25現年度見込納付率	⑦ 加算率 [%] =第3期加算率	⑧ 納付期限内納付月数(見込) [月数] =②×(H22+H24平均納付期限内納付率)	⑨ 強制徴収による収納月数 [月数] =(②-⑧)×0.18%
	25,297	311,110	428,255	103,030	60.76%	1.50%	168,143	257	
通年度1年目	H27保険料	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =(B×J)-D-E	B 納付対象月数 [月数] =第2期②×99.81%	J 加算率 [%] =第2期⑤+⑩+3.0%	D 前期納付月数 [月数] =第2期⑥+⑩	E 強制徴収による収納月数 [月数] =(B-D)×0.52%	I 達成目標(12ヶ月) [月数] =I+第2期⑩		
		9,014	325,800	64.76%	201,327	647	33,924		
通年度2年目	H26保険料	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =(b×j)-d-e	b 納付対象月数 [月数] =第2期B×100.66%	j 加算率 [%] =第2期J+2.0%	d 前期までの納付月数 [月数] =第2期D+I	e 強制徴収による収納月数 [月数] =(b-d)×0.39%	i 達成目標(12ヶ月) [月数] =i+第2期K		
		8,527	343,909	66.26%	218,859	486	35,845		
免除等	H26保険料								
	VIII 達成目標(12ヶ月) [件数] =II×IX×IV	II H28年度末第1号被保険者(見込) [人数]	IX 目標免除等率 [%] =III+第3期加算率	IV 免除処理調整率 [%]					
	13,417	39,238	25.56%	133.78%					

第4期(H29.5~H29.9)											
現年度保険料	H29保険料										
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第4期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧	
	25,579	296,353	412,828	103,030	60.76%	2.00%	160,167	245	26.79%	6,853	
通年度1年目	H28保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第3期⑩			
	8,596	310,519	65.26%	193,440	609	52.07%	4,476	29,773			
通年度2年目	H27保険料										
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期J+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第3期⑩			
	8,139	327,950	66.76%	210,341	459	52.99%	4,313	38,237			
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】										
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第4期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V					
	14,047	39,238	26.76%	133.78%	74.44%	10,457					

第5期(H29.10~H30.4)											
現年度保険料	H29保険料										
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H29被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H29年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第5期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H29.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =①×⑧	⑪ 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =⑩-⑨
	25,579	296,353	412,828	103,030	60.76%	2.00%	160,167	245	26.79%	18,726	
通年度1年目	H28保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第3期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第3期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第3期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	G H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =I×F	K 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =I-G	K' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =K+第4期K'		
	8,596	310,519	65.26%	193,440	609	52.07%	4,476	4,120	33,893		
通年度2年目	H27保険料										
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第3期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第3期J+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第3期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H29.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	g H29.9まで の見込み納付 月数【月数】 =i×f	k 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =i-g	k' 達成目標 (7ヵ月) 【月数】 =k+第4期K'		
	8,139	327,950	66.76%	210,341	459	52.99%	4,313	3,826	42,063		
免除等	H29.9までの見込み承認件数の授分率【%】										
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H29年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第5期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H29.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	VI H29.9まで の見込み承認 件数【月数】 =VII×V	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII-VI				
	14,047	39,238	26.76%	133.78%	74.44%	10,457	3,590				

第6期(H30.5~H30.9)											
現年度保険料	H30保険料										
	① 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =②×(⑤+⑫) -⑥-⑦	② 納付対象 月数 【月数】 =(③-④) ×95.66%	③ H30被保険 者累計(見込) 【月数】	④ 全額免除 等累計(見込) 【月数】 =H30年度末被保険 者数(見込)×免 除率×10.193	⑤ 最低納付 率 【%】 =H25年度見込 納付率	⑥ 加算率 【%】 =第6期加算率	⑦ 納付期限内 納付月数(見 込)【月数】 =②×(H22+H24 平均納付期限内 納付率)	⑧ 強制徴収 による収納月 数【月数】 =(②-⑦)×0.18%	⑨ H30.9まで の見込み納付 月数の授分率 【%】	⑩ 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =①×⑧	
	25,762	282,130	397,960	103,030	60.76%	2.50%	152,480	233	26.79%	6,902	
通年度1年目	H29保険料										
	I 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(B×J)-D-E	B 納付対象月 数【月数】 =第5期②× 99.81%	J 加算率 【%】 =第5期⑤+⑫ +3.0%	D 前期納付月 数【月数】 =第5期⑥+⑩	E 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(B-D)× 0.52%	F H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	K 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =I×F	K' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =K+第5期⑩			
	8,194	295,790	65.76%	185,746	572	52.07%	4,267	29,846			
通年度2年目	H28保険料										
	i 達成目標 (12ヶ月) 【月数】 =(b×j)-d-e	b 納付対象月 数【月数】 =第5期b× 100.66%	j 加算率 【%】 =第5期J+2.0%	d 前期までの 納付月数 【月数】 =第5期D+I	e 強制徴収に よる収納月数 【月数】 =(b-d)× 0.39%	f H30.9までの 見込み納付月 数の授分率 【%】	k 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =i×f	k' 達成目標 (5ヵ月) 【月数】 =k+第5期K'			
	7,766	312,569	67.26%	202,036	431	52.99%	4,115	38,008			
免除等	H30.9までの見込み承認件数の授分率【%】										
	VII 達成目標 (12ヶ月) 【件数】 =II×IX×IV	II H30年度末 第1号被保険 者(見込) 【人数】	IX 目標免除 等率【%】 =III+第6期加 算率	IV 免除処理 調整率 【%】	V H30.9まで の見込み承認 件数の授分率 【%】	X 達成目標 (6ヵ月) 【件数】 =VII×V					
	14,677	39,238	27.96%	133.78%	74.44%	10,926					

(別紙3) 総合評価基準 (技術評価)

国民年金保険料収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について、以下により技術評価を行う。

【必須項目審査】

国民年金保険料収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準(技術評価)表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点(200点)を付与する。

なお、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

【加点項目審査】

国民年金保険料収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のような観点から総合的に評価を行い、別表1「総合評価基準(技術評価)表」の各項目に設定した得点の配分について別表2「企画提案書の評価手順について」によりそれぞれ得点の付与を行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価の観点の具体的項目を満たしていること。

【採点方式】

技術評価の得点配分は1200点とする。

- ① 基礎点は200点とする。
- ② 加点の合計は1000点を上限とする。

(別表1)総合評価基準(技術評価)表

評価項目・評価の観点	評価区分	得点配分	必須事項に係る最低限の要求要件 加点事項に係る評価の観点
(i) 基本的考え方			
本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。受託するに当たっての基本的な考え方及び方針はどのようなものか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的、趣旨を適切に把握した上で、受託するに当たっての基本的な考え方及び方針が明確に示されていること。
(ii) 実施体制			
本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制で取り組むのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を確実に実施するため、総括責任者、地域責任者、品質管理責任者、訪問トレーナー及び従事人員について、適切な体制（配置数等）が具体的に示されていること。 戸別訪問を担当する従事者について、各年金事務所ごとに必須設置数が設置されていること。 総括責任者及び地域責任者について、国民年金制度に関して深い知識及び経験等を有する者を配置し、本事業の実施に当たって日本年金機構の本事業における総括責任者からの照会、連絡等、必要な場合に直ちに対応できる体制が具体的に示されていること。 入札（契約）地区内に複数の都道府県がある場合、各都道府県単位の地域責任者を設置し、定例打合せ会議や日本年金機構の本事業における地域責任者からの照会、連絡等に対応できる体制が具体的に示されていること。
	加点	0～100	<ul style="list-style-type: none"> 安定的かつ継続的な従事人員体制のための対策が具体的に示されており有効であると評価できること。 本事業に有効であると考えられる業務に携わったことがある実務経験者又は有効な資格を持つ者等の配置及び人数等が具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。
本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理（個人情報の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、事故の未然防止、社内研修等の実施）、進行管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するために、個人情報の取扱い及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。 本事業に携わる従事者について、資質向上（年金制度への理解、督励方法の検討、法令の遵守、個人情報の取扱い等）のための研修体制が整備され、具体的なスケジュールの下、実施することが示されていること。 本事業を実施するための指揮監督の体制（命令系統）、事業進捗状況の把握、報告管理、クレーム処理等のエスカレーションや進行管理について適切に示されていること。
	加点	0～150	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に携わる従事者への研修、育成方法について、教育訓練内容や研修カリキュラム及び実施時期等、従事者のスキルアップに向けて従事者のレベルに応じて効果的に実施することが具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。 個人情報の管理、保護及び業務品質の向上と事故の未然防止、事故の早期発見のための施策が具体的に示されており、運営管理及び進行管理が適切に実行できると評価できること。 戸別訪問従事者に対する指導、活動管理方法が効果的であると評価できること。 万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進行管理の下で適切な措置が実施できると評価できること。

基本的事項

	(iii) 入札参加者の業務経験			
	入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及び実績（遂行状況）はどのようになっているか。	必須	—	・入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及びその実績（遂行状況）が示されていること。
		加点	0～100	・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験が具体的に示されているか。
				・本事業を実施する上で、有効と評価できる事業実績（遂行状況）が具体的に示されているか。
		必須	—	・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験及び実績を、本事業にどのように反映、活用させるか具体的に示されているか。
	(iv) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促（免除等申請手続勧奨）業務			
	滞納者すべてに対して少なくとも3ヶ月ごとの頻度で納付督促（免除等勧奨）を実施し、達成目標を達成する施策について、滞納者に対する制度の理解及び自主納付意欲の向上の推進を含め、どのような取組を行うのか。			<ul style="list-style-type: none"> オペレータによる電話督促、戸別訪問、文書送付のすべての実施が提案されており、滞納者の特性（保険料滞納期間別、年代別等）に応じて実効性があると評価できる納付督促（免除等勧奨）の手法の活用方法や組み合わせ、滞納者一人当たりの督促頻度、年間実施計画件数が具体的に示されていること。 【保険料滞納期間別】 <ul style="list-style-type: none"> 短期滞納者…1～6ヵ月未納 中期滞納者…7～12ヵ月未納 長期滞納者①…13～18ヵ月未納 長期滞納者②…19～24ヵ月未納 それぞれの督促手法別に、実現可能な実施計画件数を算出した計算根拠が明確に示されていること。 提案されたそれぞれの督促手法について、実施計画件数を確実に実行するための人員の配置が具体的に示されていること。 それぞれの督促手法について、総合的な督促概念図（体系図）、各手法ごとの督促スクリプト図等が示されており、かつ、文書、電話による督促で納付に結び付かなかった場合に戸別訪問を実施する行程となっていること。 文書送付を実施する場合、滞納者の特性や送付時期等を考慮し、複数種類を用いて実施され、送付対象となる滞納者の抽出根拠が示されていること。
		加点	0～300	・提案されたそれぞれの督促手法について、滞納者への接触、納付（免除等申請）約束、保険料（免除申請書、口座振替申出書等）獲得の数字的根拠を踏まえ、効果的に各督促手法を組み合わせ実施し、達成目標の達成が見込めると評価できること。また、各督促手法の実施件数や実施時期等は適切と評価できるか。
				<ul style="list-style-type: none"> ・接触率、約束率等の督促効率を高めるために有効と評価できる対策が具体的に示されているか。 ・文書送付を実施する場合、滞納者の納付（申請）意欲を向上させるため、どのような内容（目的）でどのような効果が見込まれるのか具体的に示されているか。 ・戸別訪問を実施する際、他の督促手法との組み合わせも含め、訪問対象や実施頻度、効果等が明確に示されているか。

業務事項

0~100	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者への納付督促について、「電話督促（オペレータによるもの）」「文書送付」「戸別訪問」「納付相談会」以外の督促手法について、民間事業者独自又は新たな督促手法が提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
0~50	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替、クレジットカード納付の申請勧奨に当たって、その有効性をどのように滞納者へ説明し獲得を目指すのか、有効な提案となっているか。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・契約地区の滞納者数や面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されているか。 ・離島、山間地域等の遠隔地に居住する滞納者について、有効かつ効率的に納付督促を行うための手法や頻度が示されているか。（例えば納付相談会を年金事務所と協力して開催するなど具体的な提案が示されているか。） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構から提供する滞納者情報のうち、電話番号が収録されていない者について、説明方法等が実効性のある提案となっているか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
0~100	<ul style="list-style-type: none"> ・実施したそれぞれの督促手法における効果測定について、滞納者の滞納期間別、年齢階層別、督促実施日及び時間帯別等、取組を行う上で有効な区分に分類した上で、接触率や効果率など分析できる提案となっているか。

(v) 達成目標の達成に向けた事業スケジュール			
<ul style="list-style-type: none"> ・提案された本事業に対する施策を実施する時期、件数、時間数などについてどのようなスケジュールを設定し行うのか。 ・施策のスケジュール及び連携をどのように実施するのか。 	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての達成目標を達成するための施策を実施する適切なスケジュールが数値的根拠を踏まえて具体的に示されていること。 ①契約期間における最終目標を示した長期的総合スケジュール ②各期又は年間を通し、計画的な督励の実施を示した戦略的中期スケジュール ③月毎の定例的督励予定を示したルーチンスケジュール
	加点	0~100	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の特性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各特性等に応じた適切かつ効果的なスケジュールの設定について、評価できる内容が具体的に示されていること。 ・施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施されると評価できる内容が具体的に示されていること。 ・本事業を実施するための適切な実施体制の整備・維持方法について、具体的な数値的根拠を踏まえ、評価できる内容が具体的に示されていること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況の把握の方法及び事業方針への反映等について、評価できる内容が具体的に示されていること。
(vi) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務			
納付受託業務の実施内容			
<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問や納付相談会を実施する際、滞納者から納付受託の申出を受けた場合に、受託保険料の盗難、亡失の防止を図るとともに、適切に管理して国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか。 	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者からの納付受託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。

必須項目	200点
加点項目	0~1000点

(別表2) 加点項目の評価手順について

1. 企画提案書の評価

各地区(10地区)ごとに民間事業者から提出される企画提案書について、「(別表1) 総合評価基準表」に基づき、以下の方法により各加点項目を評価する。

2. 評価方法

評価に当たっては、「A～E」の5段階とし、各加点項目ごとに相対評価を基本とする。

評価	評価内容	得点割合
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	100%
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	75%
C	具体性及び実効性があると認められ、評価できるもの。	50%
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるものもしくはやや劣るもの。	25%
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないものもしくは特に劣るもの。	0%

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

【各年金事務所における共通事項】

<p>1 従来の実施に要した経費</p> <p>(注記事項)</p> <p>1. 従来の実施に要した経費として、公共サービス改革法に基づく平成 21 年 10 月開始事業と平成 22 年 10 月開始事業及び平成 24 年 10 月開始事業の経費を各期ごとに開示している。</p> <p>2. 各費目の内容は以下のとおり。(ただし、実際の記載は「③委託費等」のみとしている。)</p> <p>人件費: 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸謝金 物件費: 印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費 委託費等: 委託費、旅費</p> <p>(1)人件費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人件費」は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)、免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出している。</p> <p>業務従事割合 = 各職員の在籍月数 ÷ 12月 × 対象業務従事時間数 ÷ 総勤務時間数</p> <p>民間競争入札実施後の年度における「人件費」は、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事した特定業務契約職員(旧国民年金推進員)の実績を基に算出している。</p> <p>(2)物件費 物件費は、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)及び免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上している。</p> <p>(3)委託費等 「委託費定額部分」に委託契約金額を計上し、「成功報酬等」に委託費の増減額、口座振替・クレジットカード納付獲得による成功報酬額及び電話番号判明件数による成功報酬額(平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては平成 22 年 10 月開始事業のみ)の合計を計上している。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下の通り。(ただし、実際の記載なし。)</p> <p>(1)減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額法により算出している。 ・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出している。 <p>(2)退職給付費用 旧社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上している。</p> <p>(3)間接部門費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「間接部門費」には、旧社会保険事務所を管轄する旧社会保険事務局及び旧社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分している。</p>
<p>2 従来の実施に要した人員</p> <p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度に関する知識と理解を有していること等 <p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年での業務の繁閑は基本的に生じないが、日本年金機構の行動計画では、例年、年末・年度末に収納対策を集中的に実施する。 ・被保険者の異動や景気状況等を背景に滞納者が大幅に増減する可能性がある。 <p>(注記事項)</p> <p>民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際の国民年金推進員等の雇用体系等について、以下のとおり参考に記載する。</p> <p>(1)国民年金推進員 勤務時間 : 1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間) 給与 :</p> <p>(平成 17 年 9 月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月額 156,000 円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が 1 週間の勤務時間の 2 分 1 を超えない場合は、147,000 円) ②賞与 期末給与…6月に 0.85 月分、12 月に 0.90 月分(全員) 勤勉給与…0.30 月分(設置数の1割) 0.15 月分(設置数の2割) <p>(平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月額…Aランク 176,000 円(活動実績の順位が上位 10%以内) Bランク 168,000 円(" 上位 25%まで(Aを除く)) Cランク 160,000 円(" 上位 45%まで(A・Bを除く)) Dランク 152,000 円(" 上位 75%まで(A～Cを除く)) Eランク 144,000 円(上記以外) ②賞与 期末給与…6月に 0.45 月分、12 月に 0.55 月分(全員)

- 勤勉給与…0.80 月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)
0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)
(平成 18 年 4 月から)
- ①月額…Aランク 175,500 円(活動実績の順位が上位 10%以内)
Bランク 167,500 円(" 上位 25%まで(Aを除く))
Cランク 159,500 円(" 上位 45%まで(A・Bを除く))
Dランク 151,500 円(" 上位 75%まで(A～Cを除く))
Eランク 143,600 円(上記以外)
- ただし、各社会保険事務局の国民年金推進員 1 人 1 月当たりの活動実績を全国平均ポイントで除して得た値に応じて、A～Cランクの格付けを調整可能。
- ②賞与 期末給与… 6月に 0.45 月分、12 月に 0.55 月分(全員)
勤勉給与…0.80 月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)
0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)
- (2)特別国民年金推進員
国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置
勤務時間：1日6時間勤務で月10日以内
(平成 18 年 3 月まで)
日額 7,800 円
(平成 18 年 4 月から)
日額 7,780 円
- (3)国民年金収納指導員
常勤職員と同様の勤務時間
日額 Aクラス 12,600 円 Cクラス 7,200 円
- (4)賃金職員
常勤職員と同様の勤務時間
給与は各社会保険事務所により異なる
- (5)特定業務契約職員(旧国民年金推進員)
日額 Aクラス 9,910 円 Cクラス 6,800 円

3 従来の実施に要した施設及び設備

【民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際に使用した施設、設備等】について、以下のとおり参考に記載する。

施設:旧社会保険事務所庁舎(なお、旧社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。)

設備:以下、本業務に共通して使用する設備を記載

- (机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX
- (端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用)
- (PC関係)パソコン、プリンター
- (自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。)
- (その他事務用品類)コピー機、シュレッダー

(注記事項)

1. 特定業務契約職員(旧国民年金推進員)については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用していない。
2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末については、民間事業者に貸与する。(それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなる。)

4 従来の実施における目的の達成の程度

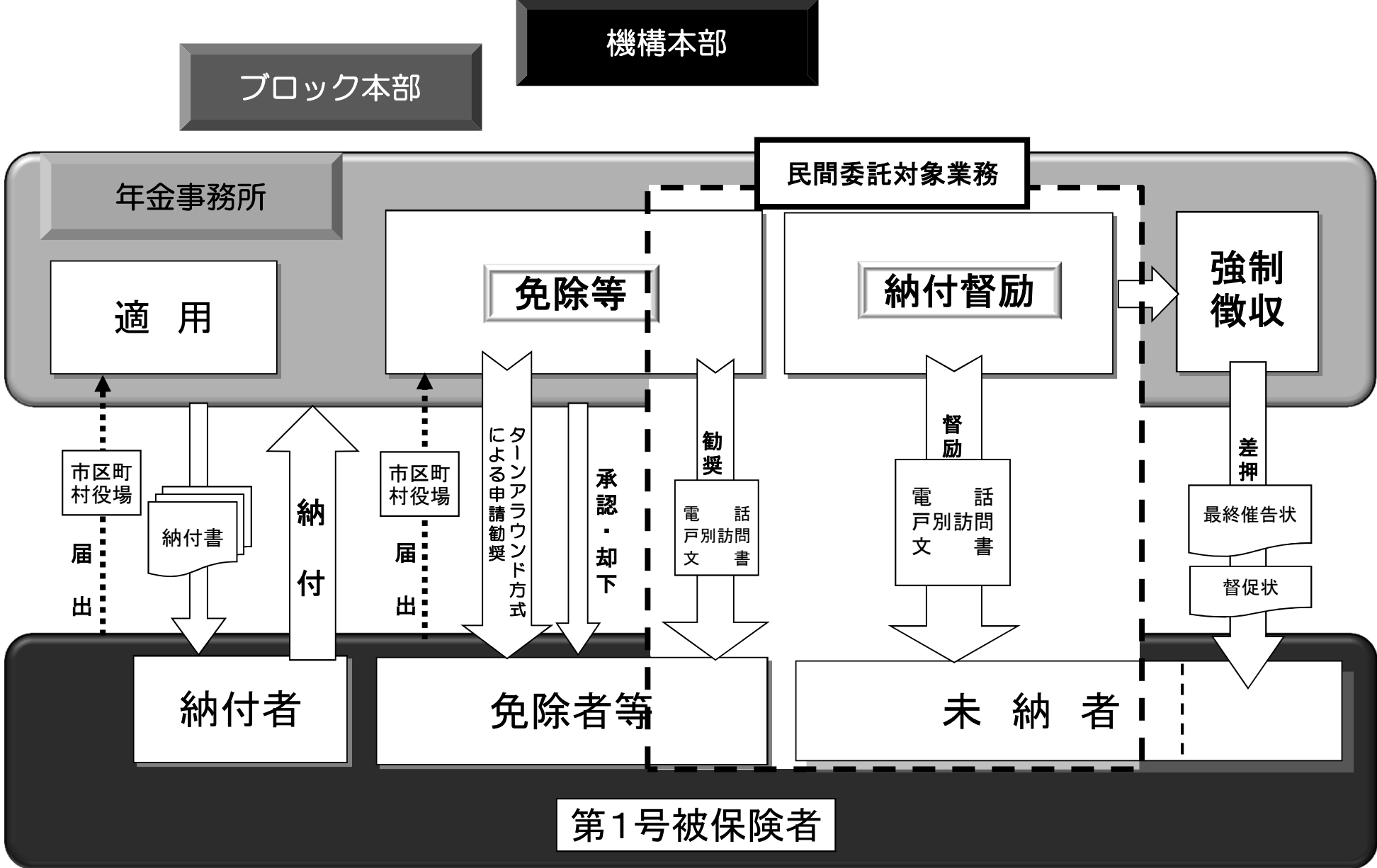
(注記事項)

1. 従来の実施における目的の達成の程度として、要求水準(達成目標)は、被保険者数の減少に伴う見直し後の数値を計上している。

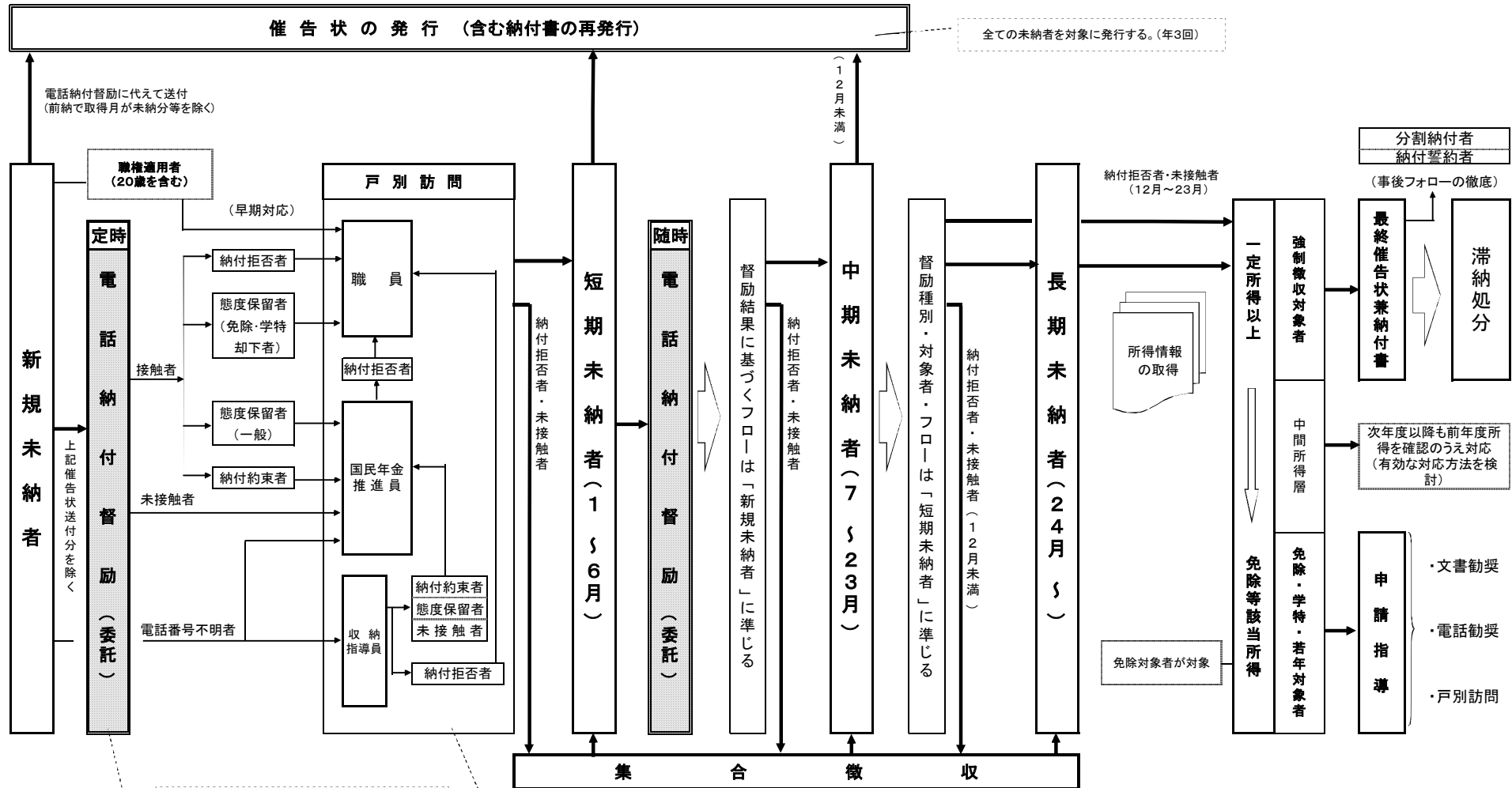
5 従来の実施方法等

従来の実施方法等については、次のフロー図等の通りであり、直近3か年度分の年金事務所別の実績を開示している。

国民年金事業の概要図



民間委託実施前の従前の業務フロー〔標準的な例〕



・全ての新規未納者を対象に毎月実施。
 ・月1回データ抽出後、6営業日〜30営業日以内に実施。
 ・接触できるまでの架電回次に下限はないが、接触率80%以上をノルマに設定。

戸別訪問については、国民年金保険料収納対策の行動計画において各事務所ごとに実施件数が設定され、一般的にその内訳として、
 ・職員が中・長期未納者対応、
 ・国民年金推進員が短期未納者対応、
 ・収納指導員が新規未納者(届出が遅れたことにより、被保険者となったと同時に未納月数が発生する者)対応となっている。

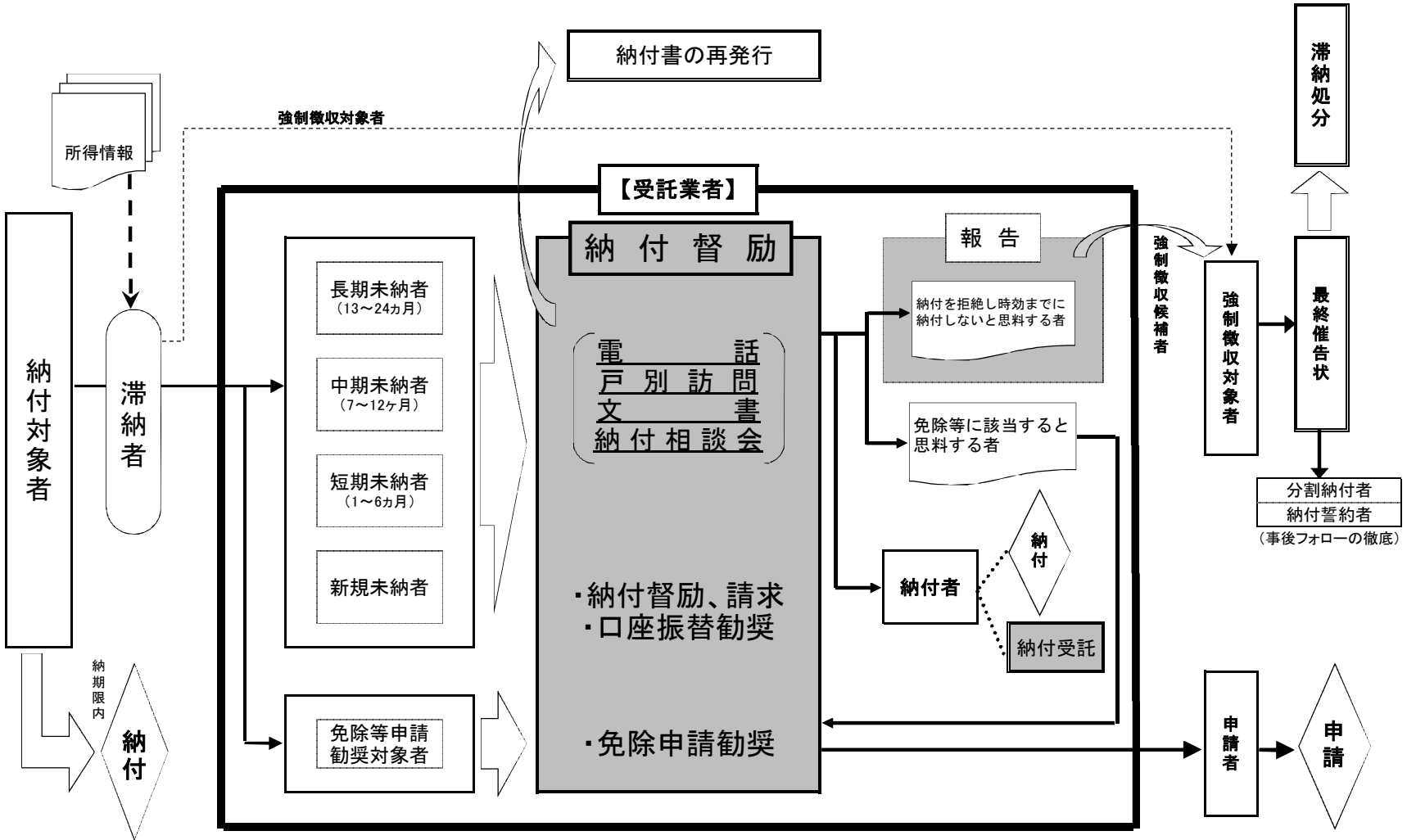
平成25年度 行動計画年間基本スケジュール

	進捗管理、その他	免除等申請勸奨対象の取組	納付督促対象等の取組	強制徴収の取組	関係機関との連携、その他
通年	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の進捗管理（毎月） 市場化受託事業者から提出された「督促実施結果報告書（月次）」の分析（毎月） 市場化受託事業者の達成目標達成状況等の進捗管理（週次） 市場化受託事業者への助言、提案（随時） <p>国民年金収納対策会議【隔週（月2回）】</p> <p>市場化業者との月例打合せ会議【毎月】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場化受託事業者への情報提供（随時） →受付簿、ターンアラウンド未提出者リストなど 職権適用者（2号・3号からの移行者）に対する適用通知書等送付時の免除等申請勸奨（随時） ・20歳到達者（職権適用者含む）に対する年金手帳送付時の免除等申請勸奨（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> 市場化受託事業者への情報提供（随時） →有効と判断される属性別の対象者リスト 一部免除承認者及び職権適用者に対する随時分納付書送付時の納付勸奨（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> 新規着手分及び前年度着手分の2年度内での完結に向けた取組 前々年度以前着手分の計画的な取組 財産調査の確実な実施 公正かつ的確な滞納処分の実施 国税委任対象者の年度内完結に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村との協力・連携（随時） ・磁気媒体による所得情報の7月末までの提供 ・1号加入時における口座振替の促進 ・市区町村窓口における制度説明 ・「かけはし」による市区町村広報誌やホームページへの掲載依頼 ・制度に係るチラシの設置依頼等 ・窓口職員、新任職員研修の実施 ・ハローワークとの連携（随時） ・雇用保険受給者初回説明会等における相談・受付窓口の設置等体制の整備 ・特例免除制度に係るチラシの設置 ・口座振替制度チラシの設置 ・学特申請に係る大学等への協力依頼（随時） ・学特の申請に関する代行事務促進のための協力依頼 ・学特、猶予制度に関するチラシの設置 ・ホームページへの掲載依頼等
3月		H24学特ターンアラウンド申請書 [H23承認者のうち、引き続き在学予定の者]			
4月	<ul style="list-style-type: none"> 市場化業者から年次計画の提出 年次計画の確認及び行動計画策定 市場化業者へ情報提供 	H24学特ターンアラウンド申請書（随時追加送付） [3月末送付対象のデータ反映以降に承認した者]		<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度以前着手分の整理 平成22-23年度着手分の整理 	
5月	前納口座振替不能者への現金前納勸奨				後納制度勸奨
6月	追納勸奨状（免除猶予学特2年目及び免除学特9年目）	<ul style="list-style-type: none"> H24学特ターンアラウンド申請書未提出者に対する再勸奨 学特対象でなくなった者に対する免除・若年者納付猶予制度 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 		<ul style="list-style-type: none"> 納付に至っていない者について全件再点検 	<ul style="list-style-type: none"> 3号不整合種別変更勸奨
7月		<ul style="list-style-type: none"> 定時分納付書（チラシ、申請書、返信用封筒を同封） [前年度特例免除承認者、一部免除承認者など] 	<ul style="list-style-type: none"> 催告状納付書 [過年度に未納を有する者] 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 	<ul style="list-style-type: none"> 督促未了者への督促状送付 	<ul style="list-style-type: none"> 所得情報の提供依頼（未納者） 所得情報の提供依頼（継続申請者） 平成24年分所得情報収録 後納制度勸奨
8月	継続免除承認処理	<ul style="list-style-type: none"> 継続免除却下者等に対する勸奨 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 		<ul style="list-style-type: none"> 所得情報の確認 財産調査 平成24年度新規着手対象者の選定 	
9月					
10月	<ul style="list-style-type: none"> 下期における行動計画の見直し 市場化業者の年次計画の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 免除等ターンアラウンド（初回） [24年所得情報による該当者] 		<ul style="list-style-type: none"> 滞納状況や財産状況により個別の滞納整理を実施 差押え 	<ul style="list-style-type: none"> 最終催告状送付 督促状送付 財産調査 差押え
11月	<ul style="list-style-type: none"> ねんきん月間 保険料控除証明書 [納付実績がある者] 前納口座振替不能者への現金前納勸奨 	<ul style="list-style-type: none"> 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 特別催告状（受託事業者と連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 催告状 [現年度に未納を有する者] 年末対策（納付書送付） [現年のみ等短期未納者（一部免除未納者含む）] 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 		
12月					
1月		<ul style="list-style-type: none"> 免除等ターンアラウンド（2回目） [24年所得情報による該当者] 			
2月	口座振替・前納勸奨	<ul style="list-style-type: none"> 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 特別催告状（受託事業者と連携） 			
3月		<ul style="list-style-type: none"> H25学特ターンアラウンド申請書 [H24承認者のうち、引き続き在学予定] 	<ul style="list-style-type: none"> 年末対策（納付書送付） [現年のみ等短期未納者（一部免除未納者含む）] 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 		
4月		<ul style="list-style-type: none"> H25学特ターンアラウンド申請書（随時追加送付） [3月末送付対象のデータ反映以降に承認した者] 		<ul style="list-style-type: none"> ※随時、強制徴収へ移行 市場化受託事業者と連携した事後フォロー 	

(注) □ 全年金事務所統一的な取組

■ 機構本部から送付する取組

納付督促フローチャート（流れ図）



〔北関東信越ブロック(北関東信越①地区)〕

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

北関東信越①地区(平成21年10月開始事業)		平成23年度 (H23.5~H24.5)	平成24年度 (H24.5~H24.9)	平成24年度 (H24.10~H25.4)	平成25年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	66,579	27,741	-	-
	成功報酬等	▲16,398	▲4,102	-	-
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		50,181	23,639	-	-
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		50,181	23,639	-	-
北関東信越①地区(平成22年10月開始事業)		平成23年度 (H23.5~H24.5)	平成24年度 (H24.5~H24.9)	平成24年度 (H24.10~H25.4)	平成25年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	159,076	66,280	204,977	351,389
	成功報酬等	▲26,489	▲10,196	▲32,635	(実施期間中)
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		132,587	56,084	172,342	351,389
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		132,587	56,084	172,342	351,389
≪北関東信越ブロック合計≫		平成23年度 (H23.5~H24.5)	平成24年度 (H24.5~H24.9)	平成24年度 (H24.10~H25.4)	平成25年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	225,655	94,021	204,977	351,389
	成功報酬等	▲42,887	▲14,298	▲32,635	(実施期間中)
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		182,768	79,723	172,342	351,389
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		182,768	79,723	172,342	351,389

(注1)平成23年度及び平成24年度(H24.5~H24.9)における委託費等は、それぞれの該当期間に支払われた額を、平成21年10月開始年金事務所数と平成22年10月開始年金事務所数に応じて按分している。
(注2)平成24年度(H24.10~H25.4)及び平成25年度における委託費等は、平成22年10月開始事業の欄に表示したため、平成21年10月開始事業の欄は網掛けとしている。
(注3)平成25年度における委託費等は、平成25年5月から平成26年4月までに支払われる見込額(12ヶ月分)を計上している。また、旅費その他は、モデル事業実施経費を計上している。
(注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

〔北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)〕

4 従来の実施における目的の達成の程度

北関東信越①地区(平成21年10月開始事業)		平成23年度 (H23.5~H24.4)	平成24年度 (H24.5~H24.9)	平成24年度 (H24.10~H25.4)	平成25年度 (見込)
現年度	・要求水準(達成目標)[月数]	324,977	146,651		
	・最低水準[月数]	239,341	82,434		
	実施結果[月数]	178,652	72,223		
	・要求水準達成率[%]	55.0%	49.2%		
	・最低水準達成率[%]	74.6%	87.6%		
過年度1年目	・要求水準(達成目標)[月数]	408,704	378,250		
	・最低水準[月数]	331,473	284,266		
	実施結果[月数]	255,300	230,868		
	・要求水準達成率[%]	62.5%	61.0%		
	・最低水準達成率[%]	77.0%	81.2%		
過年度2年目	・要求水準(達成目標)[月数]	339,692	446,274		
	・要求水準[月数]	291,676	357,783		
	実施結果[月数]	266,894	294,129		
	・要求水準達成率[%]	78.6%	65.9%		
	・最低水準達成率[%]	91.5%	82.2%		
免除等	・要求水準(達成目標)[月数]	83,501	49,029		
	・最低水準[件数]	77,459	44,415		
	実施結果[件数]	78,941	64,382		
	・要求水準達成率[%]	94.5%	131.3%		
	・最低水準達成率[%]	101.9%	145.0%		
北関東信越①地区(平成22年10月開始事業)		平成23年度 (H23.5~H24.4)	平成24年度 (H24.5~H24.9)	平成24年度 (H24.10~H25.4)	平成25年度 (見込)
現年度	・達成目標[月数]	432,498	124,109	318,093	487,347
	・最低水準[月数]	330,083	84,710	277,032	375,977
	実施結果[月数]	235,581	69,355	254,288	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]	54.5%	55.9%	79.9%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	71.4%	81.9%	91.8%	(実施期間中)
過年度1年目	・達成目標[月数]	413,135	501,104	141,423	582,929
	・最低水準[月数]	353,148	387,151	98,997	461,173
	実施結果[月数]	293,648	300,676	98,211	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]	71.1%	60.0%	69.4%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	83.2%	77.7%	99.2%	(実施期間中)
過年度2年目	・達成目標[月数]	140,038	464,116	98,970	344,639
	・最低水準[月数]	98,258	388,582	71,260	252,384
	実施結果[月数]	162,662	345,543	79,259	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]	116.2%	74.5%	80.1%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	165.5%	88.9%	111.2%	(実施期間中)
免除等	・達成目標[件数]	122,915	85,226	69,410	210,024
	・最低水準[件数]	116,786	79,012	67,775	200,373
	実施結果[件数]	134,029	103,962	55,165	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]	109.0%	122.0%	79.5%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	114.8%	131.6%	81.4%	(実施期間中)

《北関東・信越ブロック合計》		平成23年度 (H23.5～H24.4)	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度 (見込)
現年度	・要求水準(達成目標)[月数]	757,475	270,760	318,093	487,347
	・最低水準[月数]	569,424	167,144	277,032	375,977
	実施結果[月数]	414,233	141,578	254,288	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	54.7%	52.3%	79.9%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	72.7%	84.7%	91.8%	(実施期間中)
過年度 1年目	・要求水準(達成目標)[月数]	821,839	879,354	141,423	582,929
	・最低水準[月数]	684,621	671,417	98,997	461,173
	実施結果[月数]	548,948	531,544	98,211	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	66.8%	60.4%	69.4%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	80.2%	79.2%	99.2%	(実施期間中)
過年度 2年目	・要求水準(達成目標)[月数]	479,730	910,390	98,970	344,639
	・最低水準[月数]	389,934	746,365	71,260	252,384
	実施結果[月数]	429,556	639,672	79,259	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	89.5%	70.3%	80.1%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	110.2%	85.7%	111.2%	(実施期間中)
免除等	・要求水準(達成目標)[件数]	206,416	134,255	69,410	210,024
	・最低水準[件数]	194,245	123,427	67,775	200,373
	実施結果[件数]	212,970	168,344	55,165	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	103.2%	125.4%	79.5%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	109.6%	136.4%	81.4%	(実施期間中)

(注1)平成24年度(H24.5～H24.9)及び平成25年度における達成目標等は、平成22年10月開始事業の欄に表示したため、平成21年10月開始事業の欄は網掛けとしている。
(注2)平成25年度における数値は、評価期間の途中のため、達成目標と最低水準のみ計上している。
(注3)各年金事務所別の実績については、別紙に計上している。
(注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

4 従来の実施における目的の達成の程度(別紙)

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

対象地区名	事務所名	前々回事業名	平成23年度(H23.5~H24.4)																			
			現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
			達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北関東信越①地区	水戸南	平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)	77,658	57,077	39,646	51.1%	69.5%	75,058	63,165	48,643	64.8%	77.0%	26,579	18,484	27,949	105.2%	151.2%	22,615	21,446	24,480	108.3%	114.2%
	土浦	平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)	141,685	110,586	77,142	54.4%	69.8%	134,994	116,481	100,446	74.4%	86.2%	45,010	31,769	56,129	124.7%	176.7%	42,816	40,834	46,509	108.6%	113.9%
	日立	平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)	32,507	26,274	18,527	57.0%	70.5%	30,992	27,127	23,563	76.0%	86.9%	10,130	7,168	11,898	117.5%	165.5%	10,697	10,247	12,060	112.7%	117.7%
	下館	平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)	91,861	67,676	48,514	52.8%	71.7%	88,859	74,883	58,082	65.4%	77.6%	31,728	22,218	33,007	104.0%	148.6%	21,990	20,663	24,054	109.4%	116.4%
	水戸北	平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)	88,787	68,470	51,752	58.3%	75.6%	83,232	71,492	62,914	75.6%	88.0%	26,591	18,599	33,679	126.7%	181.1%	24,797	23,596	26,916	108.5%	114.1%
	宇都宮西	平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)	99,925	74,653	52,715	52.8%	70.6%	123,619	101,338	81,662	66.1%	80.6%	100,219	86,143	85,995	85.8%	99.8%	26,743	24,896	24,783	92.7%	99.5%
	栃木	平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)	115,462	85,142	65,811	57.0%	77.3%	146,655	119,363	88,599	60.4%	74.2%	124,537	107,294	95,970	77.1%	89.4%	31,766	29,559	29,377	92.5%	99.4%
	大田原	平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)	44,510	32,858	25,545	57.4%	77.7%	55,958	45,407	34,664	61.9%	76.3%	47,053	40,283	35,993	76.5%	89.4%	11,029	10,196	10,639	96.5%	104.3%
	今市	平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)	16,603	12,327	9,050	54.5%	73.4%	21,316	17,462	13,030	61.1%	74.6%	18,173	15,639	13,205	72.7%	84.4%	3,851	3,546	4,174	108.4%	117.7%
宇都宮東	平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)	48,477	34,361	25,531	52.7%	74.3%	61,156	47,903	37,345	61.1%	78.0%	49,710	42,317	35,731	71.9%	84.4%	10,112	9,262	9,968	98.6%	107.6%	

事務所名	平成24年度(H24.5~H24.9)																			
	現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
	達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 (要求水準)	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率
水戸南	22,470	14,583	13,203	58.8%	90.5%	90,802	67,994	51,157	56.3%	75.2%	84,753	69,861	57,662	68.0%	82.5%	15,619	14,441	18,103	115.9%	125.4%
土浦	40,887	28,757	17,615	43.1%	61.3%	163,807	129,000	97,823	59.7%	75.8%	151,489	127,979	117,461	77.5%	91.8%	30,021	27,985	37,078	123.5%	132.5%
日立	8,952	6,602	8,747	97.7%	132.5%	37,251	30,223	23,737	63.7%	78.5%	34,519	29,581	27,271	79.0%	92.2%	7,233	6,786	9,426	130.3%	138.9%
下館	26,340	17,149	15,396	58.5%	89.8%	107,287	80,507	61,529	57.3%	76.4%	100,354	82,881	68,017	67.8%	82.1%	15,130	13,797	18,551	122.6%	134.5%
水戸北	25,460	17,619	14,394	56.5%	81.7%	101,957	79,427	66,430	65.2%	83.6%	93,001	78,280	75,132	80.8%	96.0%	17,223	16,003	20,804	120.8%	130.0%
宇都宮西	46,862	27,509	20,879	44.6%	75.9%	115,893	88,114	69,638	60.1%	79.0%	134,712	109,096	93,609	69.5%	85.8%	15,159	13,795	19,917	131.4%	144.4%
栃木	50,598	27,638	25,300	50.0%	91.5%	134,586	101,263	84,321	62.7%	83.3%	160,411	128,987	103,313	64.4%	80.1%	19,486	17,721	24,466	125.6%	138.1%
大田原	19,809	11,406	11,367	57.4%	99.7%	51,689	38,912	32,579	63.0%	83.7%	61,246	49,110	40,037	65.4%	81.5%	6,470	5,835	8,684	134.2%	148.8%
今市	6,982	4,043	3,451	49.4%	85.4%	19,426	14,710	11,498	59.2%	78.2%	23,335	18,878	14,891	63.8%	78.9%	2,138	1,918	3,368	157.5%	175.6%
宇都宮東	22,400	11,838	11,226	50.1%	94.8%	56,656	41,267	32,832	57.9%	79.6%	66,570	51,712	42,279	63.5%	81.8%	5,776	5,146	7,947	137.6%	154.4%

事務所名	平成24年度(H24.10~H25.4)																			
	現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率
水戸南	32,376	27,324	24,116	74.5%	88.3%	16,086	11,260	9,925	61.7%	88.1%	11,440	8,237	8,294	72.5%	100.7%	7,627	7,441	5,772	75.7%	77.6%
土浦	63,533	55,826	51,256	80.7%	91.8%	25,730	18,011	20,805	80.9%	115.5%	18,330	13,197	17,052	93.0%	129.2%	14,791	14,482	11,692	79.0%	80.7%
日立	14,412	13,336	12,303	85.4%	92.3%	5,676	3,973	4,382	77.2%	110.3%	4,066	2,928	3,209	78.9%	109.6%	3,810	3,737	2,636	69.2%	70.5%
下館	38,663	32,746	31,187	80.7%	95.2%	19,010	13,307	11,403	60.0%	85.7%	13,548	9,754	9,357	69.1%	95.9%	7,664	7,451	6,280	81.9%	84.3%
水戸北	39,215	35,091	33,445	85.3%	95.3%	15,889	11,122	12,551	79.0%	112.8%	11,162	8,037	10,853	97.2%	135.0%	8,328	8,137	7,446	89.4%	91.5%
宇都宮西	41,155	35,954	33,138	80.5%	92.2%	17,725	12,408	13,250	74.8%	106.8%	12,038	8,668	9,751	81.0%	112.5%	8,550	8,347	6,039	70.6%	72.3%
栃木	45,831	39,623	35,782	78.1%	90.3%	21,441	15,009	13,446	62.7%	89.6%	14,755	10,624	10,949	74.2%	103.1%	10,446	10,204	8,163	78.1%	80.0%
大田原	17,636	15,217	13,770	78.1%	90.5%	8,275	5,793	5,341	64.5%	92.2%	5,683	4,092	4,402	77.5%	107.6%	3,431	3,340	3,378	98.5%	101.1%
今市	6,674	5,789	4,963	74.4%	85.7%	3,015	2,111	1,658	55.0%	78.5%	2,077	1,496	1,538	74.0%	102.8%	1,292	1,259	1,026	79.4%	81.5%
宇都宮東	18,598	16,126	14,328	77.0%	88.9%	8,576	6,003	5,450	63.5%	90.8%	5,871	4,227	3,854	65.6%	91.2%	3,471	3,377	2,733	78.7%	80.9%

事務所名	平成25年度																			
	現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標	最低水準	実績	達成目標 達成率	最低水準 達成率
水戸南	51,333	37,475	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	63,742	49,176	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	39,854	29,143	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	23,385	22,272	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
土浦	98,296	77,027	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	115,154	91,780	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	64,683	47,445	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	46,060	44,170	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
日立	21,117	18,185	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	25,733	21,179	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	14,218	10,426	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	12,031	11,582	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
下館	60,586	44,503	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	74,693	57,793	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	47,325	34,688	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	23,463	22,192	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
水戸北	59,820	48,437	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	70,739	57,026	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	39,338	28,825	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	25,935	24,774	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
宇都宮西	62,280	48,304	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	72,931	58,067	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	41,748	30,528	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	25,100	23,936	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
栃木	69,653	53,034	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	83,348	65,714	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	50,563	36,991	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	30,411	29,033	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
大田原	26,491	20,099	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	31,804	25,029	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	19,494	14,259	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	9,928	9,415	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
今市	9,864	7,554	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	11,693	9,247	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	7,120	5,211	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	3,731	3,544	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)
宇都宮東	27,907	21,359	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	33,092	26,162	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	20,296	14,868	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)	9,980	9,455	(実施期間中)	(実施期間中)	(実施期間中)

〔北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)〕

5 従来の実施方法等①

北関東信越①地区(平成21年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成24年度末)
	栃木	宇都宮西	49,378人
		栃木	56,725人
		大田原	21,758人
		今市	7,842人
		宇都宮東	21,335人
小計	1県	5事務所	157,038人
北関東信越①地区(平成22年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成24年度末)
	茨城	水戸南	48,882人
		土浦	73,549人
		日立	16,580人
		下館	53,656人
		水戸北	44,914人
小計	1県	5事務所	237,581人
《北関東・信越ブロック合計》	都道府県数	年金事務所数	滞納者数 (平成24年度末)
合計	2県	10事務所	394,619人

(注)各年金事務所ごとの滞納期間別滞納者数の内訳は、「5 従来の実施方法等②」に計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【水戸南 年金事務所】 (前々回地区名) 平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		90,862	88,340	85,009
滞納者	短期滞納者	11,647	11,147	13,750
	中期滞納者	8,217	8,285	7,738
	長期滞納者①	4,797	4,906	5,238
	長期滞納者②	26,209	24,544	21,698
	計	50,870	48,882	48,424
免除等者	法定免除者	3,763	3,750	3,829
	申請免除(全額)者	12,267	12,449	11,890
	学生納付特例者	4,905	4,787	4,260
	若年者納付猶予者	1,335	1,356	1,463
	計	22,270	22,342	21,442

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。

(注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。

(注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。

(注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

(注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度		未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度	
1カ月	2,733	5.4%	2,443	5.0%	3,032	6.1%	13カ月	699	1.4%	716	1.5%	745	1.5%
2カ月	1,785	3.5%	1,755	3.6%	4,893	9.8%	14カ月	595	1.2%	628	1.3%	2,165	4.3%
3カ月	3,447	6.8%	3,428	7.0%	1,553	3.1%	15カ月	1,794	3.5%	1,955	4.0%	506	1.0%
4カ月	1,332	2.6%	1,283	2.6%	1,327	2.7%	16カ月	559	1.1%	542	1.1%	515	1.0%
5カ月	1,143	2.2%	1,158	2.4%	1,950	3.9%	17カ月	568	1.1%	513	1.0%	753	1.5%
6カ月	1,207	2.4%	1,080	2.2%	995	2.0%	18カ月	582	1.1%	552	1.1%	554	1.1%
7カ月	1,040	2.0%	984	2.0%	1,201	2.4%	19カ月	540	1.1%	538	1.1%	724	1.4%
8カ月	1,037	2.0%	946	1.9%	902	1.8%	20カ月	543	1.1%	494	1.0%	467	0.9%
9カ月	2,214	4.4%	2,637	5.4%	903	1.8%	21カ月	1,675	3.3%	1,714	3.5%	496	1.0%
10カ月	916	1.8%	776	1.6%	2,238	4.5%	22カ月	597	1.2%	552	1.1%	744	1.5%
11カ月	779	1.5%	788	1.6%	779	1.6%	23カ月	713	1.4%	660	1.4%	621	1.2%
12カ月	2,231	4.4%	2,154	4.4%	1,715	3.4%	24カ月	22,141	43.5%	20,586	42.1%	18,646	37.3%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					54,252	49,510	49,968	50,818	51,048	49,121	47,724	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
47,759	51,273	51,751	49,304	44,670	46,575	45,832	47,316	45,578	47,771	47,479	47,597	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
44,698	46,962	47,256	47,139	47,426	47,715	47,254	49,352	45,837				

(注)受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	60.4%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	23,686	22,415	21,088
口座振替者率	34.5%	34.0%	33.2%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	357	410	408
クレジットカード納付者率	0.5%	0.6%	0.6%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	72,367	142,296	211,337	287,808	360,106	427,070	495,115	564,077	631,876	698,919	764,681	830,672
	納付月数	33,660	69,256	104,887	141,215	177,421	214,019	250,578	288,142	323,561	359,202	394,860	431,110
	納付率	46.51%	48.67%	49.63%	49.07%	49.27%	50.11%	50.61%	51.08%	51.21%	51.39%	51.64%	51.90%
	(督促対象月数)		74,824	110,416	153,461	192,609	226,330	261,355	297,055	331,993	366,522	399,994	433,401
	(督促納付月数)		1,784	3,966	6,868	9,924	13,279	16,818	21,120	23,678	26,805	30,173	33,839
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	68,699	135,595	200,960	272,511	340,623	408,221	473,430	539,631	606,540	670,244	733,411	794,632
	納付月数	31,972	65,091	99,058	133,104	167,258	202,638	236,798	272,279	306,092	340,554	375,098	409,953
	納付率	46.54%	48.00%	49.29%	48.84%	49.10%	49.64%	50.02%	50.46%	50.47%	50.81%	51.14%	51.59%
	(督促対象月数)		72,068	105,770	145,722	182,401	218,354	252,282	287,001	322,630	355,419	387,835	417,867
	(督促納付月数)		1,564	3,868	6,315	9,036	12,771	15,650	19,649	22,182	25,729	29,522	33,188
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	65,425	128,925	191,602	259,590	324,246	387,509	448,785	509,332				
	納付月数	30,634	62,444	94,917	127,026	159,928	193,379	227,633	263,082				
	納付率	46.82%	48.43%	49.54%	48.93%	49.32%	49.90%	50.72%	51.65%				
	(督促対象月数)		67,934	100,218	138,287	172,958	206,089	0	0				
	(督促納付月数)		1,453	3,533	5,723	8,640	11,959	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	872,974	870,206	866,906	865,492	864,622	864,873	864,922	867,879	868,284	868,145	867,390	867,742
	納付月数	459,190	461,607	464,293	466,483	467,944	469,219	470,488	471,926	472,833	473,587	474,330	475,591
	納付率	52.60%	53.05%	53.56%	53.90%	54.12%	54.25%	54.40%	54.38%	54.46%	54.55%	54.68%	54.81%
	(督促対象月数)	416,874	414,106	410,806	409,392	408,522	408,773	408,822	411,779	412,184	412,045	411,290	411,642
	(督促納付月数)	3,090	5,507	8,193	10,383	11,844	13,119	14,388	15,826	16,733	17,487	18,230	19,491
21年度分	納付対象月数	905,826	906,182	906,373	906,424	906,662	906,939	907,193	908,626	908,804	908,995	908,637	909,023
	納付月数	505,771	507,448	509,515	511,680	513,298	514,935	516,572	517,692	518,882	519,962	520,961	521,739
	納付率	55.84%	56.00%	56.21%	56.45%	56.61%	56.78%	56.94%	56.98%	57.10%	57.20%	57.33%	57.40%
	(督促対象月数)	401,735	402,091	402,282	402,333	402,571	402,848	403,102	404,535	404,713	404,904	404,546	404,932
	(督促納付月数)	1,680	3,357	5,424	7,589	9,207	10,844	12,481	13,601	14,791	15,871	16,870	17,648
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	829,174	827,337	824,221	821,804	821,433	821,537	821,716	821,848	822,255	822,308	822,542	822,713
	納付月数	434,202	436,141	438,417	440,787	442,726	444,427	445,551	447,795	448,904	450,065	451,108	452,730
	納付率	52.37%	52.72%	53.19%	53.64%	53.90%	54.10%	54.22%	54.49%	54.59%	54.73%	54.84%	55.03%
	(督促対象月数)	398,064	396,227	393,111	390,694	390,323	390,427	390,606	390,738	391,145	391,198	391,432	391,603
	(督促納付月数)	3,092	5,031	7,307	9,677	11,616	13,317	14,441	16,685	17,794	18,955	19,998	21,620
22年度分	納付対象月数	867,819	867,825	868,133	867,214	867,192	867,360	867,555	867,743	868,127	868,210	868,407	868,629
	納付月数	477,141	478,604	480,425	483,060	485,103	486,935	488,307	489,683	491,061	492,166	493,093	493,697
	納付率	54.98%	55.15%	55.34%	55.70%	55.94%	56.14%	56.29%	56.43%	56.57%	56.69%	56.78%	56.84%
	(督促対象月数)	392,228	392,234	392,542	391,623	391,601	391,769	391,964	392,152	392,536	392,619	392,816	393,038
	(督促納付月数)	1,550	3,013	4,834	7,469	9,512	11,344	12,716	14,092	15,470	16,575	17,502	18,106
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	793,170	791,153	788,137	786,087	786,071	786,018	786,030	786,313				
	納付月数	413,147	415,244	418,100	420,192	422,162	423,871	425,657	428,044				
	納付率	52.09%	52.49%	53.05%	53.45%	53.71%	53.93%	54.15%	54.44%				
	(督促対象月数)	383,217	381,200	378,184	376,134	376,118	376,065	376,077	376,360				
	(督促納付月数)	3,194	5,291	8,147	10,239	12,209	13,918	15,704	18,091				
23年度分	納付対象月数	822,773	822,901	823,260	823,629	823,776	823,889	824,001	824,326				
	納付月数	454,714	456,365	458,452	460,558	462,568	464,488	466,000	467,319				
	納付率	55.27%	55.46%	55.69%	55.92%	56.15%	56.38%	56.55%	56.69%				
	(督促対象月数)	370,043	370,171	370,530	370,899	371,046	371,159	371,271	371,596				
	(督促納付月数)	1,984	3,635	5,722	7,828	9,838	11,758	13,270	14,589				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	547	562	575	4,717	1,941	2,046	2,833	1,195	882	667	513	590
学生納付特例	1,502	1,001	651	318	362	373	136	260	186	147	144	187
若年者納付猶予	88	105	111	476	243	284	283	195	132	70	87	81
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	560	460	556	7,274	1,635	2,003	1,044	932	567	376	626	603
学生納付特例	1,809	982	401	430	239	186	225	222	144	107	170	207
若年者納付猶予	115	130	84	804	194	241	118	134	65	64	81	87
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	648	455	407	7,373	1,486	2,222	1,039	886	912			
学生納付特例	1,668	1,018	553	229	288	229	197	259	205			
若年者納付猶予	151	86	81	906	225	246	193	166	145			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	200,796件	84,227件	76,974件	130,035件
	接触件数	26,320件	6,487件	7,565件	21,397件
	納付履行件数	5,881件	1,281件	1,224件	3,233件
	納付月数	8,639月	1,706月	1,943月	4,868月
訪問	督促件数	10,710件	3,916件	15,737件	20,421件
	接触件数	6,109件	1,597件	4,384件	6,359件
	納付履行件数	351件	140件	218件	567件
	納付月数	643月	245月	397月	664月
文書送付件数		18,930件	7,300件	20,599件	35,946件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		70,978	30,164	42,750	54,286
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	8,639	1,706	1,943	4,868
	訪問[D]	643	245	397	664
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	61,696	28,213	40,410	48,754

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	8	1	3	32

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	294	76	116	272

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 土 浦 年 金 事 務 所 】 (前々回地区名) 平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		153,299	149,975	144,618
滞納者	短期滞納者	20,289	20,213	25,386
	中期滞納者	13,725	13,609	12,378
	長期滞納者①	8,376	7,635	8,125
	長期滞納者②	33,865	32,092	28,084
	計	76,255	73,549	73,973
免除等者	法定免除者	6,302	6,447	6,571
	申請免除(全額)者	15,556	16,398	15,229
	学生納付特例者	17,647	17,634	15,903
	若年者納付猶予者	3,119	3,331	3,227
	計	42,624	43,810	40,930

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度		未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度	
1カ月	4,798	6.3%	4,703	6.4%	5,911	7.7%	13カ月	1,305	1.7%	1,182	1.6%	1,038	1.4%
2カ月	3,144	4.1%	3,233	4.4%	8,072	10.6%	14カ月	1,156	1.5%	1,065	1.4%	2,806	3.7%
3カ月	5,946	7.8%	5,872	8.0%	2,983	3.9%	15カ月	3,086	4.0%	2,706	3.7%	865	1.1%
4カ月	2,187	2.9%	2,247	3.1%	2,380	3.1%	16カ月	914	1.2%	830	1.1%	850	1.1%
5カ月	2,074	2.7%	2,103	2.9%	4,195	5.5%	17カ月	902	1.2%	857	1.2%	1,435	1.9%
6カ月	2,140	2.8%	2,055	2.8%	1,845	2.4%	18カ月	1,013	1.3%	995	1.4%	1,131	1.5%
7カ月	1,904	2.5%	1,829	2.5%	2,326	3.0%	19カ月	971	1.3%	868	1.2%	1,149	1.5%
8カ月	1,612	2.1%	1,587	2.2%	1,533	2.0%	20カ月	897	1.2%	904	1.2%	862	1.1%
9カ月	3,106	4.1%	3,271	4.4%	1,458	1.9%	21カ月	2,331	3.1%	2,181	3.0%	823	1.1%
10カ月	1,397	1.8%	1,368	1.9%	3,113	4.1%	22カ月	997	1.3%	964	1.3%	1,095	1.4%
11カ月	1,494	2.0%	1,413	1.9%	1,304	1.7%	23カ月	1,185	1.6%	1,167	1.6%	1,047	1.4%
12カ月	4,212	5.5%	4,141	5.6%	2,644	3.5%	24カ月	27,484	36.0%	26,008	35.4%	23,108	30.3%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					76,082	71,131	71,094	72,443	72,575	70,355	68,956	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
68,295	71,452	77,409	73,722	66,773	68,271	67,473	68,401	66,498	68,992	68,877	69,208	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
65,059	66,756	67,314	68,090	68,487	69,360	66,925	70,972	66,418				

(注)受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	68.1%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	34,994	33,644	31,799
口座振替者率	31.6%	31.7%	30.7%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	1,380	1,434	1,474
クレジットカード納付者率	1.2%	1.4%	1.4%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〔現年度保険料納付実績〕

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	119,851	233,856	345,812	464,859	579,088	691,516	803,279	917,797	1,027,545	1,136,544	1,242,825	1,345,373
	納付月数	59,712	123,205	186,860	252,350	317,724	383,484	449,591	518,598	582,684	646,831	713,363	779,602
	納付率	49.82%	52.68%	54.04%	54.29%	54.87%	55.46%	55.97%	56.50%	56.71%	56.91%	57.40%	57.95%
	(督促対象月数)		113,997	166,586	226,009	281,005	334,017	386,870	441,759	492,638	543,529	592,006	635,806
	(督促納付月数)		3,346	7,634	13,500	19,641	25,985	33,182	42,560	47,777	53,816	62,544	70,035
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	113,885	222,981	329,112	443,088	552,766	660,859	766,772	873,830	979,932	1,083,842	1,185,202	1,282,538
	納付月数	56,427	115,185	175,768	236,954	297,680	361,948	423,573	489,357	550,342	613,120	676,300	740,255
	納付率	49.55%	51.66%	53.41%	53.48%	53.85%	54.77%	55.24%	56.00%	56.16%	56.57%	57.06%	57.72%
	(督促対象月数)		110,877	160,914	218,732	272,689	324,428	374,733	425,499	475,776	524,397	570,577	611,592
	(督促納付月数)		3,081	7,570	12,598	17,603	25,517	31,534	41,026	46,186	53,675	61,675	69,309
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	110,028	214,812	316,870	423,893	529,115	633,085	733,552	831,329				
	納付月数	54,591	111,511	170,089	228,445	288,760	349,544	411,785	477,392				
	納付率	49.62%	51.91%	53.68%	53.89%	54.57%	55.21%	56.14%	57.43%				
	(督促対象月数)		106,151	153,854	207,254	258,443	308,110	0	0				
	(督促納付月数)		2,850	7,073	11,806	18,088	24,569	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〔過年度保険料納付実績〕

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	1,390,572	1,390,109	1,388,232	1,385,871	1,386,509	1,387,625	1,388,135	1,395,353	1,396,816	1,396,970	1,397,412	1,397,691
	納付月数	822,883	827,241	832,895	837,618	840,528	843,246	845,546	848,695	850,718	852,635	855,446	858,527
	納付率	59.18%	59.51%	60.00%	60.44%	60.62%	60.77%	60.91%	60.82%	60.90%	61.03%	61.22%	61.42%
	(督促対象月数)	573,147	572,684	570,807	568,446	569,084	570,200	570,710	577,928	579,391	579,545	579,987	580,266
	(督促納付月数)	5,458	9,816	15,470	20,193	23,103	25,821	28,121	31,270	33,293	35,210	38,021	41,102
21年度分	納付対象月数	1,431,708	1,432,656	1,433,212	1,433,801	1,434,380	1,434,922	1,435,281	1,438,761	1,439,337	1,439,741	1,440,230	1,440,602
	納付月数	900,233	903,542	907,733	911,676	914,577	917,600	920,638	922,915	925,066	927,040	929,074	930,570
	納付率	62.88%	63.07%	63.34%	63.58%	63.76%	63.95%	64.14%	64.15%	64.27%	64.39%	64.51%	64.60%
	(督促対象月数)	534,971	535,919	536,475	537,064	537,643	538,185	538,544	542,024	542,600	543,004	543,493	543,865
	(督促納付月数)	3,496	6,805	10,996	14,939	17,840	20,863	23,901	26,178	28,329	30,303	32,337	33,833
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	1,341,546	1,338,185	1,334,592	1,332,430	1,333,207	1,333,693	1,334,316	1,335,212	1,335,787	1,335,693	1,336,722	1,337,120
	納付月数	784,875	788,867	793,571	797,766	800,485	804,378	807,129	811,811	814,245	816,881	819,432	822,595
	納付率	58.51%	58.95%	59.46%	59.87%	60.04%	60.31%	60.49%	60.80%	60.96%	61.16%	61.30%	61.52%
	(督促対象月数)	561,944	558,583	554,990	552,828	553,605	554,091	554,714	555,610	556,185	556,091	557,120	557,518
	(督促納付月数)	5,273	9,265	13,969	18,164	20,883	24,776	27,527	32,209	34,643	37,279	39,830	42,993
22年度分	納付対象月数	1,398,275	1,398,469	1,398,924	1,399,595	1,400,783	1,401,313	1,401,840	1,402,786	1,403,243	1,403,313	1,404,423	1,404,857
	納付月数	861,736	864,639	868,692	873,315	876,498	880,742	883,761	886,784	889,476	891,687	893,633	894,896
	納付率	61.63%	61.83%	62.10%	62.40%	62.57%	62.85%	63.04%	63.22%	63.39%	63.54%	63.63%	63.70%
	(督促対象月数)	539,748	539,942	540,397	541,068	542,256	542,786	543,313	544,259	544,716	544,786	545,896	546,330
	(督促納付月数)	3,209	6,112	10,165	14,788	17,971	22,215	25,234	28,257	30,949	33,160	35,106	36,369
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	1,278,702	1,276,153	1,270,870	1,269,131	1,269,012	1,269,101	1,269,006	1,270,193				
	納付月数	746,141	751,193	756,807	760,711	765,296	769,111	772,925	777,189				
	納付率	58.35%	58.86%	59.55%	59.94%	60.31%	60.60%	60.91%	61.19%				
	(督促対象月数)	538,447	535,898	530,615	528,876	528,757	528,846	528,751	529,938				
	(督促納付月数)	5,886	10,938	16,552	20,456	25,041	28,856	32,670	36,934				
23年度分	納付対象月数	1,337,174	1,337,691	1,338,466	1,339,220	1,339,666	1,340,335	1,340,409	1,341,236				
	納付月数	826,389	829,781	834,542	838,704	843,892	847,908	851,312	854,196				
	納付率	61.80%	62.03%	62.35%	62.63%	62.99%	63.26%	63.51%	63.69%				
	(督促対象月数)	514,579	515,096	515,871	516,625	517,071	517,740	517,814	518,641				
	(督促納付月数)	3,794	7,186	11,947	16,109	21,297	25,313	28,717	31,601				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,019	793	663	6,830	3,394	2,585	2,205	1,461	1,192	1,039	722	954
学生納付特例	4,418	4,138	2,624	1,479	1,337	1,100	609	926	558	590	526	627
若年者納付猶予	193	221	129	1,121	670	685	555	292	265	183	165	241
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,210	958	905	8,644	3,389	2,775	1,517	1,263	1,029	745	967	978
学生納付特例	5,564	4,335	1,967	1,416	1,009	812	764	688	603	449	651	688
若年者納付猶予	330	322	239	1,518	969	716	333	251	191	160	156	259
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,137	677	663	9,358	3,285	2,598	1,401	1,434	1,439			
学生納付特例	5,335	4,110	2,050	1,122	1,846	798	646	743	628			
若年者納付猶予	339	233	185	1,681	873	847	377	266	335			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	369,301件	152,403件	143,720件	240,615件
	接触件数	53,552件	12,143件	14,321件	41,426件
	納付履行件数	12,717件	2,934件	2,443件	6,691件
	納付月数	20,578月	4,521月	4,490月	10,944月
訪問	督促件数	23,395件	8,033件	29,625件	24,390件
	接触件数	14,460件	3,114件	9,898件	8,175件
	納付履行件数	656件	373件	768件	932件
	納付月数	1,617月	708月	1,541月	1,380月
文書送付件数		30,659件	7,620件	36,932件	66,388件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		144,970	56,457	92,214	112,700
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	22,195	5,229	6,031	12,324
	訪問[D]	20,578	4,521	4,490	10,944
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	1,617	708	1,541	1,380
民間事業者以外の督促 による納付月数[E]		122,775	51,228	86,183	100,376

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注5)直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	19	7	6	52

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	562	132	396	539

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 日立 年金事務所 】 (前々回地区名) 平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		35,808	35,615	34,078
滞納者	短期滞納者	5,055	5,007	6,146
	中期滞納者	2,975	2,992	2,856
	長期滞納者①	1,793	1,702	1,713
	長期滞納者②	7,471	6,879	5,905
	計	17,294	16,580	16,620
免除等者	法定免除者	2,308	2,292	2,276
	申請免除(全額)者	5,096	5,255	4,948
	学生納付特例者	3,324	3,317	3,040
	若年者納付猶予者	842	861	865
	計	11,570	11,725	11,129

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末			平成24年度末			平成25年度						
1カ月	1,267	7.3%	1,223	7.4%	1,591	9.2%	13カ月	257	1.5%	263	1.6%	259	1.5%
2カ月	799	4.6%	875	5.3%	2,048	11.9%	14カ月	239	1.4%	213	1.3%	658	3.8%
3カ月	1,566	9.1%	1,458	8.8%	794	4.6%	15カ月	630	3.6%	681	4.1%	183	1.1%
4カ月	519	3.0%	503	3.0%	518	3.0%	16カ月	214	1.2%	184	1.1%	169	1.0%
5カ月	445	2.6%	506	3.1%	796	4.6%	17カ月	218	1.3%	166	1.0%	271	1.6%
6カ月	459	2.7%	442	2.7%	399	2.3%	18カ月	235	1.4%	195	1.2%	173	1.0%
7カ月	434	2.5%	422	2.5%	481	2.8%	19カ月	225	1.3%	184	1.1%	238	1.4%
8カ月	377	2.2%	384	2.3%	379	2.2%	20カ月	188	1.1%	190	1.1%	170	1.0%
9カ月	693	4.0%	783	4.7%	309	1.8%	21カ月	479	2.8%	508	3.1%	169	1.0%
10カ月	353	2.0%	313	1.9%	854	5.0%	22カ月	242	1.4%	180	1.1%	195	1.1%
11カ月	282	1.6%	277	1.7%	262	1.5%	23カ月	244	1.4%	239	1.4%	203	1.2%
12カ月	836	4.8%	813	4.9%	571	3.3%	24カ月	6,093	35.2%	5,578	33.6%	4,930	28.6%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					18,007	16,736	16,628	17,022	16,938	16,264	16,098	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
15,951	16,676	17,226	16,430	15,258	15,559	15,192	15,400	14,791	15,513	16,262	16,345	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
15,407	15,837	15,944	15,779	15,792	16,053	15,691	16,339	15,325				

(注)受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	66.2%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	7,739	7,642	7,192
口座振替者率	31.9%	32.0%	31.3%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	203	232	227
クレジットカード納付者率	0.8%	1.0%	1.0%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	26,381	51,161	75,614	102,292	126,876	151,272	175,681	200,091	223,652	247,843	270,520	294,041
	納付月数	12,965	27,015	41,089	55,393	69,680	84,084	98,577	113,576	127,628	141,666	156,048	170,606
	納付率	49.15%	52.80%	54.34%	54.15%	54.92%	55.58%	56.11%	56.76%	57.07%	57.16%	57.68%	58.02%
	(督促対象月数)		25,071	36,545	50,309	62,060	73,624	85,277	96,753	107,549	119,101	129,140	139,818
	(督促納付月数)		925	2,020	3,410	4,864	6,436	8,173	10,238	11,525	12,924	14,668	16,383
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	24,670	48,457	71,502	96,918	120,624	145,014	167,587	190,876	214,497	237,593	260,566	282,180
	納付月数	12,392	25,669	39,205	52,787	66,307	80,786	94,598	109,124	122,842	137,068	151,552	166,409
	納付率	50.23%	52.97%	54.83%	54.47%	54.97%	55.71%	56.45%	57.17%	57.27%	57.69%	58.16%	58.97%
	(督促対象月数)		23,659	34,291	47,282	58,669	70,554	80,722	91,512	102,616	113,276	123,745	132,493
	(督促納付月数)		871	1,994	3,151	4,352	6,326	7,733	9,760	10,961	12,751	14,731	16,722
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	24,340	47,197	69,686	93,738	116,821	139,882	162,197	183,750				
	納付月数	12,510	25,751	39,266	52,599	66,352	80,198	94,261	108,951				
	納付率	51.40%	54.56%	56.35%	56.11%	56.80%	57.33%	58.12%	59.29%				
	(督促対象月数)		22,184	32,192	44,048	54,883	65,686	0	0				
	(督促納付月数)		738	1,772	2,909	4,414	6,002	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	312,188	310,978	309,805	308,405	308,214	308,105	308,246	309,096	309,055	309,122	308,866	308,938
	納付月数	183,229	184,479	185,862	186,763	187,426	187,999	188,597	189,357	189,804	190,194	190,514	190,973
	納付率	58.69%	59.32%	59.99%	60.56%	60.81%	61.02%	61.18%	61.26%	61.41%	61.53%	61.68%	61.82%
	(督促対象月数)	130,342	129,132	127,959	126,559	126,368	126,259	126,400	127,250	127,209	127,276	127,020	127,092
	(督促納付月数)	1,383	2,633	4,016	4,917	5,580	6,153	6,751	7,511	7,958	8,348	8,668	9,127
21年度分	納付対象月数	333,228	333,144	333,235	333,263	333,272	333,307	333,394	333,711	333,756	333,823	333,687	333,723
	納付月数	205,605	206,263	207,322	208,194	208,819	209,439	210,114	210,606	211,076	211,455	211,795	212,122
	納付率	61.70%	61.91%	62.21%	62.47%	62.66%	62.84%	63.02%	63.11%	63.24%	63.34%	63.47%	63.56%
	(督促対象月数)	128,237	128,153	128,244	128,272	128,281	128,316	128,403	128,720	128,765	128,832	128,696	128,732
	(督促納付月数)	614	1,272	2,331	3,203	3,828	4,448	5,123	5,615	6,085	6,464	6,804	7,131
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	293,470	292,891	291,323	290,679	290,880	290,914	290,973	291,155	291,311	291,390	291,525	291,588
	納付月数	172,004	173,155	174,326	174,940	175,728	176,613	177,179	178,171	178,670	179,248	179,734	180,283
	納付率	58.61%	59.12%	59.84%	60.18%	60.41%	60.71%	60.89%	61.19%	61.33%	61.51%	61.65%	61.83%
	(督促対象月数)	122,864	122,285	120,717	120,073	120,274	120,308	120,367	120,549	120,705	120,784	120,919	120,982
	(督促納付月数)	1,398	2,549	3,720	4,334	5,122	6,007	6,573	7,565	8,064	8,642	9,128	9,677
22年度分	納付対象月数	309,137	309,162	309,229	309,292	309,441	309,502	309,561	309,656	309,733	309,783	309,869	309,906
	納付月数	191,673	192,313	193,114	193,907	194,748	195,493	196,051	196,654	197,206	197,617	197,969	198,148
	納付率	62.00%	62.20%	62.45%	62.69%	62.94%	63.16%	63.33%	63.51%	63.67%	63.79%	63.89%	63.94%
	(督促対象月数)	118,164	118,189	118,256	118,319	118,468	118,529	118,588	118,683	118,760	118,810	118,896	118,933
	(督促納付月数)	700	1,340	2,141	2,934	3,775	4,520	5,078	5,681	6,233	6,644	6,996	7,175
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	281,492	280,768	279,306	277,830	277,990	278,207	278,154	278,178				
	納付月数	167,998	169,055	170,461	171,293	172,052	172,928	173,625	174,565				
	納付率	59.68%	60.21%	61.03%	61.65%	61.89%	62.16%	62.42%	62.75%				
	(督促対象月数)	115,083	114,359	112,897	111,421	111,581	111,798	111,745	111,769				
	(督促納付月数)	1,589	2,646	4,052	4,884	5,643	6,519	7,216	8,156				
23年度分	納付対象月数	291,633	291,618	291,662	291,930	292,000	292,036	292,061	292,119				
	納付月数	180,948	181,571	182,492	183,373	184,065	184,864	185,371	185,892				
	納付率	62.05%	62.26%	62.57%	62.81%	63.04%	63.30%	63.47%	63.64%				
	(督促対象月数)	111,350	111,335	111,379	111,647	111,717	111,753	111,778	111,836				
	(督促納付月数)	665	1,288	2,209	3,090	3,782	4,581	5,088	5,609				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	163	188	226	1,184	2,498	997	487	430	253	228	198	256
学生納付特例	766	899	583	186	237	247	88	157	97	102	86	122
若年者納付猶予	52	69	47	148	363	361	90	76	59	39	43	35
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	216	217	199	3,250	827	828	327	404	215	160	243	281
学生納付特例	1,216	786	304	253	158	147	116	145	113	72	110	141
若年者納付猶予	56	61	58	375	176	299	57	76	53	39	31	53
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	389	189	154	3,338	1,034	757	322	350	338			
学生納付特例	1,140	449	574	196	335	169	158	103	114			
若年者納付猶予	84	61	68	475	224	306	94	61	58			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	81,498件	36,791件	30,641件	53,151件
	接触件数	12,562件	3,853件	3,432件	9,777件
	納付履行件数	3,071件	860件	666件	1,725件
	納付月数	4,914月	1,158月	1,223月	2,776月
訪問	督促件数	5,867件	2,654件	9,516件	9,715件
	接触件数	3,758件	631件	2,041件	2,653件
	納付履行件数	188件	48件	124件	250件
	納付月数	344月	78月	272月	369月
文書送付件数		6,816件	1,935件	9,185件	14,328件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイドによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		32,641	13,249	20,325	24,071
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	4,914	1,158	1,223	2,776
	訪問[D]	344	78	272	369
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	27,383	12,013	18,830	20,926

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	1	2	0	13

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	97	58	211	281

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 下館 年金事務所 】 (前々回地区名) 平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		103,707	100,228	95,743
滞納者	短期滞納者	13,859	13,647	16,702
	中期滞納者	9,508	9,396	8,705
	長期滞納者①	5,919	5,492	5,946
	長期滞納者②	26,662	25,121	22,066
	計	55,948	53,656	53,419
免除等者	法定免除者	5,162	5,171	5,197
	申請免除(全額)者	10,102	10,304	9,918
	学生納付特例者	6,504	6,611	5,931
	若年者納付猶予者	1,597	1,717	1,774
	計	23,365	23,803	22,820

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末			平成24年度末			平成25年度						
1カ月	3,301	5.9%	3,010	5.6%	3,898	7.1%	13カ月	938	1.7%	810	1.5%	784	1.4%
2カ月	2,161	3.9%	2,083	3.9%	5,491	10.0%	14カ月	782	1.4%	787	1.5%	2,222	4.0%
3カ月	3,975	7.1%	3,839	7.2%	1,935	3.5%	15カ月	2,058	3.7%	1,852	3.5%	678	1.2%
4カ月	1,621	2.9%	1,702	3.2%	1,771	3.2%	16カ月	657	1.2%	636	1.2%	661	1.2%
5カ月	1,411	2.5%	1,492	2.8%	2,236	4.1%	17カ月	728	1.3%	677	1.3%	885	1.6%
6カ月	1,390	2.5%	1,521	2.8%	1,371	2.5%	18カ月	756	1.4%	730	1.4%	716	1.3%
7カ月	1,296	2.3%	1,168	2.2%	1,489	2.7%	19カ月	660	1.2%	692	1.3%	759	1.4%
8カ月	1,247	2.2%	1,219	2.3%	1,150	2.1%	20カ月	672	1.2%	701	1.3%	644	1.2%
9カ月	2,307	4.1%	2,402	4.5%	1,127	2.0%	21カ月	1,636	2.9%	1,688	3.1%	617	1.1%
10カ月	1,050	1.9%	986	1.8%	1,992	3.6%	22カ月	729	1.3%	708	1.3%	774	1.4%
11カ月	1,009	1.8%	976	1.8%	992	1.8%	23カ月	813	1.5%	880	1.6%	876	1.6%
12カ月	2,599	4.6%	2,645	4.9%	1,955	3.5%	24カ月	22,152	39.6%	20,452	38.1%	18,396	33.4%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					59,669	54,950	55,886	57,192	57,500	54,770	53,123	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
52,635	56,248	57,821	54,655	51,173	51,618	50,603	52,704	50,954	55,276	54,991	55,063	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
50,652	53,365	51,714	51,902	52,747	52,044	51,757	54,510	50,054				

(注)受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	64.4%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	31,679	29,419	27,758
口座振替者率	39.4%	38.5%	38.1%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	471	505	547
クレジットカード納付者率	0.6%	0.7%	0.8%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〔現年度保険料納付実績〕

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	85,207	167,892	249,230	336,170	418,643	501,923	583,945	666,763	746,232	826,031	905,180	980,024
	納付月数	43,746	89,751	135,899	182,630	229,407	276,389	323,466	371,784	417,465	463,140	509,418	555,821
	納付率	51.34%	53.46%	54.53%	54.33%	54.80%	55.07%	55.39%	55.76%	55.94%	56.07%	56.28%	56.72%
	(督促対象月数)		80,243	118,084	161,695	201,160	241,293	280,450	320,195	357,113	394,932	432,378	465,295
	(督促納付月数)		2,102	4,753	8,155	11,924	15,759	19,971	25,216	28,346	32,041	36,616	41,092
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	80,607	159,287	235,398	318,508	397,826	477,026	553,889	631,431	708,402	784,698	857,723	929,575
	納付月数	41,136	83,632	126,970	170,273	213,732	258,693	302,275	348,100	391,312	435,117	479,556	523,797
	納付率	51.03%	52.50%	53.94%	53.46%	53.72%	54.23%	54.57%	55.13%	55.24%	55.45%	55.91%	56.35%
	(督促対象月数)		77,565	113,072	155,942	195,115	233,984	270,905	308,200	345,261	382,274	416,016	448,101
	(督促納付月数)		1,910	4,644	7,707	11,021	15,651	19,921	24,869	28,171	32,693	37,849	42,323
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	76,739	150,971	224,639	302,712	376,940	450,639	520,885	590,445				
	納付月数	39,133	79,393	120,417	160,859	202,680	244,613	287,433	332,347				
	納付率	50.99%	52.59%	53.60%	53.14%	53.77%	54.28%	55.18%	56.29%				
	(督促対象月数)		73,203	108,235	148,489	184,715	220,294	0	0				
	(督促納付月数)		1,625	4,013	6,636	10,455	14,268	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〔過年度保険料納付実績〕

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	1,034,765	1,031,688	1,029,472	1,027,393	1,027,008	1,027,300	1,027,136	1,029,334	1,028,590	1,028,928	1,029,017	1,029,075
	納付月数	595,954	598,376	601,700	604,289	605,910	607,193	608,449	610,403	611,411	612,403	613,616	614,955
	納付率	57.59%	58.00%	58.45%	58.82%	59.00%	59.11%	59.24%	59.30%	59.44%	59.52%	59.63%	59.76%
	(督促対象月数)	442,125	439,048	436,832	434,753	434,368	434,660	434,496	436,694	435,950	436,288	436,377	436,435
	(督促納付月数)	3,314	5,736	9,060	11,649	13,270	14,553	15,809	17,763	18,771	19,763	20,976	22,315
21年度分	納付対象月数	1,091,022	1,091,098	1,091,274	1,091,362	1,091,314	1,091,375	1,091,395	1,092,376	1,091,980	1,092,078	1,092,294	1,092,380
	納付月数	661,129	663,022	665,469	667,778	669,583	671,175	672,916	674,215	675,451	676,566	677,691	678,465
	納付率	60.60%	60.77%	60.98%	61.19%	61.36%	61.50%	61.66%	61.72%	61.86%	61.95%	62.04%	62.11%
	(督促対象月数)	431,667	431,743	431,919	432,007	431,959	432,020	432,040	433,021	432,625	432,723	432,939	433,025
	(督促納付月数)	1,774	3,667	6,114	8,423	10,228	11,820	13,561	14,860	16,096	17,211	18,336	19,110
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	978,835	977,872	973,693	972,000	971,709	971,773	971,829	972,146	972,320	972,436	972,509	972,630
	納付月数	559,226	561,690	564,742	567,135	568,779	570,699	572,062	574,532	575,913	577,353	578,590	580,406
	納付率	57.13%	57.44%	58.00%	58.35%	58.53%	58.73%	58.86%	59.10%	59.23%	59.37%	59.49%	59.67%
	(督促対象月数)	423,014	422,051	417,872	416,179	415,888	415,952	416,008	416,325	416,499	416,615	416,688	416,809
	(督促納付月数)	3,405	5,869	8,921	11,314	12,958	14,878	16,241	18,711	20,092	21,532	22,769	24,585
22年度分	納付対象月数	1,029,155	1,029,145	1,029,593	1,029,617	1,029,663	1,029,757	1,029,860	1,030,270	1,030,482	1,030,621	1,030,680	1,030,816
	納付月数	616,525	618,303	620,441	623,367	625,453	627,347	628,983	630,508	632,055	633,367	634,536	635,244
	納付率	59.91%	60.08%	60.26%	60.54%	60.74%	60.92%	61.07%	61.20%	61.34%	61.45%	61.56%	61.63%
	(督促対象月数)	414,200	414,190	414,638	414,662	414,708	414,802	414,905	415,315	415,527	415,666	415,725	415,861
	(督促納付月数)	1,570	3,348	5,486	8,412	10,498	12,392	14,028	15,553	17,100	18,412	19,581	20,289
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	927,975	926,215	924,953	922,637	920,908	919,411	919,399	919,294				
	納付月数	527,269	529,474	532,581	534,720	536,660	538,191	540,861	543,909				
	納付率	56.82%	57.17%	57.58%	57.96%	58.28%	58.54%	58.83%	59.17%				
	(督促対象月数)	404,178	402,418	401,156	398,840	397,111	395,614	395,602	395,497				
	(督促納付月数)	3,472	5,677	8,784	10,923	12,863	14,394	17,064	20,112				
23年度分	納付対象月数	972,679	972,657	972,719	973,003	973,190	973,194	973,281	973,307				
	納付月数	582,402	584,064	586,751	589,329	591,253	592,880	595,118	597,207				
	納付率	59.88%	60.05%	60.32%	60.57%	60.75%	60.92%	61.15%	61.36%				
	(督促対象月数)	392,273	392,251	392,313	392,597	392,784	392,788	392,875	392,901				
	(督促納付月数)	1,996	3,658	6,345	8,923	10,847	12,474	14,712	16,801				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	478	544	572	2,762	3,570	2,345	1,021	579	653	768	499	601
学生納付特例	1,914	1,446	748	602	500	409	236	314	212	234	212	217
若年者納付猶予	103	141	116	397	597	486	215	89	110	136	115	113
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	676	555	560	4,827	2,679	1,766	835	842	614	502	448	666
学生納付特例	2,370	1,176	782	659	296	305	337	265	191	147	295	227
若年者納付猶予	157	175	109	660	451	348	186	214	144	99	109	159
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	665	413	371	5,595	1,255	2,324	972	1,232	885			
学生納付特例	2,181	1,305	853	325	608	357	315	310	184			
若年者納付猶予	159	154	98	864	263	510	276	268	238			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	238,903件	105,116件	96,540件	157,954件
	接触件数	32,112件	8,121件	8,892件	26,485件
	納付履行件数	7,129件	1,739件	1,587件	4,168件
	納付月数	10,809月	2,661月	2,446月	5,920月
訪問	督促件数	13,121件	5,477件	14,019件	18,377件
	接触件数	9,259件	1,957件	5,459件	6,976件
	納付履行件数	484件	101件	160件	533件
	納付月数	907月	245月	320月	784月
文書送付件数		24,632件	4,390件	24,023件	43,930件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイドによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		82,517	34,477	52,720	62,816
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	11,716	2,906	2,766	6,704
	訪問[D]	10,809	2,661	2,446	5,920
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	907	245	320	784
民間事業者以外の督促 による納付月数[E]		70,801	31,571	49,954	56,112

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注5)直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	1	1	2	57

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	616	218	236	163

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【水戸北 年金事務所】 (前々回地区名) 平成22年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		94,015	92,148	89,391
滞納者	短期滞納者	12,608	12,100	14,798
	中期滞納者	8,265	7,889	7,624
	長期滞納者①	5,092	4,898	4,931
	長期滞納者②	21,688	20,027	17,727
	計	47,653	44,914	45,080
免除等者	法定免除者	6,212	6,351	6,376
	申請免除(全額)者	10,780	11,463	10,392
	学生納付特例者	7,873	7,946	7,327
	若年者納付猶予者	1,879	2,129	1,992
	計	26,744	27,889	26,087

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度		未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度	
1カ月	2,973	6.2%	2,706	6.0%	3,556	7.4%	13カ月	701	1.5%	779	1.7%	656	1.4%
2カ月	1,938	4.1%	1,864	4.2%	4,909	10.3%	14カ月	665	1.4%	589	1.3%	1,869	3.9%
3カ月	3,906	8.2%	3,803	8.5%	1,689	3.5%	15カ月	1,994	4.2%	1,906	4.2%	523	1.1%
4カ月	1,382	2.9%	1,313	2.9%	1,363	2.8%	16カ月	558	1.2%	518	1.2%	525	1.1%
5カ月	1,121	2.4%	1,156	2.6%	2,177	4.5%	17カ月	543	1.1%	520	1.2%	751	1.6%
6カ月	1,288	2.7%	1,258	2.8%	1,104	2.3%	18カ月	631	1.3%	586	1.3%	607	1.3%
7カ月	1,140	2.4%	1,025	2.3%	1,192	2.5%	19カ月	565	1.2%	514	1.1%	639	1.3%
8カ月	995	2.1%	918	2.0%	927	1.9%	20カ月	575	1.2%	492	1.1%	493	1.0%
9カ月	1,942	4.1%	1,915	4.3%	886	1.9%	21カ月	1,435	3.0%	1,401	3.1%	486	1.0%
10カ月	891	1.9%	767	1.7%	2,049	4.3%	22カ月	537	1.1%	543	1.2%	639	1.3%
11カ月	874	1.8%	803	1.8%	820	1.7%	23カ月	758	1.6%	790	1.8%	684	1.4%
12カ月	2,423	5.1%	2,461	5.5%	1,750	3.7%	24カ月	17,818	37.4%	16,287	36.3%	14,786	30.9%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					49,792	46,616	46,367	47,274	47,220	45,575	44,942
平成24年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
44,376	46,476	48,758	46,656	41,764	43,837	43,202	43,734	41,999	43,649	44,521	44,407
平成25年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
41,639	42,847	42,821	42,749	41,892	43,384	42,154	43,665	41,100			

(注)受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	68.5%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	20,839	20,324	19,453
口座振替者率	31.0%	31.6%	30.7%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	574	617	674
クレジットカード納付者率	0.9%	1.0%	1.1%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	71,659	141,761	209,105	282,352	352,669	420,409	488,476	556,281	620,507	687,266	752,345	815,262
	納付月数	34,718	72,139	109,853	148,528	187,081	225,930	264,698	305,485	343,615	382,081	421,020	460,614
	納付率	48.45%	50.89%	52.53%	52.60%	53.05%	53.74%	54.19%	54.92%	55.38%	55.59%	55.96%	56.50%
	(督促対象月数)		71,966	104,487	142,814	178,530	211,462	244,875	277,650	307,251	339,876	371,020	399,290
	(督促納付月数)		2,344	5,235	8,990	12,942	16,983	21,097	26,854	30,359	34,691	39,695	44,642
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	68,225	132,842	197,168	267,085	334,750	399,086	462,419	527,276	593,098	652,631	715,268	776,019
	納付月数	33,409	68,606	105,037	141,572	178,066	216,203	253,518	293,470	330,542	368,289	406,623	445,414
	納付率	48.97%	51.64%	53.27%	53.01%	53.19%	54.17%	54.82%	55.66%	55.73%	56.43%	56.85%	57.40%
	(督促対象月数)		66,325	97,181	133,775	168,258	199,173	229,226	260,284	292,466	318,845	348,372	375,353
	(督促納付月数)		2,089	5,050	8,262	11,574	16,290	20,325	26,478	29,910	34,503	39,727	44,748
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	65,210	128,221	189,396	257,196	321,664	383,314	444,567	505,193				
	納付月数	33,013	67,487	103,055	138,354	174,446	211,154	248,311	288,148				
	納付率	50.63%	52.63%	54.41%	53.79%	54.23%	55.09%	55.85%	57.04%				
	(督促対象月数)		62,483	90,766	126,232	158,287	187,307	0	0				
	(督促納付月数)		1,749	4,425	7,390	11,069	15,147	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	852,095	850,523	848,938	846,663	845,604	845,611	845,794	849,724	849,978	850,433	850,517	850,488
	納付月数	486,266	489,424	493,048	496,120	497,852	499,362	500,804	502,900	504,058	505,465	506,808	508,473
	納付率	57.07%	57.54%	58.08%	58.60%	58.88%	59.05%	59.21%	59.18%	59.30%	59.44%	59.59%	59.79%
	(督促対象月数)	369,786	368,214	366,629	364,354	363,295	363,302	363,485	367,415	367,669	368,124	368,208	368,179
	(督促納付月数)	3,957	7,115	10,739	13,811	15,543	17,053	18,495	20,591	21,749	23,156	24,499	26,164
21年度分	納付対象月数	884,866	885,278	885,537	885,731	885,904	886,124	886,362	888,039	888,210	888,589	888,698	888,782
	納付月数	534,238	536,265	538,728	541,278	543,113	544,914	546,708	548,134	549,442	550,730	551,911	552,819
	納付率	60.38%	60.58%	60.84%	61.11%	61.31%	61.49%	61.68%	61.72%	61.86%	61.98%	62.10%	62.20%
	(督促対象月数)	352,698	353,110	353,369	353,563	353,736	353,956	354,194	355,871	356,042	356,421	356,530	356,614
	(督促納付月数)	2,070	4,097	6,560	9,110	10,945	12,746	14,540	15,966	17,274	18,562	19,743	20,651
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	812,664	810,004	807,259	805,889	805,570	805,695	805,832	805,892	806,330	806,426	806,624	806,928
	納付月数	464,471	467,283	470,567	473,561	475,256	477,349	478,829	481,705	483,261	484,689	486,127	488,322
	納付率	57.15%	57.69%	58.29%	58.76%	59.00%	59.25%	59.42%	59.77%	59.93%	60.10%	60.27%	60.52%
	(督促対象月数)	352,050	349,390	346,645	345,275	344,956	345,081	345,218	345,278	345,716	345,812	346,010	346,314
	(督促納付月数)	3,857	6,669	9,953	12,947	14,642	16,735	18,215	21,091	22,647	24,075	25,513	27,708
22年度分	納付対象月数	850,602	850,693	850,679	850,984	851,227	851,534	851,654	851,755	852,217	852,398	852,671	852,919
	納付月数	510,535	512,576	515,271	519,046	521,265	523,399	525,408	527,323	529,215	530,619	531,944	532,850
	納付率	60.02%	60.25%	60.57%	60.99%	61.24%	61.47%	61.69%	61.91%	62.10%	62.25%	62.39%	62.47%
	(督促対象月数)	342,129	342,220	342,206	342,511	342,754	343,061	343,181	343,282	343,744	343,925	344,198	344,446
	(督促納付月数)	2,062	4,103	6,798	10,573	12,792	14,926	16,935	18,850	20,742	22,146	23,471	24,377
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	774,231	772,836	768,769	767,422	767,220	767,362	767,186	767,152				
	納付月数	449,168	451,842	454,869	457,518	459,827	461,742	463,689	466,772				
	納付率	58.01%	58.47%	59.17%	59.62%	59.93%	60.17%	60.44%	60.84%				
	(督促対象月数)	328,817	327,422	323,355	322,008	321,806	321,948	321,772	321,738				
	(督促納付月数)	3,754	6,428	9,455	12,104	14,413	16,328	18,275	21,358				
23年度分	納付対象月数	807,136	807,370	807,683	808,043	808,097	808,243	808,258	808,322				
	納付月数	490,786	492,767	495,170	498,066	500,685	503,383	505,313	507,257				
	納付率	60.81%	61.03%	61.31%	61.64%	61.96%	62.28%	62.52%	62.75%				
	(督促対象月数)	318,814	319,048	319,361	319,721	319,775	319,921	319,936	320,000				
	(督促納付月数)	2,464	4,445	6,848	9,744	12,363	15,061	16,991	18,935				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	605	497	424	4,135	2,954	1,410	1,620	930	1,105	856	476	482
学生納付特例	1,787	2,240	516	1,176	603	528	199	409	233	197	223	371
若年者納付猶予	106	113	101	440	482	373	473	228	205	146	145	128
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	664	659	462	3,884	4,588	1,322	1,271	1,028	549	442	816	507
学生納付特例	2,751	1,415	1,562	519	359	337	343	354	219	175	341	256
若年者納付猶予	182	186	135	585	731	463	450	184	116	104	190	101
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	602	430	375	5,746	1,916	1,891	1,618	876	702			
学生納付特例	2,865	1,732	834	502	658	422	318	330	267			
若年者納付猶予	180	109	73	790	480	667	404	209	152			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	217,799件	94,835件	86,966件	144,526件
	接触件数	31,265件	9,097件	8,869件	25,467件
	納付履行件数	7,304件	1,986件	1,538件	3,967件
	納付月数	11,574月	2,891月	2,761月	6,320月
訪問	督促件数	16,014件	6,211件	21,801件	18,259件
	接触件数	10,223件	2,114件	6,240件	5,554件
	納付履行件数	661件	225件	439件	571件
	納付月数	1,381月	445月	860月	773月
文書送付件数		16,995件	4,575件	20,198件	43,190件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		91,457	39,008	57,825	67,182
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	12,955	3,336	3,621	7,093
	訪問[D]	11,574	2,891	2,761	6,320
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	1,381	445	860	773
民間事業者以外の督促 による納付月数[E]		78,502	35,672	54,204	60,089

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	24	4	0	13

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	716	188	198	156

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【宇都宮西 年金事務所】 (前々回地区名) 平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		93,900	92,051	89,174
滞納者	短期滞納者	13,914	13,224	16,018
	中期滞納者	9,356	9,077	8,499
	長期滞納者①	5,445	5,569	5,609
	長期滞納者②	22,782	21,508	19,468
	計	51,497	49,378	49,594
免除等者	法定免除者	5,981	6,169	6,284
	申請免除(全額)者	9,336	9,366	9,165
	学生納付特例者	7,765	8,075	7,566
	若年者納付猶予者	1,809	2,089	2,148
	計	24,891	25,719	25,163

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。

(注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。

(注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。

(注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

(注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度		未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度	
1カ月	3,489	6.8%	3,053	6.2%	3,840	7.5%	13カ月	888	1.7%	811	1.6%	802	1.6%
2カ月	2,333	4.5%	2,121	4.3%	4,652	9.1%	14カ月	855	1.7%	758	1.5%	1,866	3.6%
3カ月	3,590	7.0%	3,617	7.3%	1,972	3.8%	15カ月	1,618	3.1%	2,081	4.2%	633	1.2%
4カ月	1,579	3.1%	1,609	3.3%	1,628	3.2%	16カ月	657	1.3%	600	1.2%	665	1.3%
5カ月	1,432	2.8%	1,346	2.7%	2,497	4.9%	17カ月	690	1.3%	628	1.3%	961	1.9%
6カ月	1,491	2.9%	1,478	3.0%	1,429	2.8%	18カ月	737	1.4%	691	1.4%	682	1.3%
7カ月	1,246	2.4%	1,263	2.6%	1,520	3.0%	19カ月	696	1.4%	620	1.3%	841	1.6%
8カ月	1,276	2.5%	1,143	2.3%	1,128	2.2%	20カ月	649	1.3%	652	1.3%	670	1.3%
9カ月	2,199	4.3%	2,317	4.7%	989	1.9%	21カ月	1,467	2.8%	1,376	2.8%	618	1.2%
10カ月	1,004	1.9%	995	2.0%	2,345	4.6%	22カ月	703	1.4%	738	1.5%	760	1.5%
11カ月	1,027	2.0%	982	2.0%	863	1.7%	23カ月	825	1.6%	840	1.7%	761	1.5%
12カ月	2,604	5.1%	2,377	4.8%	1,654	3.2%	24カ月	18,442	35.8%	17,282	35.0%	15,818	30.8%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					55,000	50,895	52,129	52,087	52,533	52,624	50,569	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
49,995	51,454	47,356	47,663	47,235	47,661	47,278	47,303	45,443	47,128	46,755	46,836	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
44,328	45,528	45,672	46,349	45,970	46,218	46,047	47,574	44,978				

(注)受託事業者に実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	70.0%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	21,334	20,490	19,402
口座振替者率	30.9%	30.9%	30.3%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	627	667	721
クレジットカード納付者率	0.9%	1.0%	1.1%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	72,700	143,324	212,465	287,731	359,577	422,454	492,768	565,318	633,293	701,980	770,365	835,112
	納付月数	35,439	73,042	111,084	149,922	188,061	224,533	263,332	303,289	340,700	378,385	417,013	456,149
	納付率	48.75%	50.96%	52.28%	52.10%	52.30%	53.15%	53.44%	53.65%	53.80%	53.90%	54.13%	54.62%
	(督促対象月数)		72,371	106,293	146,316	183,233	211,468	247,307	285,140	318,865	353,791	388,582	419,147
	(督促納付月数)		2,089	4,912	8,507	11,717	13,547	17,871	23,111	26,272	30,196	35,230	40,184
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	69,965	138,309	204,277	276,799	344,404	412,653	478,821	545,460	611,179	677,097	742,766	800,575
	納付月数	33,434	68,368	104,676	140,691	177,046	215,143	251,969	290,933	327,549	365,090	403,323	441,589
	納付率	47.79%	49.43%	51.24%	50.83%	51.41%	52.14%	52.62%	53.34%	53.59%	53.92%	54.30%	55.16%
	(督促対象月数)		71,855	104,474	144,048	178,767	213,808	247,037	280,414	313,027	346,175	379,212	403,720
	(督促納付月数)		1,914	4,873	7,940	11,409	16,298	20,185	25,887	29,397	34,168	39,769	44,734
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	66,845	132,014	194,984	262,090	326,729	392,026	455,388	517,080				
	納付月数	32,517	66,348	101,369	135,968	171,412	207,873	244,942	284,332				
	納付率	48.65%	50.26%	51.99%	51.88%	52.46%	53.03%	53.79%	54.99%				
	(督促対象月数)		67,325	97,921	133,203	165,877	199,023	0	0				
	(督促納付月数)		1,659	4,306	7,081	10,560	14,870	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	865,012	863,067	862,404	861,783	861,544	852,323	852,824	857,129	857,196	857,687	857,706	857,887
	納付月数	489,395	492,401	495,801	498,685	500,409	495,262	496,856	498,324	499,373	500,419	501,724	503,495
	納付率	56.58%	57.05%	57.49%	57.87%	58.08%	58.11%	58.26%	58.14%	58.26%	58.35%	58.50%	58.69%
	(督促対象月数)	379,897	377,952	377,289	376,668	376,429	367,208	367,709	372,014	372,081	372,572	372,591	372,772
	(督促納付月数)	4,280	7,286	10,686	13,570	15,294	10,147	11,741	13,209	14,258	15,304	16,609	18,380
21年度分	納付対象月数	898,738	898,964	899,120	899,298	899,740	889,903	890,367	892,253	892,424	892,938	893,035	893,355
	納付月数	543,870	546,233	548,860	551,464	553,488	547,756	549,478	550,823	552,162	553,192	554,334	555,142
	納付率	60.51%	60.76%	61.04%	61.32%	61.52%	61.55%	61.71%	61.73%	61.87%	61.95%	62.07%	62.14%
	(督促対象月数)	357,206	357,432	357,588	357,766	358,208	348,371	348,835	350,721	350,892	351,406	351,503	351,823
	(督促納付月数)	2,338	4,701	7,328	9,932	11,956	6,224	7,946	9,291	10,630	11,660	12,802	13,610
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	834,285	832,703	828,941	828,084	827,712	827,916	828,430	828,404	828,829	829,200	829,457	829,638
	納付月数	459,997	463,347	466,950	469,490	471,460	473,605	475,071	478,016	479,742	481,247	482,840	485,064
	納付率	55.14%	55.64%	56.33%	56.70%	56.96%	57.20%	57.35%	57.70%	57.88%	58.04%	58.21%	58.47%
	(督促対象月数)	378,136	376,554	372,792	371,935	371,563	371,767	372,281	372,255	372,680	373,051	373,308	373,489
	(督促納付月数)	3,848	7,198	10,801	13,341	15,311	17,456	18,922	21,867	23,593	25,098	26,691	28,915
22年度分	納付対象月数	858,355	858,763	859,076	859,189	859,665	860,038	860,471	860,597	861,098	861,431	861,825	862,020
	納付月数	505,404	507,797	510,595	513,560	515,353	517,049	518,668	520,501	522,355	523,766	524,919	525,680
	納付率	58.88%	59.13%	59.44%	59.77%	59.95%	60.12%	60.28%	60.48%	60.66%	60.80%	60.91%	60.98%
	(督促対象月数)	354,860	355,268	355,581	355,694	356,170	356,543	356,976	357,102	357,603	357,936	358,330	358,525
	(督促納付月数)	1,909	4,302	7,100	10,065	11,858	13,554	15,173	17,006	18,860	20,271	21,424	22,185
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	800,206	798,484	796,885	794,536	793,650	793,289	793,592	793,871				
	納付月数	445,263	447,950	451,386	453,675	455,547	457,757	459,988	462,466				
	納付率	55.64%	56.10%	56.64%	57.10%	57.40%	57.70%	57.96%	58.25%				
	(督促対象月数)	358,617	356,895	355,296	352,947	352,061	351,700	352,003	352,282				
	(督促納付月数)	3,674	6,361	9,797	12,086	13,958	16,168	18,399	20,877				
23年度分	納付対象月数	829,877	830,172	830,723	830,827	830,971	831,461	831,787	832,035				
	納付月数	487,226	489,144	492,179	494,472	496,118	498,051	499,783	501,319				
	納付率	58.71%	58.92%	59.25%	59.52%	59.70%	59.90%	60.09%	60.25%				
	(督促対象月数)	344,813	345,108	345,659	345,763	345,907	346,397	346,723	346,971				
	(督促納付月数)	2,162	4,080	7,115	9,408	11,054	12,987	14,719	16,255				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	632	383	385	1,137	4,837	1,777	1,990	448	545	557	389	387
学生納付特例	699	3,786	659	770	430	243	454	371	289	194	347	195
若年者納付猶予	101	149	105	230	1,228	279	330	112	94	84	79	88
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	555	560	475	5,403	961	2,472	1,033	833	426	452	352	361
学生納付特例	2,872	1,832	550	844	480	394	357	318	276	236	267	241
若年者納付猶予	149	189	124	1,188	280	589	229	210	115	129	111	93
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	913	316	409	5,859	1,414	1,619	907	852	780			
学生納付特例	3,169	1,650	593	918	541	438	329	291	266			
若年者納付猶予	283	126	121	1,390	382	532	295	142	176			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	153,851件	77,586件	116,043件	148,999件
	接触件数	31,286件	11,610件	11,387件	26,045件
	納付履行件数	4,992件	1,963件	1,515件	3,498件
	納付月数	9,046月	3,912月	2,640月	5,566月
訪問	督促件数	5,699件	2,931件	19,743件	22,348件
	接触件数	2,093件	1,164件	6,229件	7,584件
	納付履行件数	143件	80件	267件	842件
	納付月数	339月	159月	706月	1,190月
文書送付件数		27,802件	7,404件	27,048件	45,021件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		72,174	38,578	57,256	64,315
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	9,385	4,071	3,346	6,756
	訪問[D]	9,046	3,912	2,640	5,566
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	339	159	706	1,190
民間事業者以外の督促 による納付月数[E]		62,789	34,507	53,910	57,559

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注5)直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	26	21	0	41

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	未実施	未実施	509	396

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	86,781	170,743	253,138	341,970	427,636	513,999	598,608	684,099	765,594	847,287	929,340	1,005,767
	納付月数	43,643	89,505	135,726	182,317	228,977	279,855	327,767	377,191	423,556	470,093	517,578	566,085
	納付率	50.29%	52.42%	53.62%	53.31%	53.54%	54.45%	54.75%	55.14%	55.32%	55.48%	55.69%	56.28%
	(督促対象月数)		83,529	122,734	168,482	211,376	254,290	295,868	337,877	376,390	415,878	455,944	489,892
	(督促納付月数)		2,291	5,322	8,829	12,717	20,146	25,027	30,969	34,352	38,684	44,182	50,210
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	83,684	165,125	243,907	328,376	409,595	489,890	567,277	645,741	722,597	799,330	874,612	947,903
	納付月数	41,469	84,511	129,066	173,303	217,656	264,285	309,035	356,685	400,582	445,940	491,562	537,374
	納付率	49.55%	51.18%	52.92%	52.78%	53.14%	53.95%	54.48%	55.24%	55.44%	55.79%	56.20%	56.69%
	(督促対象月数)		82,723	120,243	163,849	204,392	243,648	280,414	317,846	354,219	390,880	426,234	459,017
	(督促納付月数)		2,109	5,402	8,776	12,453	18,043	22,172	28,790	32,204	37,490	43,184	48,488
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	78,760	155,595	229,788	309,595	385,233	460,454	535,428	606,852				
	納付月数	39,895	81,378	124,022	165,784	208,397	251,761	296,117	342,403				
	納付率	50.65%	52.30%	53.97%	53.55%	54.10%	54.68%	55.30%	56.42%				
	(督促対象月数)		76,130	110,586	151,624	188,361	224,574	0	0				
	(督促納付月数)		1,913	4,820	7,813	11,525	15,881	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	1,040,371	1,038,248	1,037,385	1,036,049	1,034,957	1,045,380	1,045,851	1,048,324	1,049,293	1,049,640	1,049,656	1,049,765
	納付月数	598,624	601,772	605,550	608,154	609,930	618,522	620,005	621,887	622,907	624,155	625,573	627,730
	納付率	57.54%	57.96%	58.37%	58.70%	58.93%	59.17%	59.28%	59.32%	59.36%	59.46%	59.60%	59.80%
	(督促対象月数)	446,280	444,157	443,294	441,958	440,866	451,289	451,760	454,233	455,202	455,549	455,565	455,674
	(督促納付月数)	4,533	7,681	11,459	14,063	15,839	24,431	25,914	27,796	28,816	30,064	31,482	33,639
21年度分	納付対象月数	1,089,702	1,089,963	1,090,174	1,090,390	1,090,454	1,101,616	1,101,887	1,103,168	1,103,628	1,103,895	1,103,967	1,104,077
	納付月数	665,033	667,478	670,901	674,002	675,921	685,149	686,939	688,345	689,793	691,005	692,321	693,302
	納付率	61.03%	61.24%	61.54%	61.81%	61.99%	62.19%	62.34%	62.40%	62.50%	62.60%	62.71%	62.79%
	(督促対象月数)	427,347	427,608	427,819	428,035	428,099	439,261	439,532	440,813	441,273	441,540	441,612	441,722
	(督促納付月数)	2,678	5,123	8,546	11,647	13,566	22,794	24,584	25,990	27,438	28,650	29,966	30,947
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	1,005,601	1,003,455	999,357	997,273	996,594	996,177	996,359	996,375	996,554	996,435	996,952	997,229
	納付月数	570,397	573,961	577,825	580,322	582,366	585,113	586,658	589,688	590,990	592,810	594,303	596,374
	納付率	56.72%	57.20%	57.82%	58.19%	58.44%	58.74%	58.88%	59.18%	59.30%	59.49%	59.61%	59.80%
	(督促対象月数)	439,516	437,370	433,272	431,188	430,509	430,092	430,274	430,290	430,469	430,350	430,867	431,144
	(督促納付月数)	4,312	7,876	11,740	14,237	16,281	19,028	20,573	23,603	24,905	26,725	28,218	30,289
22年度分	納付対象月数	1,049,904	1,050,002	1,050,137	1,050,108	1,050,789	1,050,960	1,051,155	1,051,270	1,051,518	1,051,405	1,051,978	1,052,167
	納付月数	629,968	632,569	636,094	639,614	642,024	644,217	645,933	648,228	649,990	651,468	652,773	653,734
	納付率	60.00%	60.24%	60.57%	60.91%	61.10%	61.30%	61.45%	61.66%	61.81%	61.96%	62.05%	62.13%
	(督促対象月数)	422,174	422,272	422,407	422,378	423,059	423,230	423,425	423,540	423,788	423,675	424,248	424,437
	(督促納付月数)	2,238	4,839	8,364	11,884	14,294	16,487	18,203	20,498	22,260	23,738	25,043	26,004
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	946,312	944,317	942,221	940,341	938,928	937,661	937,830	938,395				
	納付月数	541,779	544,374	548,919	551,385	553,066	555,640	558,004	560,770				
	納付率	57.25%	57.65%	58.26%	58.64%	58.90%	59.26%	59.50%	59.76%				
	(督促対象月数)	408,938	406,943	404,847	402,967	401,554	400,287	400,456	401,021				
	(督促納付月数)	4,405	7,000	11,545	14,011	15,692	18,266	20,630	23,396				
23年度分	納付対象月数	997,344	997,589	997,847	998,045	998,061	998,496	998,792	999,310				
	納付月数	598,970	601,141	605,187	607,912	609,717	611,911	613,829	615,487				
	納付率	60.06%	60.26%	60.65%	60.91%	61.09%	61.28%	61.46%	61.59%				
	(督促対象月数)	400,970	401,215	401,473	401,671	401,687	402,122	402,418	402,936				
	(督促納付月数)	2,596	4,767	8,813	11,538	13,343	15,537	17,455	19,113				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。

(注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	630	404	425	5,660	2,103	1,420	1,834	680	544	787	555	394
学生納付特例	856	5,067	881	874	476	260	506	485	413	348	434	258
若年者納付猶予	147	149	95	915	479	338	403	131	94	139	97	96
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	634	658	467	6,563	2,115	2,052	1,250	1,236	544	720	437	706
学生納付特例	3,760	2,581	925	871	589	477	445	351	346	312	348	370
若年者納付猶予	156	227	173	1,121	571	526	315	232	130	179	118	124
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	595	451	519	6,716	2,072	2,110	1,499	707	1,129			
学生納付特例	3,898	2,350	653	1,114	699	499	421	390	332			
若年者納付猶予	163	153	180	1,241	631	590	356	196	258			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	166,317件	85,449件	126,128件	164,636件
	接触件数	32,737件	12,870件	11,822件	28,425件
	納付履行件数	5,343件	2,107件	2,238件	4,414件
	納付月数	9,636月	4,176月	3,623月	6,828月
訪問	督促件数	7,425件	3,626件	18,342件	24,938件
	接触件数	1,967件	1,329件	6,916件	9,072件
	納付履行件数	142件	88件	329件	989件
	納付月数	373月	277月	678月	1,525月
文書送付件数		47,049件	12,204件	30,173件	46,668件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		114,796	43,028	61,753	71,203
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	9,636	4,176	3,623	6,828
	訪問[D]	373	277	678	1,525
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	104,787	38,575	57,452	62,850

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(注5)直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	21	20	4	61

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	未実施	未実施	289	339

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【大田原 年金事務所】 (前々回地区名) 平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		42,153	40,506	39,158
滞納者	短期滞納者	6,320	6,330	7,127
	中期滞納者	4,158	3,860	3,898
	長期滞納者①	2,704	2,550	2,309
	長期滞納者②	10,050	9,018	8,028
	計	23,232	21,758	21,362
免除等者	法定免除者	2,456	2,486	2,500
	申請免除(全額)者	4,412	4,970	4,746
	学生納付特例者	2,724	2,862	2,654
	若年者納付猶予者	768	926	934
	計	10,360	11,244	10,834

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末			平成24年度末			平成25年度						
1カ月	1,467	6.3%	1,463	6.7%	1,642	7.1%	13カ月	394	1.7%	395	1.8%	318	1.4%
2カ月	983	4.2%	999	4.6%	2,258	9.7%	14カ月	366	1.6%	365	1.7%	799	3.4%
3カ月	1,762	7.6%	1,907	8.8%	875	3.8%	15カ月	1,013	4.4%	1,028	4.7%	275	1.2%
4カ月	822	3.5%	716	3.3%	756	3.3%	16カ月	303	1.3%	254	1.2%	259	1.1%
5カ月	632	2.7%	620	2.8%	981	4.2%	17カ月	290	1.2%	243	1.1%	382	1.6%
6カ月	654	2.8%	625	2.9%	615	2.6%	18カ月	338	1.5%	265	1.2%	276	1.2%
7カ月	554	2.4%	505	2.3%	629	2.7%	19カ月	281	1.2%	262	1.2%	319	1.4%
8カ月	550	2.4%	466	2.1%	477	2.1%	20カ月	305	1.3%	270	1.2%	260	1.1%
9カ月	1,003	4.3%	897	4.1%	471	2.0%	21カ月	721	3.1%	673	3.1%	267	1.1%
10カ月	429	1.8%	431	2.0%	1,109	4.8%	22カ月	307	1.3%	276	1.3%	311	1.3%
11カ月	470	2.0%	450	2.1%	388	1.7%	23カ月	360	1.5%	335	1.5%	322	1.4%
12カ月	1,152	5.0%	1,111	5.1%	824	3.5%	24カ月	8,076	34.8%	7,202	33.1%	6,549	28.2%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					24,790	23,204	24,082	23,908	24,041	23,757	22,623	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
22,401	23,494	22,703	21,686	21,236	21,253	21,200	21,691	20,589	21,773	21,769	22,236	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
21,021	21,795	21,390	21,451	21,183	21,270	20,871	21,777	20,235				

(注)受託事業者に実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	73.8%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	11,720	11,030	10,450
口座振替者率	36.9%	37.7%	36.9%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	257	262	268
クレジットカード納付者率	0.8%	0.9%	0.9%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	33,629	66,458	98,861	132,980	166,094	198,438	231,166	263,863	294,702	325,939	357,429	386,987
	納付月数	16,798	34,568	52,469	70,718	88,890	107,491	125,995	145,091	162,962	180,856	199,350	217,836
	納付率	49.9%	52.01%	53.07%	53.18%	53.52%	54.17%	54.50%	54.99%	55.30%	55.49%	55.77%	56.29%
	(督促対象月数)		32,788	48,511	65,940	82,484	98,189	114,411	130,421	144,717	159,695	175,002	188,255
	(督促納付月数)		898	2,119	3,678	5,280	7,242	9,240	11,649	12,977	14,612	16,923	19,104
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	31,637	62,564	92,516	124,406	155,616	185,895	214,804	243,858	272,560	301,753	329,414	356,556
	納付月数	15,881	32,328	49,321	66,190	83,123	100,891	117,966	136,061	152,878	170,391	187,998	205,452
	納付率	50.20%	51.67%	53.31%	53.20%	53.42%	54.27%	54.92%	55.80%	56.09%	56.47%	57.07%	57.62%
	(督促対象月数)		31,074	45,362	61,696	77,423	92,119	105,576	119,055	132,234	146,021	158,314	169,904
	(督促納付月数)		838	2,167	3,480	4,930	7,115	8,738	11,258	12,552	14,659	16,898	18,800
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	29,358	58,186	86,021	116,823	145,456	174,275	202,145	228,743				
	納付月数	15,236	31,018	47,325	63,300	79,756	96,389	113,439	131,317				
	納付率	51.90%	53.31%	55.02%	54.18%	54.83%	55.31%	56.12%	57.41%				
	(督促対象月数)		27,916	40,639	56,649	70,458	84,332	0	0				
	(督促納付月数)		748	1,943	3,126	4,758	6,446	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	405,314	404,331	403,819	402,977	402,548	402,604	402,680	403,732	403,793	403,995	404,074	404,069
	納付月数	231,178	232,436	233,776	234,958	235,815	236,476	237,193	238,067	238,576	238,999	239,618	240,450
	納付率	57.04%	57.49%	57.89%	58.31%	58.58%	58.74%	58.90%	58.97%	59.08%	59.16%	59.30%	59.51%
	(督促対象月数)	175,896	174,913	174,401	173,559	173,130	173,186	173,262	174,314	174,375	174,577	174,656	174,651
	(督促納付月数)	1,760	3,018	4,358	5,540	6,397	7,058	7,775	8,649	9,158	9,581	10,200	11,032
21年度分	納付対象月数	424,344	424,441	424,490	424,631	424,722	424,863	424,927	425,396	425,502	425,693	425,763	425,770
	納付月数	257,588	258,464	259,624	260,782	261,562	262,468	263,226	263,863	264,383	264,850	265,306	265,676
	納付率	60.70%	60.90%	61.16%	61.41%	61.58%	61.78%	61.95%	62.03%	62.13%	62.22%	62.31%	62.40%
	(督促対象月数)	167,603	167,700	167,749	167,890	167,981	168,122	168,186	168,655	168,761	168,952	169,022	169,029
	(督促納付月数)	847	1,723	2,883	4,041	4,821	5,727	6,485	7,122	7,642	8,109	8,565	8,935
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	385,535	384,643	382,830	381,988	381,246	381,112	381,312	381,360	381,555	381,601	381,627	381,797
	納付月数	219,408	220,805	222,426	223,265	223,978	224,930	225,611	226,723	227,267	228,122	228,688	229,480
	納付率	56.91%	57.41%	58.10%	58.45%	58.75%	59.02%	59.17%	59.45%	59.56%	59.78%	59.92%	60.11%
	(督促対象月数)	167,699	166,807	164,994	164,152	163,410	163,276	163,476	163,524	163,719	163,765	163,791	163,961
	(督促納付月数)	1,572	2,969	4,590	5,429	6,142	7,094	7,775	8,887	9,431	10,286	10,852	11,644
22年度分	納付対象月数	404,099	404,397	404,426	404,417	404,437	404,488	404,681	404,750	404,942	404,987	405,037	405,186
	納付月数	241,149	242,442	243,763	244,935	245,725	246,578	247,423	248,128	248,854	249,500	250,028	250,319
	納付率	59.68%	59.95%	60.27%	60.56%	60.76%	60.96%	61.14%	61.30%	61.45%	61.61%	61.73%	61.78%
	(督促対象月数)	163,649	163,947	163,976	163,967	163,987	164,038	164,231	164,300	164,492	164,537	164,587	164,736
	(督促納付月数)	699	1,992	3,313	4,485	5,275	6,128	6,973	7,678	8,404	9,050	9,578	9,869
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	355,827	354,887	353,591	353,051	352,910	352,509	352,477	352,485				
	納付月数	206,873	207,943	209,492	210,266	211,144	211,891	212,938	213,977				
	納付率	58.14%	58.59%	59.25%	59.56%	59.83%	60.11%	60.41%	60.71%				
	(督促対象月数)	150,375	149,435	148,139	147,599	147,458	147,057	147,025	147,033				
	(督促納付月数)	1,421	2,491	4,040	4,814	5,692	6,439	7,486	8,525				
23年度分	納付対象月数	382,010	382,068	382,179	382,384	382,474	382,577	382,598	382,693				
	納付月数	230,395	231,398	232,630	233,765	234,706	235,732	236,610	237,280				
	納付率	60.31%	60.56%	60.87%	61.13%	61.37%	61.62%	61.84%	62.00%				
	(督促対象月数)	152,530	152,588	152,699	152,904	152,994	153,097	153,118	153,213				
	(督促納付月数)	915	1,918	3,150	4,285	5,226	6,252	7,130	7,800				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	249	172	222	2,248	998	638	485	269	312	359	255	207
学生納付特例	226	1,320	246	270	169	103	141	100	117	82	103	73
若年者納付猶予	68	52	63	316	311	120	77	68	53	58	48	41
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	346	278	252	2,787	1,066	452	499	519	276	356	218	363
学生納付特例	1,035	634	232	261	183	113	147	121	98	110	84	81
若年者納付猶予	75	68	70	374	326	132	141	79	65	88	46	87
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	302	196	214	2,941	638	926	445	400	485			
学生納付特例	1,113	574	184	334	149	175	155	94	99			
若年者納付猶予	65	64	77	425	157	323	153	81	122			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	64,617件	34,409件	56,044件	68,648件
	接触件数	13,908件	5,615件	5,367件	11,760件
	納付履行件数	2,208件	913件	802件	1,367件
	納付月数	3,531月	1,635月	1,166月	1,999月
訪問	督促件数	6,234件	3,135件	8,322件	8,866件
	接触件数	1,552件	922件	2,205件	3,306件
	納付履行件数	174件	67件	73件	275件
	納付月数	448月	138月	197月	398月
文書送付件数		21,790件	3,471件	11,002件	20,468件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイドによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		39,071	16,347	23,966	27,897
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	3,979	1,773	1,363	2,397
	訪問[D]	3,531	1,635	1,166	1,999
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	448	138	197	398
民間事業者以外の督促 による納付月数[E]		35,092	14,574	22,603	25,500

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]=民間事業者の督促による納付月数[B]+民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]=電話[C]+訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	10	9	3	25

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	未実施	未実施	334	283

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 今市 年金事務所 】 (前々回地区名) 平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		15,565	14,807	14,130
滞納者	短期滞納者	2,293	2,323	2,632
	中期滞納者	1,588	1,477	1,406
	長期滞納者①	944	878	918
	長期滞納者②	3,498	3,164	2,749
	計	8,323	7,842	7,705
免除等者	法定免除者	990	983	975
	申請免除(全額)者	1,633	1,790	1,694
	学生納付特例者	1,162	1,143	1,016
	若年者納付猶予者	288	322	345
	計	4,073	4,238	4,030

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末			平成24年度末			平成25年度						
1カ月	542	6.5%	530	6.8%	607	7.3%	13カ月	127	1.5%	114	1.5%	144	1.7%
2カ月	362	4.3%	360	4.6%	775	9.3%	14カ月	148	1.8%	112	1.4%	285	3.4%
3カ月	671	8.1%	657	8.4%	353	4.3%	15カ月	337	4.0%	347	4.4%	97	1.2%
4カ月	267	3.2%	310	4.0%	324	3.9%	16カ月	122	1.5%	98	1.2%	119	1.4%
5カ月	204	2.5%	243	3.1%	365	4.4%	17カ月	107	1.3%	89	1.1%	179	2.2%
6カ月	247	3.0%	223	2.8%	208	2.5%	18カ月	103	1.2%	118	1.5%	94	1.1%
7カ月	198	2.4%	186	2.4%	247	3.0%	19カ月	120	1.4%	91	1.2%	115	1.4%
8カ月	222	2.7%	169	2.2%	169	2.0%	20カ月	110	1.3%	85	1.1%	95	1.1%
9カ月	377	4.5%	361	4.6%	177	2.1%	21カ月	294	3.5%	239	3.0%	87	1.0%
10カ月	176	2.1%	166	2.1%	409	4.9%	22カ月	122	1.5%	126	1.6%	128	1.5%
11カ月	161	1.9%	169	2.2%	131	1.6%	23カ月	134	1.6%	121	1.5%	109	1.3%
12カ月	454	5.5%	426	5.4%	273	3.3%	24カ月	2,718	32.7%	2,502	31.9%	2,215	26.7%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					9,053	8,259	8,627	8,561	8,594	8,486	8,018	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
7,921	8,398	8,373	7,735	7,599	7,553	7,517	7,938	7,304	7,526	7,839	7,788	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
7,216	7,567	7,391	7,379	7,717	7,505	7,493	7,886	7,298				

(注)受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	69.3%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	4,571	4,231	3,945
口座振替者率	39.8%	40.0%	39.1%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	80	84	91
クレジットカード納付者率	0.7%	0.8%	0.9%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	12,402	24,559	36,298	48,984	60,777	72,573	84,419	96,485	107,829	119,031	130,390	141,156
	納付月数	6,307	12,907	19,612	26,422	33,260	40,247	47,068	54,293	60,891	67,514	74,393	81,316
	納付率	50.85%	52.56%	54.03%	53.94%	54.72%	55.46%	55.76%	56.27%	56.47%	56.72%	57.05%	57.61%
	(督促対象月数)		11,983	17,499	23,929	29,507	35,109	40,824	46,687	51,919	57,120	62,485	67,216
	(督促納付月数)		331	813	1,367	1,990	2,783	3,473	4,495	4,981	5,603	6,488	7,376
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	11,451	22,665	33,360	44,745	55,992	67,292	77,908	88,655	99,198	109,483	119,779	129,719
	納付月数	5,854	11,950	18,272	24,517	30,818	37,370	43,771	50,456	56,611	62,998	69,376	75,746
	納付率	51.12%	52.72%	54.77%	54.79%	55.04%	55.53%	56.18%	56.91%	57.07%	57.54%	57.92%	58.39%
	(督促対象月数)		11,051	15,927	21,536	27,023	32,538	37,433	42,378	47,231	51,881	56,573	60,809
	(督促納付月数)		336	839	1,308	1,849	2,616	3,296	4,179	4,644	5,396	6,170	6,836
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	10,642	20,917	30,885	41,647	51,934	62,305	72,098	81,827				
	納付月数	5,542	11,300	17,255	23,098	29,159	35,164	41,290	47,678				
	納付率	52.08%	54.02%	55.87%	55.46%	56.15%	56.44%	57.27%	58.27%				
	(督促対象月数)		9,904	14,393	19,799	24,659	29,641	0	0				
	(督促納付月数)		287	763	1,250	1,884	2,500	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	148,324	148,080	147,732	147,373	147,033	147,108	147,189	147,595	147,644	147,624	147,648	147,695
	納付月数	86,981	87,511	88,101	88,432	88,726	88,992	89,234	89,609	89,790	89,907	90,089	90,412
	納付率	58.64%	59.10%	59.64%	60.01%	60.34%	60.49%	60.63%	60.71%	60.82%	60.90%	61.02%	61.22%
	(督促対象月数)	62,073	61,829	61,481	61,122	60,782	60,857	60,938	61,344	61,393	61,373	61,397	61,444
	(督促納付月数)	730	1,260	1,850	2,181	2,475	2,741	2,983	3,358	3,539	3,656	3,838	4,161
21年度分	納付対象月数	156,394	156,467	156,435	156,451	156,490	156,595	156,656	156,835	156,861	156,864	156,930	156,988
	納付月数	98,018	98,395	98,873	99,259	99,585	99,864	100,179	100,400	100,611	100,749	100,976	101,126
	納付率	62.67%	62.89%	63.20%	63.44%	63.64%	63.77%	63.95%	64.02%	64.14%	64.23%	64.34%	64.42%
	(督促対象月数)	58,680	58,753	58,721	58,737	58,776	58,881	58,942	59,121	59,147	59,150	59,216	59,274
	(督促納付月数)	304	681	1,159	1,545	1,871	2,150	2,465	2,686	2,897	3,035	3,262	3,412
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	140,672	140,352	139,561	139,316	139,193	139,249	139,227	139,247	139,264	139,299	139,300	139,378
	納付月数	81,937	82,378	82,907	83,307	83,500	83,798	84,013	84,474	84,634	84,826	84,971	85,233
	納付率	58.25%	58.69%	59.41%	59.80%	59.99%	60.18%	60.34%	60.66%	60.77%	60.89%	61.00%	61.15%
	(督促対象月数)	59,356	59,036	58,245	58,000	57,877	57,933	57,911	57,931	57,948	57,983	57,984	58,062
	(督促納付月数)	621	1,062	1,591	1,991	2,184	2,482	2,697	3,158	3,318	3,510	3,655	3,917
22年度分	納付対象月数	147,881	147,936	147,905	148,004	148,043	148,116	148,110	148,122	148,110	148,135	148,154	148,212
	納付月数	90,724	91,142	91,526	91,959	92,235	92,580	92,847	93,146	93,406	93,618	93,802	93,913
	納付率	61.35%	61.61%	61.88%	62.13%	62.30%	62.51%	62.69%	62.88%	63.07%	63.20%	63.31%	63.36%
	(督促対象月数)	57,469	57,524	57,493	57,592	57,631	57,704	57,698	57,710	57,698	57,723	57,742	57,800
	(督促納付月数)	312	730	1,114	1,547	1,823	2,168	2,435	2,734	2,994	3,206	3,390	3,501
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	129,429	128,952	128,386	128,287	128,191	128,137	128,156	128,116				
	納付月数	76,348	76,737	77,210	77,534	77,890	78,320	78,635	79,013				
	納付率	58.99%	59.51%	60.14%	60.44%	60.76%	61.12%	61.36%	61.67%				
	(督促対象月数)	53,683	53,206	52,640	52,541	52,445	52,391	52,410	52,370				
	(督促納付月数)	602	991	1,464	1,788	2,144	2,574	2,889	3,267				
23年度分	納付対象月数	139,412	139,459	139,595	139,661	139,712	139,718	139,717	139,671				
	納付月数	85,565	85,886	86,325	86,714	87,069	87,440	87,760	88,007				
	納付率	61.38%	61.59%	61.84%	62.09%	62.32%	62.58%	62.81%	63.01%				
	(督促対象月数)	54,179	54,226	54,362	54,428	54,479	54,485	54,484	54,438				
	(督促納付月数)	332	653	1,092	1,481	1,836	2,207	2,527	2,774				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	94	75	82	801	317	430	157	103	106	116	111	90
学生納付特例	79	543	97	126	47	37	67	58	59	41	40	39
若年者納付猶予	7	20	30	122	37	131	22	25	16	8	20	21
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	115	102	78	1,004	467	208	86	168	102	116	69	85
学生納付特例	422	222	71	136	77	42	73	47	31	23	48	36
若年者納付猶予	23	29	30	149	143	50	36	16	22	14	22	32
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	111	53	106	1,033	375	241	112	177	112			
学生納付特例	415	191	109	106	84	59	52	34	38			
若年者納付猶予	28	15	35	156	155	77	40	32	25			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	17,836件	11,115件	21,923件	25,594件
	接触件数	4,178件	2,096件	2,013件	4,499件
	納付履行件数	681件	329件	374件	771件
	納付月数	1,165月	583月	496月	982月
訪問	督促件数	5,425件	2,382件	3,494件	4,138件
	接触件数	1,549件	689件	1,379件	1,420件
	納付履行件数	149件	74件	93件	217件
	納付月数	238月	111月	165月	252月
文書送付件数		15,067件	1,755件	4,305件	6,612件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		14,949	5,856	8,398	10,315
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	1,165	583	496	982
	訪問[D]	238	111	165	252
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	13,546	5,162	7,737	9,081

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]=民間事業者の督促による納付月数[B]+民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]=電話[C]+訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	0	0	0	0

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	未実施	未実施	47	75

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

[北関東・信越ブロック(北関東信越①地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【宇都宮東 年金事務所】 (前々回地区名) 平成21年10月開始事業(北関東信越①地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		42,922	41,325	39,379
滞納者	短期滞納者	6,100	5,977	7,030
	中期滞納者	4,121	3,955	3,721
	長期滞納者①	2,507	2,384	2,205
	長期滞納者②	9,831	9,019	8,041
	計	22,559	21,335	20,997
免除等者	法定免除者	2,424	2,453	2,528
	申請免除(全額)者	3,999	4,260	4,038
	学生納付特例者	2,904	2,988	2,730
	若年者納付猶予者	765	873	958
	計	10,092	10,574	10,254

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度		未納月数	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度	
1カ月	1,534	6.8%	1,385	6.5%	1,810	8.0%	13カ月	457	2.0%	343	1.6%	283	1.2%
2カ月	980	4.3%	955	4.5%	1,979	8.7%	14カ月	315	1.4%	344	1.6%	774	3.4%
3カ月	1,531	6.8%	1,661	7.8%	916	4.0%	15カ月	815	3.6%	881	4.1%	269	1.2%
4カ月	774	3.4%	721	3.4%	717	3.2%	16カ月	274	1.2%	268	1.3%	244	1.1%
5カ月	662	2.9%	593	2.8%	995	4.4%	17カ月	283	1.3%	262	1.2%	357	1.6%
6カ月	619	2.7%	662	3.1%	613	2.7%	18カ月	363	1.6%	286	1.3%	278	1.2%
7カ月	563	2.5%	591	2.8%	630	2.8%	19カ月	295	1.3%	269	1.3%	334	1.5%
8カ月	504	2.2%	462	2.2%	499	2.2%	20カ月	322	1.4%	262	1.2%	249	1.1%
9カ月	1,013	4.5%	961	4.5%	454	2.0%	21カ月	715	3.2%	633	3.0%	274	1.2%
10カ月	430	1.9%	424	2.0%	1,021	4.5%	22カ月	295	1.3%	298	1.4%	322	1.4%
11カ月	467	2.1%	449	2.1%	361	1.6%	23カ月	344	1.5%	307	1.4%	313	1.4%
12カ月	1,144	5.1%	1,068	5.0%	756	3.3%	24カ月	7,860	34.8%	7,250	34.0%	6,549	28.9%

(注)平成25年度は、平成25年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					23,651	21,912	22,768	22,649	22,821	22,643	21,549	
平成24年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
21,447	22,793	22,122	20,936	20,615	20,795	20,725	21,325	20,294	21,809	22,125	22,048	
平成25年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
20,538	21,352	20,928	20,953	20,960	20,654	20,429	21,314	19,768				

(注)受託事業者に実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成26年3月時点)〉

	平成25年度	(%)
電話番号収録率	66.4%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
口座振替者数	12,575	11,896	11,054
口座振替者率	38.3%	38.7%	38.0%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度
クレジットカード納付者数	168	182	196
クレジットカード納付者率	0.5%	0.6%	0.7%

(注1) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用者数(クレジットカード納付利用者数) / 保険料納付対象者数 × 100

(注2)平成25年度は、平成25年12月時点の数値を計上している。

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	34,681	68,383	101,651	137,089	170,849	204,223	238,369	272,646	305,081	337,990	370,229	401,983
	納付月数	18,375	37,711	57,226	76,881	96,569	116,603	136,549	157,113	176,337	195,782	215,723	235,766
	納付率	52.98%	55.15%	56.30%	56.08%	56.52%	57.10%	57.28%	57.63%	57.80%	57.93%	58.27%	58.65%
	(督促対象月数)		31,585	46,571	63,850	79,566	94,852	111,052	127,301	141,859	157,139	171,766	185,715
	(督促納付月数)		913	2,146	3,642	5,286	7,232	9,232	11,768	13,115	14,931	17,260	19,498
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	32,862	64,933	96,161	129,331	161,928	193,761	224,686	255,868	286,555	316,574	346,517	375,373
	納付月数	17,286	35,199	53,812	72,131	90,745	110,176	128,765	148,472	166,660	185,450	204,391	223,411
	納付率	52.60%	54.21%	55.96%	55.77%	56.04%	56.86%	57.31%	58.03%	58.16%	58.58%	58.98%	59.52%
	(督促対象月数)		30,574	44,635	60,837	76,501	91,241	105,269	119,439	133,273	146,560	159,863	171,811
	(督促納付月数)		840	2,286	3,637	5,318	7,656	9,348	12,043	13,378	15,436	17,737	19,849
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
25年度分	納付対象月数	30,700	60,793	90,255	121,511	151,677	181,433	209,961	238,005				
	納付月数	16,457	33,454	51,128	68,379	86,138	104,335	122,569	141,903				
	納付率	53.61%	55.03%	56.65%	56.27%	56.79%	57.51%	58.38%	59.62%				
	(督促対象月数)		28,109	41,336	56,661	70,860	84,613	0	0				
	(督促納付月数)		770	2,209	3,529	5,321	7,515	0	0				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とも、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 現年度における督促対象月数は、納付対象月数から納期限(当該月の翌月末日)内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から納期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	418,533	417,809	417,186	416,219	415,971	415,973	416,156	417,137	417,410	417,635	417,674	417,751
	納付月数	252,293	253,482	255,036	255,994	256,720	257,325	258,019	258,801	259,231	259,712	260,323	261,165
	納付率	60.28%	60.67%	61.13%	61.50%	61.72%	61.86%	62.00%	62.04%	62.10%	62.19%	62.33%	62.52%
	(督促対象月数)	168,149	167,425	166,802	165,835	165,587	165,589	165,772	166,753	167,026	167,251	167,290	167,367
	(督促納付月数)	1,909	3,098	4,652	5,610	6,336	6,941	7,635	8,417	8,847	9,328	9,939	10,781
21年度分	納付対象月数	442,784	442,893	442,902	443,012	443,028	443,087	443,152	443,632	443,682	443,972	444,042	444,158
	納付月数	283,473	284,196	285,360	286,273	286,996	287,735	288,429	288,912	289,386	289,785	290,248	290,614
	納付率	64.02%	64.17%	64.43%	64.62%	64.78%	64.94%	65.09%	65.12%	65.22%	65.27%	65.36%	65.43%
	(督促対象月数)	160,321	160,430	160,439	160,549	160,565	160,624	160,689	161,169	161,219	161,509	161,579	161,695
	(督促納付月数)	1,010	1,733	2,897	3,810	4,533	5,272	5,966	6,449	6,923	7,322	7,785	8,151
		平成24年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	401,282	400,280	398,099	397,536	397,196	397,111	397,191	397,095	397,217	397,279	397,273	397,146
	納付月数	237,579	238,784	240,620	241,658	242,273	243,578	244,102	245,604	246,185	246,907	247,523	248,262
	納付率	59.20%	59.65%	60.44%	60.79%	61.00%	61.34%	61.46%	61.85%	61.98%	62.15%	62.31%	62.51%
	(督促対象月数)	165,516	164,514	162,333	161,770	161,430	161,345	161,425	161,329	161,451	161,513	161,507	161,380
	(督促納付月数)	1,813	3,018	4,854	5,892	6,507	7,812	8,336	9,838	10,419	11,141	11,757	12,496
22年度分	納付対象月数	417,890	417,881	417,884	417,876	417,909	417,969	418,085	418,021	418,141	418,243	418,227	418,147
	納付月数	261,960	262,707	264,184	265,309	265,984	266,783	267,509	268,376	269,022	269,501	269,926	270,260
	納付率	62.69%	62.87%	63.22%	63.49%	63.65%	63.83%	63.98%	64.20%	64.34%	64.44%	64.54%	64.63%
	(督促対象月数)	156,725	156,716	156,719	156,711	156,744	156,804	156,920	156,856	156,976	157,078	157,062	156,982
	(督促納付月数)	795	1,542	3,019	4,144	4,819	5,618	6,344	7,211	7,857	8,336	8,761	9,095
		平成25年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
24年度分	納付対象月数	374,870	373,838	373,199	372,629	372,086	371,420	371,295	371,220				
	納付月数	225,158	226,393	228,942	229,927	230,755	232,647	233,542	234,684				
	納付率	60.06%	60.56%	61.35%	61.70%	62.02%	62.64%	62.90%	63.22%				
	(督促対象月数)	151,459	150,427	149,788	149,218	148,675	148,009	147,884	147,809				
	(督促納付月数)	1,747	2,982	5,531	6,516	7,344	9,236	10,131	11,273				
23年度分	納付対象月数	397,227	397,198	397,242	397,192	397,275	397,412	397,399	397,386				
	納付月数	249,223	250,287	252,017	253,181	253,949	255,612	256,397	257,156				
	納付率	62.74%	63.01%	63.44%	63.74%	63.92%	64.32%	64.52%	64.71%				
	(督促対象月数)	148,965	148,936	148,980	148,930	149,013	149,150	149,137	149,124				
	(督促納付月数)	961	2,025	3,755	4,919	5,687	7,350	8,135	8,894				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数は、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除、全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数は、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度又は翌年度+翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とも、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数は、納付月数から、前年度又は前々年度における納期限内納付月数を除いた月数を計上している。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	282	144	176	1,993	765	761	412	258	208	303	190	175
学生納付特例	212	1,398	268	280	173	109	137	131	112	88	119	82
若年者納付猶予	60	41	50	287	147	258	120	54	33	63	39	40
	平成24年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	284	210	167	2,289	948	474	426	376	191	248	274	222
学生納付特例	1,126	622	273	254	171	122	120	133	88	117	91	75
若年者納付猶予	68	82	54	374	289	140	92	72	47	50	51	60
	平成25年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	244	120	156	2,363	863	450	463	394	323			
学生納付特例	1,171	622	199	273	151	145	130	135	90			
若年者納付猶予	89	37	82	412	351	206	169	110	70			

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理件数から承認取消処理件数を除いている。

〈民間事業者による納付督促状況〉

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
電話	督促件数	68,929件	38,565件	57,606件	67,643件
	接触件数	14,858件	6,595件	4,716件	11,652件
	納付履行件数	2,382件	1,017件	872件	1,758件
	納付月数	4,029月	2,012月	1,273月	2,842月
訪問	督促件数	5,341件	2,599件	7,260件	10,528件
	接触件数	1,765件	838件	2,719件	3,669件
	納付履行件数	179件	67件	74件	396件
	納付月数	474月	139月	164月	554月
文書送付件数		14,535件	3,642件	12,303件	19,833件

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)「電話督促」は、音声ガイドによる案内件数を除いて計上している。

(注3)督促件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に対して督促した件数である。

(注4)接触件数は、民間事業者が本人及び連帯納付義務者に接触した件数である。(同一日内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)納付履行件数及び納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

(注6)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈納付期限後に納付された現年度保険料及び過年度保険料の納付実績の内訳(民間事業者の督促と民間事業者以外の督促)〉 (月)

		平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
納付期限後納付月数[A]		38,430	16,644	24,796	33,159
民間事業者の督促による 納付月数[B]	電話[C]	4,503	2,151	1,437	3,396
	訪問[D]	4,029	2,012	1,273	2,842
	民間事業者以外の督促 による納付月数[E]	474	139	164	554
民間事業者以外の督促 による納付月数[E]		33,927	14,493	23,359	29,763

(注1)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

(注2)納付期限後納付月数[A]＝民間事業者の督促による納付月数[B]＋民間事業者以外の督促による納付月数[E]

※納付期限後納付月数[A]は、前頁における「現年度保険料納付実績」の督促納付月数と「過年度保険料納付実績」の督促納付月数の合計と同値である。

(注3)民間事業者の督促による納付月数[B]＝電話[C]＋訪問[D]

※電話[C]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の電話納付月数と同値である。

※訪問[D]は、同頁における「民間事業者による納付督促状況」の訪問納付月数と同値である。

(注4)民間事業者の督促による納付月数は、オンライン記録に収録されている収納記録から、納付日を基点に直前の督促者が、民間事業者の場合のみ抽出している。

(直前の督促者が民間事業者であっても、文書督促の場合は抽出されない。また、督促の結果、免除等動奨となった場合も抽出されない。)

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
獲得件数	18	5	0	33

(注)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成23年度	平成24年度 (H24.5～H24.9)	平成24年度 (H24.10～H25.4)	平成25年度
判明件数	未実施	未実施	302	188

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成23年度及び平成24年度(H24.5～H24.9)においては、平成22年10月開始年金事務所のみ計上している。

(注2)平成25年度については、平成25年5月から平成25年12月までの8カ月分の実績を計上している。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

（欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
- 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従つて、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

- 一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法
- 二 入札金額
- 2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従つて、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。
- 3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第十二条 国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従つて、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項 ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあつては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

- 2 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者が

なかった場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

- 3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

(民間競争入札実施要項)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従つて、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

- 2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
 - 二 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
 - 三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
 - 五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
 - 六 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
 - 七 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項
 - 八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
 - 九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
 - 十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項
 - 十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項
 - 十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項
- 3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。
 - 一 知識及び能力
 - 二 経理的基礎
 - 三 技術的基礎
 - 四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項
 - 4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。
 - 一 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費
 - 二 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員
 - 三 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備
 - 四 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度
 - 5 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監視委員会の議を経なければならない。
 - 6 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十五条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監視委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条

第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告の徴収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(国民年金法 等の特例)

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であつて、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」

とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

- 4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、日本年金機構の理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- 8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 9 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
 - 一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
 - 二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
 - 三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。
 - 四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。
 - 五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項 又は第九十二条の五第二項 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項 の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項 の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項 の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 正当な理由なく、第二十七条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年七月六日厚生労働省令第四百四十号）

（法第三十三条第一項第三号 に規定する日本年金機構への報告等）

第二条 法第三十三条第一項第三号 の規定により、法第三十三条第一項 に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を日本年金機構に報告しなければならない。

- 一 法第三十三条第一項第一号 に規定する保険料滞納者（以下この条において「保険料滞納者」という。）ごとの法第

三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務の実施状況

- 二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号 の規定により保険料滞納者に対して同号 の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十条第一項 各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号又は国民年金法 等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第二項 各号に該当すると思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 三 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第二号 の規定により保険料滞納者に対して国民年金法第八十七条第一項 に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の納付の請求を行った場合において、当該保険料滞納者が納付を拒絶し、国民年金法第二百二条第四項 の規定により保険料を徴収する権利が時効によって消滅するまでの間に当該保険料を納付することが見込まれないと思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 四 法第三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務を実施した結果を、同号 に規定する面接その他の方法別に日ごとに集計したもの
 - 2 法第三十三条第二項 に規定する厚生労働省令で定める要件は、法第三十三条第一項 に規定する納付受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。
 - 3 法第三十三条第三項 の規定により公共サービス実施民間事業者について、国民年金法第九十二条の三第一項第二号 の規定による指定を受けた者とみなされた場合における国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十二条の四第一項 の適用については、同項 中「法第九十二条の四第一項」とあるのは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第三項 の規定により読み替えて適用する法第九十二条の四第一項」とする。
 - 4 法第三十三条第五項 に規定する厚生労働省令で定める特定業務に関する帳簿書類は、第一項第一号に掲げる事項を記録したものとする。
 - 5 公共サービス実施民間事業者は、前項の帳簿書類を、法第二十条第一項 の契約が終了した日又は保険料滞納者が保険料を納付した日から五年間保存しなければならない。
 - 6 法第三十三条第八項 に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
- 一 法第三十三条第一項 に規定する特定業務（第四号において「特定業務」という。）を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いる行為
- 二 保険料滞納者以外の者に対し、当該保険料滞納者の保険料の納付を勧奨又は請求する行為
- 三 保険料滞納者に対し、貸金業の規制等に関する法律（昭和三十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保険料を納付するための資金を調達することを要求する行為
- 四 特定業務上の用途以外の用途に使用するために、保険料滞納者に係る情報を収集し、又は収集した当該情報を特定業務上の用途以外の用途に使用する行為

○国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第四百十一号）

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第九条第十項 の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると思われ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
- 三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

- 2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。
- 4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

- 2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。
- 4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。
- 5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。
- 6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- 一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- 二 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- 三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- 四 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- 五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- 六 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- 七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しく

は事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

2 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第二百五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。